

子育て支援をつよめ、「子育てするなら神奈川で」の実現を

(要望)

1 子育て支援策の充実・強化

(1) 子どもの権利条約に則り、子どもの権利条例を制定し、子どもたちの権利を守る立場で子どもに係る施策の優先度をあげること。

(回答)

子どもの権利条約について、日本は平成 6 年に批准をしております。本県においては、その精神に沿い平成 10 年 10 月に子どもの人権を守る仕組みとして「かながわ子ども人権相談室事業」を設置し、子どもの最善の利益及び子どもの自身の意見表明権を確保、子ども一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進しております。

当面は上記事業を継続する予定であり、条例制定の予定はありません。

(要望)

(2) 小児医療費助成制度の充実を

小児医療費助成制度の補助対象を所得制限なしで中学校卒業まで拡大し、通院、入院時の一部負担金を撤廃すること。県内すべての市町村への補助率を2分の1に引き上げること。

(回答)

小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っており、制度設計については市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものです。

小児医療費助成については、通院について、病気にかかりやすく、病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い、小学校入学前までの子どもを補助対象としております。

こうしたことから、補助対象年齢を引き上げることは考えておりません。

また、補助率や一部負担金については、制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、市町村とも協議を行いながら定めたものですが、今後の方向性や、見直しに当たっては、慎重に検討してまいります。

(要望)

国に対し中学校卒業までの小児医療費を無料化する全国一律の制度の創設と、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止するよう求めること。

(回答)

小児医療費については、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、「平成 28 年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望いたしました。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

また、国による福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等の削減措置は、国が本来果たすべきセーフティネットを担っている地方自治体の取組を阻害するものであり、国保財政に多大な負担を強いるものです。

県としても、全国知事会等を通じて、国庫負担金等への削減措置の廃止について国へ働きかけを行っております。

なお、国において9月に設置された「子どもの医療費助成に伴う削減措置を緩和する方法を議論する検討会」でも議論がなされているところですので、今後も国の動向を注視し、必要に応じ機会をとらえて働きかけてまいります。

(要望)

(3)産科、小児科などを増やし、安心して医療を受けられる体制を確立すること。

(回答)

県としても、安心安全な分娩環境を確保するため、平成27年3月に県産科医師確保対策研究会から提出された提言の3つの柱の実現に向けて取り組んでまいります。

具体的には、提言の第一「産科医師の集約化」を実現するため、ハイリスクな分娩を担う拠点病院に医師を集約化し、正常分娩を担う地域の医療機関との連携体制の強化に向けて、地域連携部会を設置し、地域の実情を踏まえて医療機関や関係団体と丁寧に調整を進めてまいります。

提言の第二「産科医師が働き続けられるための環境の整備」を実現するため、女性医師の割合が年々増加していることを踏まえ、子育てをする産科医師が勤務を継続できるような院内保育所の拡充などの支援策を検討してまいります。

提言の第三「医学生・初期研修医の産科医療への参入の推進」を実現するため、平成21年度から産婦人科が初期研修の必修科目から外れたことなどを踏まえ、平成27年9月補正予算から、学生や研修医に早い段階から産婦人科の魅力に触れる機会を提供する事業を実施することといたしました。

産科医不足の解消には、人材育成など時間を要するものもありますが、少子化対策は喫緊の課題であることから、今後も安心安全な分娩提供体制の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

(要望)

(4)保育の充実

保育新制度について

ア 子ども子育て支援制度が始まり1年が経過しようとしている。各市町村と連携して新制度対応の施設への移行状況や小規模保育所の設置状況など、施設の状況について把握すること。

(回答)

認可保育所への移行状況や小規模保育所の設置状況等については、今後も定期的な把握に努めてまいります。

(要望)

イ 新制度移行に伴い、保護者への保育料以外の新たな負担や子どもの保育条件の低下が起きていないか県として実態を把握すること。

(回答)

実態把握については、指導監査において、保育や施設設備状況等、施設の運営管理全般にわたり把握し、必要な助言や是正の措置を講じ、保育の質の確保に努めてまいります。

(要望)

ウ 待機児童数の把握については、国の基準ではなく、不承諾とした数を基本にすること。

(回答)

待機児童数は、前年度や全国の自治体との比較を行うことから、国の基準により数を把握する必要があると考えますが、あわせて不承諾とした人数も把握し、保育所整備等の必要性を判断する際の参考としております。

(要望)

保育所の整備支援

ア 市町村と連携して認可保育所の増設を行うこと。

(回答)

待機児童解消に向けた保育所定員増のため、安心子ども基金を活用して市町村における保育所整備を支援しております。

(要望)

イ 「保育場所」の設置優先とせず、現行基準を守り保育内容の充実を図ること。

(回答)

保育所の設置認可に当たっては、職員配置や面積基準など、設備及び運営の基準に則って引き続き進めてまいります。

なお、子ども・子育て支援新制度では、保育士の加配や職員配置の改善、職員処遇の改善など、保育の質の改善が実施されております。

(要望)

保育士不足の解消は、保育士の労働条件などの改善を図ることを基本とし、「准保育士」、「子育て支援員」で対応しないよう県が支援すること。

(回答)

保育士の人材確保策として現任保育士の処遇改善に対する支援を行うほか、保育士の資格を持ちながら保育の現場で働いていない潜在保育士に対し現場復帰の働きかけを行っております。保育士以外の保育人材については国の動向を注視してまいります。

(要望)

小規模保育所の資格要件をすべて保育士とするよう国に求めること。また、県として

保育士が配置できるよう支援すること

(回答)

小規模保育事業の職員の資格要件は、国の省令を基準にして各市町村が条例で定めており、県がその内容について国に要望する立場にはありません。また、職員を全て保育士としている小規模保育事業A型について、配置に必要な経費は、地域型保育給付として各事業者に給付しております。

(要望)

保育士の労働状況を把握するとともに、保育士の労働条件の改善を図ること。

(回答)

保育士の給与等の労働状況は指導監査において把握しております。また、市町村と協調して保育士の人件費を補助するとともに、現任保育士が就業継続できるよう、他の職種の給与水準も踏まえた処遇改善を国に要望しております。

(要望)

民間保育所運営費補助金については、これ以上の削減・廃止をやめ、補助金を増額すること。

(回答)

民間保育所運営費補助金については、その土台となる認可保育所に対する公的給付制度が大きく変わることから、当初の役割は終了したものと判断し、平成26年度限りで廃止といたしました。

平成27年度から新たに保育緊急対策事業費補助金として待機児童の8割を占める0～2歳児の受入れに取り組む民間保育所の保育士の人件費に対する新たな支援等を実施しております。

(要望)

保育所の新設にあたって、県有地を提供すること。

(回答)

保育所の新設に当たっては、保育の実施主体であり地域の保育ニーズを把握している市町村の意見と、市町村子ども子育て支援計画に基づき新設の必要性を判断しております。なお、県機関等の再編整備で生じる跡地等については、まず、県自らの活用を検討し、次に県自らの活用ができない場合には、早い段階で地元市町村に取得意向の有無を照会し、必要な情報を提供しており、地元市町村において公的・公共的な活用を図りたいとの希望があれば優先して譲渡することとし、こうした公的・公共的な活用が見込まれない場合は、民間事業者による活用を図るということを基本的な考え方としております。

保育所の新設にあたり、地元市町村から県有地利活用の意向が示された場合には、優先して譲渡することを検討してまいります。

(要望)

(5) 学童保育の充実

学童保育を必要とする全ての児童が入所できるよう、県の支援を強めること。とりわけ経済的困難を抱えていて利用できない子どもが、学童保育に通えるよう財政支援を行うこと。

(回答)

学童保育を必要としながら経済的困難を抱えていて利用できない児童の支援については、放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村が利用料の減免など、地域の実情に応じて自主的に対応することが基本と考えます。

(要望)

学童保育の適正規模化を推進するため、県として支援をすること。省令に示された基準（おおむね 40 人以下）を守るための財政支援をおこなうこと。また、児童福祉法改正に伴い、小学校 6 年生までが受け入れられる財政措置とすること。

(回答)

平成 27 年度から創設された子ども・子育て支援交付金では、適正規模としているおおむね 40 人の支援単位の補助基準額を一番高い額に設定しております。

また、制度上、小学校 6 年生まで学童保育で受け入れられることになったことから、補助の算定方法上の人数に小学校 6 年生までの受入人数を含めて算定することにしております。

(要望)

神奈川県内の全ての学童保育（放課後児童クラブ）に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないよう財政措置を行うこと。

(回答)

放課後児童健全育成事業費補助については、所要額を措置しております。

(要望)

指導員の賃金について、国の補助では不十分である実態をふまえ、県独自の補助を行うこと。

(回答)

子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業は、指導員の賃金も含めた運営費の補助となっており、機会をとらえて、指導員の処遇改善について国に要望してまいります。

なお、子ども・子育て支援交付金において、開所時間を延長している放課後児童クラブについては、指導員の人件費等の経費を助成するメニューも用意されております。

(要望)

指導員賃金がきめて低い水準にある実態をふまえ、まず、国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を確実に予算化し、県内全ての市町村が実施できるよう、県の力を発揮

すること。

(回答)

放課後児童健全育成事業費補助については、所要額を措置しております。

(要望)

学童保育指導員の研修を充実すること。

ア 県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」は、学童保育の専門性が確保できる内容で実施すること。

(回答)

放課後児童支援員認定資格研修については、国のガイドラインに基づいた研修実施内容で実施いたします。

(要望)

イ 神奈川県が現在実施している放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、学童保育の実践に裏付けられた専門性のある内容で引き続き充実を図ること。

(回答)

放課後児童支援員等の研修については、障害のある子どもへの対応など、専門性の高い研修を実施し、支援員等の専門性向上が図られるよう取り組んでまいります。

(要望)

ウ これらの研修については、学童保育指導員が業務として位置付けられるようにし、財政措置を行うこと。また、参加しやすい計画にすること。

(回答)

県が実施している資質向上研修では、放課後児童クラブが開所する時間を避けて、平日の午前中に行うなど、指導員が参加しやすい環境を作っております。

また、「業務として位置づけられるようにする」ことについては、研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等の経費が、子ども・子育て支援交付金の対象となることから、業務として位置づけられているものと承知しております。

(要望)

障害児受入補助（障害児受入推進事業）を実態に合わせた指導員加配に対応できるものにする。

(回答)

障害児受入補助については、従来からの障害児受入推進事業に加えて障害児受入強化推進事業が制度化され、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置して事業を行うこととなっております。

(要望)

災害時に子どもの命を守るため、以下を実施すること。

ア 県が 2015 年 3 月に発表した地震被害想定調査報告書を踏まえ、県内の学童保育施設について耐震調査を実施し、その結果、安全が確保できない施設については、耐震工事や移転などの対策を至急に講じること。

イ 県が非常時災害対策指針を策定し、市町村及び事業者がそれを実施できるよう支援すること。

(回答)

児童福祉法において、放課後健全育成事業の実施主体は市町村であることが定められたことから、市町村が地域の実情に応じて対応することが基本と考えます。しかしながら、地震・災害対策の対応については、国全体の課題として対応すべき部分があると受け止めております。

このため、耐震診断や耐震改修について、子ども・子育て支援交付金等の対象となるよう国に働きかけるなど、取組を求めてまいります。

(要望)

「神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドライン」については、国が示した運営指針に沿って、学童保育の質が充実するような内容にすること。また、県内学童保育の質の向上に向け、普及推進を図ること。

(回答)

学童保育の質の向上に向け、市町村等と連携しながら、国が示した運営指針を踏まえて、現行ガイドラインの改正及びその後の普及・定着に向けた対応について検討を進めてまいります。

(要望)

学童保育の補助単価を、学童保育の実情に見合ったものとするために大幅に増額するよう国に求めること。

(回答)

補助単価については県内市町村と連携し、「平成 28 年度国の施策・制度・予算に関する提案」として要望するとともに、他県と連携する 16 大都道府県児童福祉主管課長会議など様々な場面を活用して国へ要望してまいります。

(要望)

学童保育を児童福祉法の中で「児童福祉施設」に位置付けるよう国に求めること。

(回答)

放課後児童クラブは、新制度においても児童福祉事業として位置づけられております。

(要望)

「放課後子ども教室」など、すべての児童を対象とした事業と学童保育は、目的も役割も違うので、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施するよう国と市町村に要請すること。

(回答)

国の放課後子ども総合プランに示されているとおり、市町村、教育委員会と連携を図りながら、一体的又は連携して事業を進めてまいります。

「放課後子ども教室」については、国が「放課後子ども総合プラン」として「放課後児童健全育成事業」（学童保育）との一体型での推進や連携をするよう求めているところです。これは、「放課後子ども教室」が提供する多様なプログラムに「放課後児童健全育成事業」（学童保育）の児童も参加することができるよう促すものであると認識しており、県としてもしっかりと推進していきたいと考えております。

なお、「放課後子ども総合プラン」の推進には、人材や活動場所の確保等に課題もあることから、国には、各都道府県の地域の実情に応じた運用が可能となる仕組みづくりに努めるよう、全国都道府県教育長協議会を通じて要望をしております。

(要望)

すべての小学校区で、学童保育事業が実施できるよう市町村を支援すること。

(回答)

子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画で、市町村はニーズ把握を行い、ニーズを踏まえたクラブの配置、供給量を計画に位置付けており、県としてはこれらの市町村の取組を支援してまいります。

(要望)

(6) 児童相談所の充実を

児童相談所の職員は職務の継続性の担保と、少ない正規職員に業務が集中する現状を解決するため、正規職員で増員すること。

(回答)

児童相談所については、平成 27 年度から児童福祉司を 10 人増員し、体制の強化を図ったところです。

児童相談所や福祉施設の専門職員の配置については、実情を踏まえ、検討してまいります。

(要望)

慢性的に定員を超えている厚木児童相談所の一時保護所について改善を行うこと。

(回答)

厚木児童相談所において、現在、慢性的な定員超過はみられておりません。

(要望)

不足している障害児施設、重心施設、児童養護施設など、施設整備を促進すること。

(回答)

重症心身障害児者の施設については、広域的な役割のある県として、県内に新たに整備された重症心身障害児者の入所施設に入所の必要性の高い重症心身障害児者の入所調整

を行っているところです。

今後も、そうした入所調整を進めつつ、重症心身障害児者が地域で安心して生活できるよう、必要な対応について検討してまいります。

なお、障害児施設及び児童養護施設については、既存の施設で対応できるものと考えております。

子どもの成長をはぐくむ豊かな教育と環境整備を

(要望)

1 ゆきとどいた教育の推進

(1) 義務教育の充実

学力向上、いじめの早期対応や不登校引きこもりの低減を図ることなどに効果のある「30人以下学級」をすべての学年で実施すること。

(回答)

学級編制については、標準法に基づき、小学校第1学年については35人、小学校第2学年から中学校第3学年までは40人とされております。

平成16年度からは市町村教育委員会と連携し、学級編制上の基準はこれまでどおりとしつつ加配定数を学級担任へ振り替える、いわゆる研究指定校制度を導入し、現在、小学校第2学年から中学校第3学年までを対象に実施しております。

しかしながら、すべての学年に「30人以下学級」等の少人数学級を拡大することは、国の基本方針となっておらず、実施のためには県単独予算が必要となることから困難であります。

県としては、いじめや不登校などの様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国に要望してまいります。

(要望)

国は35人以下学級を小学校1、2年生に導入したが、その上の学年を35人学級にすることをやめている。小中学校すべての学年で当面35人以下学級に向けて取り組むよう国に求めること。また、当分の間、県独自に教員を配置し、小・中学校の35人以下学級の対象学年を増やすこと。

(回答)

全ての学年に「30人以下学級」等の少人数学級を拡大することは、国の基本方針となっておらず、実施のためには県単独予算が必要となることから困難であります。

(要望)

定数法に基づいて教職員は正規雇用とすること。また、定数内臨任が増え、正規雇用の教職員に過重な負担がかかり学校運営にも支障をきたしている実態を調査すること。

(回答)

教職員の採用数については、児童・生徒数の今後の推計、退職者・再任用者の見込数をもとに、将来的な年齢構成も踏まえて決定しております。

採用枠については、平成 17 年度採用分からは募集人数を大幅に引上げておりますが、平成 28 年度も引き続き同程度の採用を行いたいと考えております。

(要望)

高い教育的効果が望める学校司書、学校図書館担当職員を専任で配置するための市町村への助成制度を創設し、その配置を促進すること。

(回答)

学校図書館担当職員(いわゆる学校司書)の人的配置については、学校図書館の整備充実のための地方財政措置の中に位置付けられており、学校図書館の図書の整備充実、学校図書館への新聞配備促進とあわせて、その推進に努めるよう、各学校を所管する市町村教育委員会に対し、継続的に指導しているところであり、徐々にその成果が現れてきております。

平成 26 年 8 月時点で、学校司書を管内の小・中学校全校に配置している市町村は、県内 33 市町村中 16 市町村となっております。

こうした取組を継続して実施していることから、助成制度の創設は予定しておりません。

(要望)

(2) 高等学校教育の充実について

全国最低水準の全日制高校進学率は、生徒や保護者に大きな不安と過度の競争心をおしつけ、全国最高位の神奈川のいじめ、不登校、暴力行為の原因の一つともなっている。希望する生徒が全日制高校に進学できるように、公立全日制高校の定員を増やすとともに、私学の学費補助の増額で学費の公私間格差を解消すること。

(回答)

高等学校生徒入学定員計画については、平成 25 年度から公立、私立それぞれが、これまでの実績や施設規模などを勘案し、責任をもって受け入れる生徒数を定員目標とする方式で策定しております。平成 25 年度以降、この方式により、公立中学校卒業者の動向に対応して、全日制公立高校の入学定員の確保を図ってきたところです。

一方で、公立中学校卒業予定者数は、平成 41 年 3 月には 6 万 2 千人まで減少することが見込まれております。こうした中であっても、県では、引き続き公私間協議を通じて、全日制を希望する意欲と適性のある子どもたちを積極的に受け入れることのできる定員計画の策定に取り組んでまいります。

私学の学費補助については、平成 28 年度当初予算においても平均授業料の増額に伴い生活保護世帯、住民税非課税世帯の補助基準額の見直しをいたしました。

(要望)

県立高校の再編・統合により 20 ~ 30 校の削減を行わないこと。また、教育予算縮

減はやめ、現場の要望が強い学年 6～8 学級標準を守ること。

(回答)

学校の活力を高め、円滑な学校運営を行うため、県立高校の再編・統合を通じて、現行の標準規模以上にすることが望ましいと考えております。こうした考えを基本としつつ、学び直しを必要とするクリエイティブスクールについては現行の学校規模を維持するなど、それぞれの学校や生徒の実態に応じた学校規模の実現に努めてまいります。

(要望)

高校授業料無償化

ア 国際人権規約の規定に則って高校授業料無償化に所得制限撤廃を求めること。

(回答)

公立高校授業料無償制の見直しについては、平成 25 年 11 月に国会で改正法案が成立し、平成 26 年 4 月 1 日から施行されましたので、県としてはその事務が円滑に行えるよう今後も努めてまいります。

(要望)

イ 私立高校の授業料実質無償化にむけて、高等学校就学支援金制度の維持・拡充を図るよう国に要求すること。

(回答)

これまでも、高等学校等就学支援金の充実については、「国の施策・制度・予算に関する提案」の中で国に対して提案しており、今後も引き続き提案をしております。

(要望)

ウ 給付型高校奨学金制度の拡充を図ること。

(回答)

平成 26 年度の新入生から、市町村民税所得割が非課税である世帯又は生活保護を受給している世帯に対して、返還不要の奨学給付金を支給しております。今後とも、国に制度拡充を働きかけてまいります。

(要望)

学校技能員の民間委託 21 校実施をやめ、学校技能員の採用を再開すること。

(回答)

学校環境整備業務の民間委託についての実施状況は、概ね良好であると認識しております。

(要望)

学校司書の採用を大幅に増やすこと。また、採用試験の年齢制限をなくすこと。

(回答)

司書の新規採用については、今後の正規職員の退職の状況や再任用職員の任用状況、

欠員の状況、各学校等の状況、県の財政状況を総合的に勘案し、判断してまいります。

また、年齢制限については、長期勤続によるキャリア形成を図る観点や、年齢構成の適正化のためにも必要と考えております。なお、平成 27 年度において、一定の実務経験を有する者を対象とした主任司書の採用選考を実施しており、年齢制限は設けておりません。（ただし、定年年齢が 60 歳のため、採用時に 60 歳以上の者は除いております。）

（要望）

学校事務センターを解消し、各学校に 3 人体制の学校事務室を 4 ～ 5 人体制に戻すこと。

（回答）

学校事務センターについては、学校事務の効率的かつ安定して適正な執行体制を構築するため、庶務事務の集中処理を行うこととして、平成 21 年 4 月に開設し、順調に実施しております。

学校事務職員の配置については、各学校の実態を考慮して、職員を配置しており、今後も適切な職員配置に努めてまいります。

（要望）

日本学生支援機構の奨学金申請業務が学校現場に与える影響を調査し、教員の多忙化を解消すること。

（回答）

日本学生支援機構の奨学金申請業務が学校現場に与える影響については、学校の事務の適正化を図るために、その実態把握の方法も含めて検討してまいります。

（要望）

（3）大学授業料無償化にむけて

国は 2012 年 9 月、高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約を受け入れました。同規約に従い、給付制奨学金を直ちに創設するよう国に求めること。また、当面県として学生が大学に入学し、安心して学べるよう給付型奨学金制度を創設すること。

（回答）

大学生の奨学金については、大学などの高等教育機関を所管する国の役割であると考えておりますので、県教育委員会では、まずは、大学入学時に求められる多額な費用を支援する、給付型一時金制度の創設を、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に要望しております。

また、県教育委員会による給付制奨学金制度の創設については、大学生に対する就学支援は、国の役割であり、現に国が日本学生支援機構を通じて大学生への奨学金貸与業務を行っておりますので、県教育委員会としては、現時点で、そうした制度の創設は予定しておりません。

(要望)

(4) 私学助成の充実

私学経常費補助金を国基準以上に改善すること。

(回答)

県財政は非常に厳しい状況にありますが、経常費補助金については、標準的運営費方式を基に、私学助成制度運営協議会での議論を踏まえて検討してまいります。

(要望)

私立学校への施設整備費に対する補助を新設すること。

(回答)

施設整備については、国や日本私立学校振興・共済事業団において補助を行っているところであり、県では、私立学校振興資金融資制度で利子補給をしております。また、地震対策として、国及び県で耐震診断調査費の補助を行っているほか、国で学校法人立の耐震補強工事費の補助を行っておりますので、今後ともこうした方向で対応してまいりたいと考えております。

(要望)

神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金を拡充し、家計が急変した家庭の児童生徒が安心して学校生活を送れるようにすること。

(回答)

神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金によって、私立学校に在学する生徒・児童の学費負担者（保護者等）に対して、年度途中の失職、倒産等により当該年度の所得が前年より減少し、一定額以下となった場合に補助を行っております。

高等学校・専修学校高等課程においては、就学支援金と同額になるように補助を行っており、今後も国の高等学校就学支援金制度や県の財政状況を勘案し検討してまいります。

(要望)

(5) 特別支援学校の充実について

県立障害児学校の過大規模・過密化を解消し、適正規模・適正配置とするために新たな障害児学校再編整備計画を策定すること。また、湯河原・真鶴地域での建設計画を早急に具体化すること。

(回答)

特別支援学校の設置については、「県立教育施設再整備10か年計画（まなびや計画）」に基づき新設校の整備を進めており、計画終了後の対応については、児童・生徒の通学状況やインクルーシブ教育の推進の状況を踏まえ、検討してまいります。

湯河原・真鶴地域の分校設置については、関係機関との調整を図りながら検討を進めてまいります

(要望)

インクルーシブ教育の導入にあたっては、現在の費用の10倍の費用を要するとの文科省見解に立って、障害のある子どもたちの発達を最大限保障するための条件整備に十分な予算を組んで、関係者及び県民の合意を図ること。

(回答)

インクルーシブな学校づくりに向けた条件整備等については、「共に学び共に育つ」教育をすすめ、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応することを大切にした「支援教育」の理念に基づいて、市町村教育委員会、関係部局、関係団体等と密接な連携を図ってまいります。

(要望)

インクルーシブ教育の推進にあたっては、障害児の発達を保障する教育条件整備を行うこと。また、高校における特別支援教育の場として、特別支援学級を設置すること。

(回答)

インクルーシブ教育推進に向けて、障害のある生徒に高校教育を受ける機会を拡大するため、地域バランス等に配慮しながら、インクルーシブ教育実践推進校を指定する予定です。

まず、県立高校改革実施計画の当初4年間で3校程度をパイロット校として指定し、同計画期間中において段階的に20校程度まで拡大いたします。高等学校に特別支援学級を設置することは、現行の法令等では困難であります。

(要望)

障害児学校高等部は居住地をふまえ、希望する学校への全員入学を保障すること。

(回答)

県においては、これまでも、知的障害があり特別支援学校が学習の場として適切である生徒で、入学を希望する者は、全員受け入れてまいりました。この方針は、平成27年度も変わっておりませんので、希望者全員がいずれかの特別支援学校高等部に入学できるよう、適切な募集人員を設定してまいります。入学先については、居住地に応じた特別支援学校へ入学ができるよう、調整を行っております。

(要望)

義務教育児童・生徒の障害児学校は、希望する児童生徒を受け入れられるよう、条件整備を行うこと。

(回答)

新校整備を計画的に進め、義務教育段階の児童・生徒の受入れに対応できるよう努めてまいります。

(要望)

横浜北部方面特別支援学校の開校までの間、児童生徒数の増加の著しい横浜北部地域の子どもたちの教育の場について対策を講じること。

(回答)

開校までの間は、引き続き既存の特別支援学校で対応してまいります。

(要望)

分教室へ、指導上必要な進路指導・カウンセラーなど専門的な教職員を配置すること。また、養護教諭を常勤とすること。分教室の施設・設備を拡充すること。

(回答)

教職員については、標準法に基づき配置を行っており、分教室については、本校と一体として定数を算定することとなっております。また、県では、県立特別支援学校を5ブロックに分け、各ブロックに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士の資格を有する自立活動教諭(専門職)を配置して、子どもたちの多様な教育的ニーズに対応しており、分教室についても、同様の対応を図っております。今後も引き続き、児童・生徒一人ひとりの障害の状況に応じ、きめ細かな対応を図ることができるよう、教職員全体の適正配置に努めてまいります。

また、分教室の施設・設備については、平成23年度には全教室に空調設備を整備したほか、これまでに、保健室への流し台等の整備や教室へのアコーディオンカーテンの整備、コンセントの増設、デジタルTVの設置など、整備に努めております。平成27年度末には、分教室に計270台のノートパソコン等を配備する予定であり、全分教室で一斉授業が可能となります。

(要望)

障害児学校の劣悪な施設設備(特にトイレ)の改善を図ること。また、耐震化対策を早急にすすめ、現在91.6%の耐震化率を100%にすること。

(回答)

「県立教育施設再整備10か年計画(まなびや計画)」では、現在、大規模補強が必要な校舎棟の耐震化を最優先課題として取り組んでおります。

今後、新たな計画を策定し、平成35年度までに小規模補強が必要な約200棟の校舎等の耐震化及び県立学校のトイレ様式化を完了し、県立高校改革期間内で総合的な老朽化対策等に取り組んでまいります。また、緊急に老朽化対策が必要な箇所については、平成28年度から29年度の2か年で先行実施いたします。

(要望)

秦野養護学校末広校舎の教育条件(施設設備、教職員の配置)を本校と同等とし、教育活動に支障のないよう整備すること。

(回答)

秦野養護学校小中学部の開設に当たっては、特別支援学校にふさわしい施設となるよう改修工事を行うとともに、教育環境の整備に必要な備品等も整備してまいります。

教職員については、標準法に基づき配置を行っており、分教室である末広校舎については、本校と一体として定数を算定することとなっております。今後も引き続き、児童・

生徒一人ひとりの障害の状況に応じ、きめ細かな対応を図ることができるよう、教職員全体の適正配置に努めてまいります。

(要望)

自力通学に向けて、「通学支援員」制度を県の施策として実施すること。

(回答)

通学支援連携システムは、障害者総合支援法上、市町村が実施する地域生活支援事業の移動支援事業の中に位置づけられており、事業を実施しているNPO法人等との連携や働きかけを通じて、支援の充実に取り組んでまいります。

(要望)

(6) 県立高校の耐震化、老朽化対策について

県立高校の耐震化・老朽化対策工事促進を図ること。文科省は、児童・生徒たちが生活し、災害時には避難場所ともなる学校の耐震化に「Is値」0.7以上を求めている。しかし、県立高校は耐震化工事完了済みの学校を含め、ほとんどが文科省基準(Is値0.7)を下回っている。県立高校の耐震化基準を「Is値」0.6から0.7以上に見直すこと。

(回答)

「県立教育施設再整備10か年計画(まなびや計画)」では、現在、大規模補強が必要な校舎棟の耐震化を最優先課題として取り組んでおります。

一方で、県立高校の校舎等の耐震化率は約7割であり、また県立高校の8割以上が建築後30年以上経過していることから、今後、県立高校改革と整合を図りながら、新たな計画を策定し、平成35年度までに小規模補強が必要な約200棟の校舎等の耐震化及び県立学校のトイレ様式化を完了し、県立高校改革期間内で総合的な老朽化対策等に取り組んでまいります。また、緊急に老朽化対策が必要な箇所については、平成28年度から29年度の2か年で先行実施いたします。

(要望)

老朽化、設備劣化が著しい県立高校の老朽化対策計画を早急に策定し、改修、改築を急ぐこと。また、トイレの洋式化を早急に進めること。

(回答)

今後、県立高校改革と整合を図りながら、新たな計画を策定し、平成35年度までに小規模補強が必要な約200棟の校舎等の耐震化を完了し、県立高校改革期間内で総合的な老朽化対策等に取り組んでまいります。また、緊急に老朽化対策が必要な箇所については、平成28年度から29年度の2か年で先行実施いたします。

(要望)

冷房機器を県立高校の図書準備室・技能員室・体育科準備室・芸術科家庭科以外の特別教室・視聴覚室・教科準備室などすべての部屋に設置すること。

(回答)

県立高等学校への空調整備については、平成 25 年から 27 年までの 3 カ年計画により整備に取り組んでおり、平成 27 年度中に全校の普通教室等への整備を終える予定です。

今回の空調整備は、生徒の熱中症対策を主な目的としているため、図書準備室・技能員室・体育科準備室・芸術科家庭科以外の特別教室・視聴覚室・教科準備室等については、整備の対象外となっており、今後の課題と考えます。

(要望)

(7) 中学校完全給食施設整備助成について

全国最低の実施率となっている、中学校完全給食の施設整備と運営費補助に対する県独自の助成制度を創設し、中学校完全給食の実施を促進すること。

(回答)

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費については、学校の設置者が負担することとなっており、また、施設整備については、国の補助制度があることから、県独自の補助制度の創設は考えておりませんが、財政負担を抑えて給食を実施している県外の取組事例なども広く収集し、市町村主管課長会議などできめ細かく情報を提供してまいります。

(要望)

栄養士配置の拡充など、市町村の学校給食充実に支援すること。

(回答)

学校栄養職員等の配置については、標準法に基づき行っております。

また、国に対しては、食に関する指導と学校給食のより一層の充実に図るため、栄養教諭及び学校栄養職員の定数を改善するよう、全国都道府県教育委員長委員協議会・全国都道府県教育長協議会を通じて要望しております。

(要望)

安全で豊かな学校給食のために、地産地消、自校方式、直営方式で、災害時にも対応できるよう指導すること。

(回答)

中学校給食の実施については、学校の設置者である市町村が、諸事情を考慮し判断するものですが、県教育委員会としては、財政負担を抑えて給食を実施している県外の取組事例なども広く収集し、市町村主管課長会議などできめ細かく情報を提供するなどその実施を促してまいります。

(要望)

子どもの昼食など、食生活の実態についての調査を市町村と協力して行うこと。

(回答)

中学校での昼食の実態調査については、学校の設置者である市町村教育委員会が、それぞれの実情に応じて判断すべきものですが、県として、中学校給食の取組状況について

は、適宜、市町村主管課長会議などできめ細かく情報を提供してまいります。

(要望)

(8) 全国学力テスト結果の学校ごと公表の撤回を

全国いっせい学力テストは、全国的に平均点競争が過熱し、学力形成に結びついていないと問題になっている。

競争教育の弊害から子どもたちを守り、子どもたちが助け合いともに伸びる教育への転換をはかるために、その中止を国に求めること。

(回答)

全国学力・学習状況調査の調査結果については、地域住民にとって身近な市町村教育委員会及び学校が、教育上の効果的な活用方策や過度な競争につながらない方法を検討し、公表することが望ましいと考えております。

(要望)

旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決(1976.5.21)は「学校別の結果公表を許容すれば」学力テストは教育基本法 16 条 1 項に違反するとしている。学力テストの弊害を加速する結果公表を行わないよう県として取り組むこと。

(回答)

全国学力・学習状況調査の調査結果については、地域住民にとって身近な市町村教育委員会及び学校が、教育上の効果的な活用方策や過度な競争につながらない方法を検討し、公表することが望ましいと考えております。

(要望)

(9) 教科書採択の改善について

小中学校の教科書採択については、採択地区の小規模化を図るとともに、政治的介入を排除し憲法に基づく教育を保障し、当面 18 採択地区に戻すよう再検討を行うこと。最終的に各学校採択をめざし、学校・教員の意向や保護者の意向がより反映されるよう改善すること。

(回答)

平成 24 年 9 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局長通知『教科書採択の改善について(通知)24 文科初第 718 号』で、採択地区の適正規模化については「各市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めること。」とされており、県教育委員会として、より一層の改善が図られるよう、市町村教育委員会に対する指導・助言に努めてまいります。

教科書の採択については、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続きにより行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択を徹底するとともに開かれた採択の一層の推進を図ってまいります。

(要望)

高校日本史採択で県教委による特定教科書排除、は憲法・教育基本法に反し、教育への政治的介入にあたるので改めること。

(回答)

神奈川県立高等学校で使用する教科用図書は、教育委員会で定めた採択方針に基づき校内の選定会議を経て校長が選定した使用希望教科用図書から教育委員会が採択しております。

平成 25 年度は、一部の日本史教科用図書には、県の考え方や取組と相容れない部分があることから、教育委員会において不採択になる可能性があったため、当該教科用図書の使用を希望していた学校長に再考を依頼いたしました。また、平成 26 年 4 月及び 5 月に学校長等を対象とした説明会において、平成 25 年度に再考を依頼した経緯を踏まえた選定に留意するよう説明いたしました。特定の教科書を排除してはおりません。

(要望)

(10) 朝鮮学校を含む外国人学校への県補助金(経常費補助)を復活するとともに、学費補助の拡充を行うこと。

(回答)

外国人学校に通う子ども達が国際情勢・政治情勢の不安定さに影響を受けることなく、安心して学ぶことができるよう、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とする補助を平成 26 年度から経過措置を設けながら実施しているところで、完全に新制度に移行するのは平成 29 年度となっております。こうした移行期間の中で制度を見直すことは困難であり、移行期間完了後は、補助金について改めて評価・検証してまいります。

(要望)

(11) 教育大綱策定にあたっては、知事主導ではなく教育委員会主導で策定すること。

(回答)

「大綱」については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、地方公共団体の長が定めるものと規定されております。

しかし、大綱の策定にあたっては、総合教育会議において、知事と教育委員会が、十分に協議・調整をすることが肝要であることから、県では、2 回にわたる「神奈川県総合教育会議」において、知事と教育委員会が協議・調整を行い、平成 27 年 7 月に「かながわ教育大綱」を策定いたしました。

今後は、知事と教育委員会が協議・調整の場として「神奈川県総合教育会議」を活用しながら、本県の「教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」の推進等に努めてまいります。

(要望)

(12) 夜間中学については、当該自治体任せにせず、地域適正配置や東京都に見られる教員配置など県が責任をもってすすめること。

(回答)

文部科学省は、夜間中学校は「学齢を過ぎた義務教育未就学者に対する中学校教育の保障」という目的を踏まえ、それぞれの地域の実態に応じた各自治体の判断による設置及び運営が妥当としております。

夜間中学校の設置者は市町村教育委員会であり、設置の判断や運営等に関して、県教育委員会は権限等を有しておりませんが、平成 27 年 7 月に通知された「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」を受け、今後の方向性等について検討してまいります。

設置されている夜間中学校については、標準法に基づいて教員を配置しております。

(要望)

(13) 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の強制をやめ、「国歌斉唱」時の起立が強制ではないことを広く県民に知らせること。

(回答)

学校教育における「国旗」「国歌」の指導の取扱いについては、学習指導要領及び県の教育課程編成の指針に基づき、各学校では、教育活動に位置付けた指導を行うことになっております。

県でも、卒業式や入学式をはじめとする教育活動においては、こうしたことを踏まえ、適切に対応するよう働きかけております。

(要望)

(14) 2005 年に一般財源化された就学援助制度を国庫補助制度に戻し、就学援助を必要とする全ての家庭が受けられるように国に求めること。

(回答)

保護者の負担軽減となる就学援助制度については、要保護について補助制度の充実を、準要保護について十分な財源措置を講ずるよう、全国都道府県教育委員長委員協議会・全国都道府県教育長協議会において国に要望しております。

なお、就学援助制度については、制度の施行者である市町村が所要の予算措置を行い、実施要綱等に則り決定するものとなっております。

(要望)

(15) 不登校の子どもたちが豊かな生活と学習ができるように、フリースクール等に対し家賃やスタッフの賃金などへの運営費を補助すること。

(回答)

県教育委員会では、現在のところ、フリースクールなどに対する補助金の交付等は考えておりません。

高齢者・障害者福祉と県民のいのちを守る医療の充実を

(要望)

1 介護など高齢者福祉の充実について

(1) 介護保険について

2015年4月から実施された制度改定、介護報酬引き下げによる事業所や介護職員等への影響、サービス利用料負担増(1割から2割へ)や補足給付廃止等によるサービス利用者への影響を、市町村とも連携して把握し、必要な介護サービスが受けられなくなることがないように、県として取り組むこと。

(回答)

介護を必要とする高齢者に対し、過不足なく適切なサービス利用が確保されるよう、保険者である市町村を通じた状況把握に努めてまいります。

(要望)

介護報酬の大幅引き下げにより、小規模事業所は大幅な減収を余儀なくされている。サービス提供事業者が地域から消える前に、介護報酬を大幅に引き上げるよう国に働きかけること。

(回答)

平成27年度介護報酬の改定に伴う事業者への影響については、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、経営実態調査をふまえて今後検討される予定であり、その結果を注視してまいります。

また、介護従事者の処遇改善が事業者の経営環境に少なからず影響を与えることから、業務内容に見合った適切な給与水準が確保されるとともに、キャリアパスの取組みが促進されるための報酬充実が図られる必要があるという認識のもと、介護保険制度において、質の高いサービス提供に対する適切な評価により、従業者の資質向上や定着確保に向けたインセンティブが働く仕組みが構築されるよう国に提案しております。

(要望)

要支援1・2の訪問介護(ヘルパーサービス)、通所介護(デイサービス)利用者を機械的に総合事業に移行させないこと。専門職種によるサービスが必要な人には継続して介護予防給付を認めること。

(回答)

国によると、総合事業によるサービス事業対象者が、寝たきり状態にある場合、認知機能の低下や問題行動により目が離せない状況にある場合等については、国のガイドラインにより、現行の訪問介護・通所介護相当のサービス提供を受けることができるものとされているところです。

(要望)

給付申請の際、一律に同意書をとることを直ちにやめさせること。また補足給付の見直しにより施設入所が困難になることや施設を退所せざるを得ない状況が生じないよう救済措置を講じること。

(回答)

特定入所者介護サービス費（補足給付）の対象者判定に資産要件が追加されたことに伴う申請時の同意書添付については、在宅の要介護者や保険料を負担する方との公平性を高める趣旨により導入されたものですので、今後も利用者等の理解が得られるよう周知を図ってまいります。

また、低所得者の利用料等負担軽減については、低取得者であっても、円滑に施設へ入所ができるよう、生活の実態を踏まえた負担軽減を図るための必要な財源措置が講じられるよう国に要望しております。

（要望）

介護保険料の引き上げを抑え、介護保険料・利用料の減免制度を拡充するため県の支援を強化すること。

（回答）

介護保険料は、保険者である市町村が、介護保険財政の安定化に配慮しつつ、法令により定められた負担割合や被保険者の所得水準に応じた設定が行われているところです。

また、保険料・利用料について、災害その他特別の事情が発生した被保険者に対しては、保険者の判断により減免等を行うことができるものとされていることから、その実施に当たっては、市町村により実態を踏まえた判断が行われるべきものであると考えております。

なお、県は、財源措置も含め中長期的な視点に立った見直しにより、生活実態を踏まえた負担軽減が図られるよう国に要望しております。

（要望）

介護サービスを提供する社会福祉法人の運営が不正常的な状況に対しては、県としての指導権限を生かして、市町村とも連携し、正常化に向けて対応すること。

（回答）

社会福祉法人の運営について基準違反や定款違反等が疑われる場合は、市町村（保険者）や保健福祉事務所など関係機関と協力し、事実確認をした上で、必要な指導を行っております。

また、問題を抱える社会福祉法人に対しては、今後も法に定める権限に基づいて、各種指導監査を実施し、必要な場合は関係市町村との連携も図りながら、改善指導に厳正に取り組んでまいります。

（要望）

（２）介護・福祉労働者の確保と処遇改善

県独自の人材確保対策や人件費補助のための措置を講じること。その上で、職員配置基準や常勤換算問題について、引上げや見直しを国に働きかけ、改善を求めること。

（回答）

県では、人材確保の取組として「高校生介護職場体験促進事業」を、すべての県立高校・中等教育学校において、県が委託して作成した「福祉・介護にふれてみよう」を活用

した授業を実施しているほか、若い福祉従事者を対象とした「かながわ福祉みらい賞」による表彰を行い、若年層を中心とした福祉・介護業界のイメージアップに取り組んでおります。

また、介護従事者の処遇改善について、業務内容に見合った適切な給与水準が確保されるとともに、キャリアパスの取組が促進されるための報酬充実が図られる必要があると考えております。そこで、介護保険制度において、質の高いサービス提供に対する適切な評価により、従業者の資質向上や定着確保に向けたインセンティブが働く仕組みが構築されるよう国に提案しております。

なお、介護保険制度における各サービスの提供に係る事業の運営は、事業者の自由な参入と競争による質の向上を前提としていることから、御要望のあった人件費への補助は考えておりません。

介護サービス事業所・施設における職員配置基準については、次期の介護報酬改定に向けた国における検討の動向を注視してまいります。

（要望）

介護福祉士等就学資金貸付制度の創設や、福祉人材バンクの設置、離職している介護職員向けの再就職相談事業、資格取得のための研修費支援事業など人材確保対策を進めること。

（回答）

介護福祉士等就学資金貸付事業については、神奈川県社会福祉協議会に対して貸付原資を補助し実施しております。

また、かながわ福祉人材センターを設置し、再就職も含めた求職者に対する就労相談を行い、希望や適性に応じた就労先をあっ旋するとともに、介護職員初任者研修を受講する際の受講料の補助を行う等により、人材確保対策を進めてまいります。

（要望）

介護職員の処遇改善加算は、以前支給していたように介護報酬から切り離し、処遇改善交付金として支給するよう、国に対して働きかけること。また、介護職員の資格取得・スキルアップ支援に取り組むとともに、給料実態を資格ごとに把握し、それを根拠に給料引き上げへ対策を講ずるよう、国に強く求めること。

（回答）

介護従事者の処遇改善について、業務内容に見合った適切な給与水準が確保されるとともに、キャリアパスの取組が促進されるための報酬充実が図られる必要があると考えております。そこで、介護保険制度において、質の高いサービス提供に対する適切な評価により、従業者の資質向上や定着確保に向けたインセンティブが働く仕組みが構築されるよう国に提案しております。

なお、県では、福祉・介護の職場で働く人材のキャリア形成を支援するための研修の実施や初任者研修を受講する際の受講料の助成などを行っております。

(要望)

(3) 特別養護老人ホームへの長期待機者を解消するよう、県の責任で特養ホームの整備・増設をすすめること。特に増設は、待機者の多い地域からすすめること。

(回答)

県では、「かながわ高齢者保健福祉計画」において、特別養護老人ホームの計画的な整備促進を位置付けており、入所が必要な方々ができるだけ早期に入所できるよう、計画の達成に向けて努めてまいります。

(要望)

(4) 高齢者が地域で生き生きと暮らせるために

高齢者の生活維持のため、コミュニティバス、デマンドバスなど地域に応じた交通機関の導入及び運営に対し支援を行うこと。

(回答)

県としては、高齢期には、身体機能が低下し、歩行する力も弱まるため、バスなどの身近な公共交通機関は、高齢者福祉の観点から、高齢者が外出する際の重要な移動手段と認識しております。

なお、デマンドバス、コミュニティバスは地域内交通であり、その運行は市町村が地域の実情を踏まえて最も適した対策を講ずるものでありますが、引き続き、県は、市町村が設置した各種委員会への参画による技術的な支援や、公共交通に関する勉強会の場での検討等を行ってまいります。

(要望)

独居高齢者の実態把握を市町村と連携して行い、孤独死などを未然に防ぐこと。

(回答)

県では、孤独死防止対策や支え合い活動を通じた見守りについて、これまで行ってきたモデル事業の成果を県のホームページに掲載し、そのノウハウを普及するなど、高齢者が孤立しない地域コミュニティづくりを市町村や関係団体との連携により今後も進めてまいります。

また、県では、誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者と地域見守り活動を進めていただくための協定を締結しております。

今後も、こうした取組のほか、民生委員・児童委員の活動支援など、地域住民等による見守り活動の充実を図ってまいります。

(要望)

市町村と連携して行政の行う「福祉、介護、相談」などの事業の分かりやすい冊子を作成し、高齢者に配布すること。

(回答)

高齢者施策等に係る冊子等の作成に関しては、一義的には、住民に最も身近な自治体

である市町村が、ニーズ等を踏まえた効果的な広報の実現に向けた企画検討を行うべきものと考えますが、その取組が一層効果的なものとなるよう、必要な情報提供を行ってまいります。

(要望)

高齢者に相談、生活援助、情報提供などをおこなう、老人クラブの施設訪問活動への補助金を復活すること。

(回答)

老人クラブが行う友愛訪問活動の支援について、施設訪問活動を同様に実施するボランティアに対する補助を実施していないことに鑑み、補助対象とすることは困難であります。

(要望)

高齢者向け県営住宅を増設すること。

(回答)

県営住宅の老朽化及び入居者の高齢化の進行により、既存住宅のバリアフリー化が必要になったこと、さらには、財政状況が逼迫したことなどから県は、平成 13 年度に「神奈川県公営住宅ストック総合活用計画」（現 神奈川県県営住宅ストック総合活用計画）を策定し、それまでの新規供給から、建替工事や改善工事を主体とした既存ストックの有効活用に軸足を移して、事業展開を図っております。

今後も、社会情勢の変化を踏まえて公平かつ的確に住宅を供給できるように、既存の県営住宅を最大限に有効活用しつつ、建替えや長寿命化のための修繕・改善事業を実施し、高齢者向け住戸を含め必要な戸数の確保に努めてまいります。

(要望)

2 障がい者福祉予算の増額、生活支援・医療の充実を

(1) 2014 年障害者権利条約を批准したことを受け、その理念を広げ、県のあらゆる施策に反映するために障害者権利条例を制定すること。

(回答)

障害者差別に関する取組は、今後の国の動向等も踏まえながら、法に基づく取組を積極的に進めていきたいと考えており、県としての条例制定は検討しておりません。

(要望)

(2) 障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」として位置づけられる「差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の不提供の禁止」を具体化すること。また、神奈川県職員対応要領の作成にあたっては、障がい当事者の声を十分に聴取して作成すること。

(回答)

「差別的取扱い」や「合理的配慮」については、平成 28 年度以降も具体的事例等を収集・整理等を行い、検討を進めてまいります。

また、職員対応要領の作成については、障害当事者・ご家族の方も構成員とする神奈川県障害者施策審議会において、御審議いただくとともに、障害者等から御意見をいただくことを検討してまいります。

(要望)

(3) 在宅重度障害者手当を復活させること。

(回答)

在宅重度障害者等手当は、制度改正により支給対象者を重い障害のある方に重点化しましたが、現在も継続している制度です。

制度の創設から 40 年以上が経過して在宅の障害福祉サービスが充実したため、団体の方々や学識経験者にもご協力をいただいて検討を行い、制度改正をしたものです。

なお、制度改正で生まれた財源により、グループホームや日中活動の場の充実など、障害者の地域生活を支えるための事業の実施に取り組んでいるところです。

(要望)

(4) 重度障害者医療費助成制度の拡充を

重度障害者医療費助成制度を「障害者医療費助成制度」と改め、精神障害者 1 級の入院費、2 級の通院費・入院費の助成を行うこと。当面、精神障害者 2 級の方については精神科以外の通院費を軽減するなど、段階的・部分的にでも助成制度の改善が図れないか、調査し検討すること。

(回答)

重度障害者の医療費助成制度については、平成 24 年度から、精神障害 1 級の方の通院を対象としております。

県では、身体・知的の重度障害者に相当するのは精神障害 1 級であり、身体・知的障害者との均衡を図る意味から、精神障害 1 級の方を制度の対象としております。

また、入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しております。

なお、今後の制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、まずは市町村との検討の場を設け、制度の様々な課題について協議してまいります。

(要望)

市町村格差が懸念されることから、一部自己負担および、所得制限、年齢制限の導入を中止すること。とりわけ、中軽度の障がい者が 65 歳以降に障がい重度化し、重度障がい者になった場合は助成対象とすること。

(回答)

重度障害者医療費助成制度については、平成 17 年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村か

らの意見も聞きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めておりますので、見直しの趣旨をご理解くださるようお願いいたします。

なお、今後の制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、まずは市町村との検討の場を設け、制度の様々な課題について協議してまいります。

(要望)

(5) 障がい者が障害者総合支援法に基づくサービス利用計画書を作成するにあたって、施設との連絡など障がい者の不安や疑問に答える専門的支援員を配置した相談機関を中学校区単位につくること。

(回答)

サービス等利用計画の作成に当たり、施設との連絡や疑問に答えるのは市町村の役割となっております。そのために各市町村においては、障害者相談支援事業において、専門的支援員を配置することができることとなっております。

県としましては、指定都市を除く5つの障害保健福祉圏域に障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターを設置し、相談支援の体制整備を進めているところです。

(要望)

(6) 視覚障がい者の投票する権利を確実に保障するため、選挙管理委員会の責任で投票所への誘導を無料で行うこと。または、選挙管理委員が訪問し、投票を受け付けること。

(回答)

選挙期間中には様々な選挙事務を執行していることから、選挙管理委員会が視覚障害者の方を投票所へ無料で誘導することや選挙管理委員会委員が直接訪問して投票を受け付けることは、人員面や時間的制約の面から困難であります。

県選挙管理委員会としては、全国47都道府県の選挙管理委員会の連合団体である都道府県選挙管理委員会連合会に対して、団体から要望が出されていることを伝え、移動支援等の経費負担を含めた、選挙に係る経費の適正な交付について国会・政府に要望するよう働きかけているところです。

(要望)

(7) 県内各市町村が実施している福祉タクシー制度において、その全てが県内どこでも利用できるように、県の支援を強めること。

(回答)

市町村が実施している福祉有償運送事業について、県では、各市町村職員対象の制度説明会等を開催するなど支援を行っており、引き続き市町村と連携して、福祉有償運送事業を進めてまいります。

なお、障害者総合支援法において、市町村が行う地域生活支援事業に屋外での移動が困難な障害者等に外出のための支援を行う「移動支援事業」が位置付けられております。福祉タクシー制度は対象外となりますが、県は市町村が行う地域生活支援事業の経費の4分の1を補助しております。

(要望)

(8) 精神疾患(障がい)について

入院が必要な場合に速やかに入院できるように、現行の精神科救急医療体制を拡充すると共に、入院しなくても当事者と家族が対応できるような施策を検討し、実施すること。

(回答)

精神科救急医療体制の拡充については、現在、7つの基幹病院と45病院の輪番制によって、入院が必要な場合に速やかに入院できるよう運用に努めているところです。

(要望)

精神疾患救急医療相談窓口で「入院は不必要」と判定されても、家族が対応に困った状態のまま放置されることのないよう、入院以外の方法で救急対応できる施策を検討すること。たとえば、ニューヨーク市の「クライシスレスパイトセンター」のような、危機に陥った患者が一時的に滞在・休息しながら専門家の支援を受けられる支援施設の設置を検討すること。

(回答)

入院しなくても当事者と家族が対応できるような施策については、今後の検討課題と考えております。

(要望)

精神障がい者に対する差別的取扱いであり、国連障害者権利条約にも違反し、障害者差別解消法の差別にも該当する精神科入院医療における「精神科特例」の廃止を国に働きかけること。

(回答)

「精神科入院医療における医師・看護師の人員配置基準」については、国制度の枠組みである医療法施行規則によって、定められるものと承知しております。

(要望)

若者が自らの精神的不調に気づき、早期に助けを求めるためにも、また障害を理解し偏見や差別を生まないためにも、学校教育の中で精神障害について学習内容を充実させ、正しく学ぶ機会を増やすこと。

(回答)

児童・生徒は、学習指導要領に示された内容を発達段階に応じて学習しており、その中に心の健康や精神と健康に関する内容も含まれております。

(要望)

脳性マヒやポリオ等の二次障害を予防・治療する総合的な対策を講じること。

ア 当事者や専門家も含めての検討や研究をすすめる機関の創設すること。

イ 必要かつ専門的な医療が受けられる専門医療機関等の拡充や連携、医師等の育成を推進すること。

(回答)

精神疾患(障害)について、脳性マヒやポリオ等の二次障害を予防・治療する対策をとることや専門医療機関の創設等は困難です。

(要望)

3 医療の負担軽減、地域医療拡充を

(1) 地域医療構想の策定にあたり、神奈川県は高齢化が早く進行する県であることから、病床機能ごとに必要な病床数の確保を図ること。

(回答)

地域医療構想の目的は、団塊の世代が後期高齢者になる2025年に向けて、病床機能ごとに必要な病床数の確保を図ることを含め、必要な医療提供体制を確保することです。

本県は、高齢者の急激な増加が見込まれており、病床と在宅医療の受け皿を同時に確保していく必要がありますので、その方策について、今後、地域の医療関係者と検討してまいります。

(要望)

(2) 神奈川県保健医療計画が実効あるものとなるよう、臨床現場の医師の意見を生かすこと。

(回答)

保健医療計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルを活用して、保健医療計画推進会議等の意見を聞きながら計画の評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととしております。

保健医療計画推進会議については、県医師会、県病院協会、県精神科病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会から委員の推薦をいただいているところであり、こうした医療を提供する立場にある方々からも御意見をいただきながら、計画を推進してまいります。

(要望)

(3) 国の押し付けるベッド数削減など、医療抑制策に反対し、どこに住んでいても必要な医療を受けられるようベッド数を確保し、急性期、救急、産科、分娩施設、周産期医療センターなど機能ごとの医療体制を整備・拡充すること。

(回答)

救急医療体制については、初期救急医療から高度で専門的な三次救急医療まで、患者の症状に応じた適切な医療が受けられるよう救急医療体制の整備を進めており、今後も効

果的で切れ目のない総合的な救急医療提供体制の充実に努めてまいります。

(要望)

(4) 病院や介護施設を追い出された患者や高齢者が、医療難民、介護難民にならないために、必要な医師、看護師の要請・確保や、県としての財政措置を図ること。

(回答)

県では、県内どこに住んでいても安心して在宅医療が受けられるよう、在宅医療の推進主体となる市町村や関係団体と連携して、在宅医療を担う医師や看護師などの人材育成、県民向けの普及啓発などに取り組んでいるところです。

また、看護職員の養成・確保対策としては、修学資金の貸付、民間養成施設及び実習受入施設への支援、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修、院内保育所に対する補助等に取り組んでおります

(要望)

(5) 准看護師の看護師資格取得への支援を充実し、2年課程通信制学校を県内に設置すること。

(回答)

准看護師の看護師への移行に対しては、看護師等修学資金の貸付金について、2年課程貸付枠を確保するなど准看護師の看護師資格取得を支援しております。

なお、2年課程通信制学校については、近隣都県に学校があること、また仮に新たに設置するとした場合、施設や設備の整備のほか、通信制の専任教員を最低でも7名配置する必要があることなどから、設置は考えておりません。

(要望)

(6) 妊婦検診・妊婦健康診査制度の国交付金を充実するよう国に求めるとともに、負担軽減措置を行うこと。

(回答)

国は妊婦健康診査臨時特例交付金について、平成25年1月末の平成25年度政府予算案にかかる閣議決定に基づき、事業期間を平成24年度で終了することとして、これまでの補正予算に替わり、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行したところです。

また、平成27年6月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について」においても、この考え方は明確に示されており、国において必要な財源措置は行われているものと考えております。

(要望)

(7) 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく、全額国庫負担とするなど、自治体間において費用負担の格差が生じることがないように、国に働きかけること。

(回答)

県では、予防接種は国民の健康における安全保障であるとの観点から、本来、その財源を含め、国の責任において、全国一律に実施されるべきものと考えております。

また「予防接種に関する基本的な計画の施行について」（平成 26 年 3 月 28 日付け厚生労働省健康局長通知）において、「市町村が定期的に予防接種に関する一連の事務を円滑に実施できるよう、関係者との調整や必要な財源の捻出及び確保に努める必要があること」が国の役割と定められたことから、今後は、本県としても国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて働きかけを検討してまいります。

（要望）

（ 8 ）重粒子線治療に対する保険適用及び先進医療 A の継続を国に求めるとともに、県として治療費補助や治療費貸付とその利子補給をおこなうなど、患者負担を軽減すること。

（回答）

重粒子線治療については、知事から内閣官房長官及び厚生労働大臣に対して、保険適用を要望するとともに、保険適用されない場合は先進医療 A を継続するよう直接要望いたしました。また、平成 28 年 1 月 14 日に開催された「先進医療会議」において一部保険適用とし、それ以外のものは先進医療を継続する方針が示されました。重粒子線治療の患者負担軽減については、県民の負担を軽減するため、重粒子線の治療費 350 万円の 1 割を支援してまいります。また、28 年度から治療費を金融機関から借り受ける場合の県民の経済的負担を軽減するため、利子補給制度を創設することといたしました。

（要望）

（ 9 ）子宮頸がん予防ワクチン（HPV ワクチン）接種後の健康被害者を支援するため、相談体制を充実するとともに、医療、福祉、教育など様々な分野で対応できる仕組みを確立するよう、国にはたらきかけ、市町村とも連携し、県として取り組むこと。

（回答）

国では、衛生部局と教育部局に相談窓口を設置し、学習支援や教育現場との連携等、患者の生活を支えるための相談体制を拡充するよう都道府県に求めていますので、県でも必要に応じ市町村とも連携を行い、適切に支援を行ってまいります。

なお、教育委員会では、平成 27 年 11 月に相談窓口を新たに設置し、ワクチン接種後の症状に苦しみ、学校に行けないといった生徒からの相談に、丁寧に対応しております。

（要望）

（ 10 ）一般不妊及び不育症治療について、医療保険の適用や費用の助成などの治療の実務に応じた新たな制度の創設を国に働きかけること。不育症の研究や残材育成を推進するように国に働きかけること。また、県の特定治療助成対象事業の対象枠を拡大し、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。

（回答）

県では高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、平成 16 年 10 月から治療費に要する費用の一部を補助しており、平成 27

年度の国補正予算に伴い、補助額の増など拡充を図ることとなりました。また、不妊・不育専門相談センターにおいて相談支援を行っております。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に対して要望してまいります。

また、不育症については、妊娠はするけれども、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約7割近くあるとされております。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されておりますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少なく、治療方法などの研究が十分には確立されておられません。

こうしたことから、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案してまいります。

(要望)

(11) 国へ医業税制(診療報酬の事業税非課税及び社会保険診療収入への租税特別措置法第26条)の存続と、診療報酬への消費税ゼロ税率の適用を求めること。

(回答)

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置については、税負担の公平の観点から、見直しを検討すべきと考えております。

なお、平成28年度与党税制改正大綱では、事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置について、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討するとされております。

一方、平成24年8月に可決・成立した、いわゆる消費税法改正法において、「医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとされております。また、「医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとする」とともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。」とされていることから、県として、今後の状況を注視しているところで、御要望に沿いかねます。

(要望)

(12) 差額ベッド料をめぐるトラブルの解消を神奈川県行政の課題として位置づけ、市町村とも連携して実態把握を強め、病院の対応の適正化をはかるとともに、差額ベッド料についての基本的な理解や同意書の重要性を県民に周知するために、県として取り組みを具体化し、積極的な役割を果たすこと。

(回答)

特別の療養環境の提供(いわゆる差額ベッド)に係る料金については、保険医療機関は、厚生労働省が定める基準により徴収しており、不適切な運用を行っている医療機関への対応は、保険医療機関の指定・取消し権限を持つ国が行っております。

県としては、引き続き国の基準をホームページに掲載し、県民に制度の理解を周知するとともに、相談、助言を行ってまいります。

また、県では医療安全相談センターを設置し、県民からの医療に関する相談や苦情を受け付けており、差額ベッド料の相談につきましても適切に助言を行ってまいります。

(要望)

(13) 横浜市内でもお産のできない区が3行政区あると言われており、秦野日赤病院も2014年度で産科が休診となった。お産に限らず医師数、看護師数など神奈川の医療指標は全国最低水準を争う状況にある。医師・看護師・医療従事者の労働条件の改善を含め、必要な地域医療の確立に向けて医療提供体制を拡充すること。

(回答)

県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の医師確保を図っております。

また、平成27年1月に医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療従事者の勤務環境改善に向けた支援を行うとともに、特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組むため、10月に地域医療支援センターを設置いたしました。

さらに、医師臨床研修制度の見直しや、不足している特定の診療科や地域による医師の偏在を解消し、必要な医師を配置できる仕組みを構築するよう国に対して要望しております。

(要望)

(14) 県民がお産難民にならないために、医師確保と同時に、院内助産所や助産師外来の普及、助産所開業の促進等、助産師の活用をすすめること。

(回答)

助産所については、現在は嘱託医師での対応が困難で緊急に高次医療機関での対応を必要とする救急患者が発生した場合、嘱託医師から周産期救急医療システムでの受入調整の依頼を受けることで運用しておりますが、ハイリスク分娩の増加に伴い緊急に高次医療機関での対応が必要な事案が増加している現状を鑑み、関係医療機関等と相談しながら、今後のシステムの運用について検討してまいります。

(要望)

(15) 「国家戦略特区」において、医学部新設など医療秩序を混乱させる医師養成の具体化を盛り込まないこと。また医薬品・医療機器の開発において安全性の確認のため臨床試験を行うこと。

(回答)

県では、医学はもとより、工学や経営学など複数の分野の幅広い知識を持ち、最先端医療の進展や未病産業の発展をリードしていくなど医療のイノベーションを担い、かつ国際的に発信できる人材を養成するために、「メディカル・イノベーションスクール」の設

置を目指して取組を進めております。

今後、連携先となりうる教育機関や研究機関と調整しながら、具体的な設置形態等について検討してまいります。

なお、医薬品・医療機器開発時の臨床試験は、その製品の承認を取得しようとする者が臨床試験を実施する医療機関を選択し実施しております。また、その結果は独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告され、審査されるため、県として対応することは困難であります。

(要望)

(16) 大気汚染被害(気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫)に対する医療費助成を行うこと。

(回答)

環境省では、幹線道路沿道における局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について解明するため、平成17年度から幹線道路住民を対象とした大規模な疫学調査を行いました。その結果によると、幼児と成人を対象とした調査では、自動車排出ガスとぜん息発症との間に関連性があるという結論は認められませんでした。

一方、小学生を対象とした調査では、自動車排ガスとぜん息発症との間に関連性が認められておりますが、暴露量推計などに起因する不確実性が残る点に留意が必要であるとともに、関連性の程度(大きさ)については、十分な科学性をもって確定づけることまでは現時点で難しいとされております。

こうしたことから、大気汚染被害に対して新たに医療費助成を行うことは、現在のところ考えておりません。

(要望)

(17) 粉じん対策、建設労働者の健康対策、廃棄後の管理など、県民の健康被害を防ぐ、県のアスベスト対策の充実をはかること。また、国に対してアスベスト被害者の救済・根絶に向けた対策を強く求めること。

(回答)

県では、従前から、「アスベスト除去工事に関する指導指針」を定め、事業者に対し、アスベスト除去工事について指導を行っているところであり、神奈川県労働局と一体となって、県建設業協会、県建物解体業協会など関係団体への周知徹底を図っております。

アスベスト被害の救済・根絶に関しては、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年2月)に基づき医療費等の給付が行われており、本県も、給付に要する費用の負担を行っております。この法制度は、5年ごとに見直しを行うこととされておりますので、施行状況を勘案し、適切な運用が図られるよう求めてまいります。

また、アスベスト粉塵曝露によって発病する「中皮腫、肺癌、石綿肺」については、国の責任において、関係機関等と連携して、治療方法の研究・開発に取り組んでおります。

県としては、アスベストに関し、県民の健康不安に対応するための一般的な健康相談窓口を保健福祉事務所に設置しております。また、神奈川県立循環器呼吸器病センターで

は、アスベスト専門外来が設置されており、アスベスト専門検診を実施しております。

(要望)

(18) 国民健康保険について

国保都道府県単位化について

国保の都道府県単位化は、徴税強化につながる懸念が県民から出されている。

ア 市町村の収納率が見込みより低くなり、県が算定した納付金額に達さなかった場合、納付金の減免や猶予の制度を設けること。

(回答)

国保事業費納付金の未納付は、市町村が支払う医療費に対する都道府県の交付金財源がなくなることにつながることから、収納率の低下を原因とする納付金の減免や徴収猶予制度の創設は困難であります。

ただし、市町村が当初予算で見込めなかった大規模災害等により保険料確保が困難となる場合などには、今回の制度改革により設置される国保財政安定化基金や国の特別調整交付金の活用により市町村を財政支援する制度がありますので、県としても、そうした制度の活用により、市町村国保の財政運営の安定化に努めてまいります。

(要望)

イ 市町村が一般会計からの繰り入れを行って納付金を納めようとする場合、県としてそれを妨げないこと。

(回答)

市町村国保が抱える財政上の構造問題として一般会計からの法定外繰入れがあり、その解消が必要であると考えます。しかし、その原因となっている低中所得者の保険料は、今回の国保制度改革でも引き続き高水準にあり、法定外繰入れをただちに解消することは困難と考えております。

改正後の国保法でも市町村の法定外繰入れは認められており、県として一般会計からの法定外繰入れを行わないよう市町村に対し指導することは考えておりません。

(要望)

ウ 所得が生活保護基準をわずかに上回る程度の、いわゆる境界層世帯の被保険者が、国保の保険料や窓口負担を支払うことで、生活保護の水準になった場合は介護保険制度にみられるような減免措置を講ずることを市町村に指導すること。

(回答)

保険料や窓口負担の減免は、国民健康保険法で規定され、市町村の裁量で行うことができることとされております。本県の市町村では、境界層の方も含めた低所得者の方を対象に、生活保護基準に着目した減免制度が従来から行われてきており、県では適用の公平・公正の観点から、市町村に対し要綱や要領の整備を行うよう指導を強化してまいりました。

また、具体的な基準について県内で平準化をすすめるため、県と市町村で協議のうえ「減免基準モデル」をとりまとめ、県内市町村に送付しておりますので、制度の適用につ

いて、引き続き、市町村に対し指導してまいります。

(要望)

エ 将来にわたる保険料高騰をふせぐため、国に対して国庫負担割合の引き上げを求めること。

(回答)

国民健康保険制度の見直しについては、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、財政上の構造問題の解決策として、3,400億円が公費投入されることとなりました。

県としても、構造的な問題の解決、安定財源の確保、国の定率負担の引き上げなどについて国に要望や提案を行っておりますが、引き続き、全国知事会等を通じて、国に働きかけを行ってまいります。

(要望)

国民健康保険の「資格証明書」の発行ならびに保険料の減免規定に関し、生活実態にあった運用とし、滞納制裁の乱用がないよう指導・監視すること。

(回答)

「資格証明書」の発行については、療養の給付を受ける権利を確保するために特別な事情の把握に努めるとともに、被保険者との接触の機会を確保し、相談・指導を行うことにより自主的な納付を促すという制度の趣旨を踏まえ、機械的な被保険者証返還の措置や資格証明書の交付を行わないよう市町村に対して助言・指導してまいります。

また、保険料の減免については、保険財政に影響を与えることから市町村の自主的な判断に委ねるところですが、公平公正な運用行われるよう市町村に対して基準を定めた要綱等を設けるよう助言・指導を行っております。

(要望)

(19) 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度の速やかな廃止を国に求めること。市町村とも協力し、75歳以上の方が負担する医療費を無料にすること。また、75歳の人間ドッグ受診料を無料にすること。

(回答)

後期高齢者医療制度については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が平成25年12月に制定され「高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う」ものとされました。県としては、制度見直しの動向を注視してまいります。

後期高齢者医療制度を含む公的医療保険において、患者が負担する一部負担金の負担割合は国が定めており、国民皆保険制度を持続可能なものとし、医療保険制度における財政基盤の確立と制度間の格差をなくす等の視点から、現行の水準としていると承知しております。制度の財政運営は県後期高齢者医療広域連合において行っているところですが、

県としては、県内一律に医療費を無料にすることは困難と考えます。

人間ドックの実施に関する要望については、制度を運営する県後期高齢者医療広域連合に御要望の趣旨を伝えてまいります。

（要望）

神奈川の平均保険料は東京に次いで高く、保険料負担率も制度導入当初に国が示した一割を超えている。県として財政措置を取り、保険料負担を軽減すること。

（回答）

神奈川県後期高齢者医療広域連合が条例で定める保険料については、厚生年金の平均的な年金額受給者（年収 201 万円）の月額保険料は、全国平均を下回っているものと承知しております。また、後期高齢者負担率について、後期高齢者と現役世代の負担率は、平成 20 年度の制度発足時はそれぞれ 10%、40%でしたが、後期高齢者人口の増加と現役世代人口の減少により現役世代の負担が大きく増加しないよう、保険料率改定の際、後期高齢者負担率について、引き上げが行われているものと承知しております。

県は、保険給付財源の 12 分の 1 を負担するとともに、低所得者等に対する保険料減額賦課相当額等についても負担しており、県が独自に保険料負担軽減のための助成をすることは考えておりません。

（要望）

後期高齢者医療保険料の特例軽減が段階的に廃止されるが、県として財政措置を取り、引き上げ分に相当する保険料負担を軽減すること。

（回答）

国では、平成 27 年 1 月に社会保障制度改革推進本部において、医療保険制度改革骨子を決定いたしました。骨子には、負担の公平化等として、後期高齢者の保険料軽減特例については段階的に縮小する、平成 29 年度から原則的に本則に戻すといった内容が盛り込まれております。具体的には、国において検討されていることから、国の動向を引き続き注視してまいります。

（要望）

（20）透析患者の疾病対策ならびに助成制度対策について

県独自の透析患者を対象とした助成制度の再構築を図り、市町村格差圧縮に努めること。

（回答）

人工透析患者の医療費負担については、国の公費負担制度である更生医療のほか、市町村が実施し、県がその一部を補助している、重度障害者医療費助成制度などがあります。

このうち、重度障害者医療費助成制度については、平成 17 年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からの意見も聞きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象

者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったものですので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いいたします。

今後の制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、まずは市町村との検討の場を設け、制度の様々な課題について協議してまいります。

また、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

なお、透析患者のうち、指定難病と診断され、国の認定基準に基づき特定医療費の助成対象として認定された場合には、公費助成を行うことができます。

（要望）

通院困難者対策として、介護保険施設・医療保険施設間の患者送迎の費用が使えるように国に改善を求めること。

（回答）

介護保険施設の入所者が、人工透析など当該施設では必要な医療の提供が困難であるため、医師の指示により他の医療機関に通院する場合は、原則として当該施設職員が付き添う必要があります。この場合、介護職員の人件費、車両の使用に係る費用等は、当該施設の介護サービスの一環として行われるものであるため、当該施設が負担する必要があります。ただし、遠方の医療機関への入院等の場合は、交通費について当該施設が入居者から実費相当を徴収することは可能とされております。

なお、県では介護保険施設が提供する医療について、透析を行う場合は介護報酬で評価することや、医療保険で対応できる範囲を拡大することについて国に要望しております。

（要望）

県主体の老健施設等の新設ならびに透析施設併設の推進を行うこと。
内には、透析治療が可能な設備を併設する施設等が僅かしかない。既存施設においては併設を推進し、新たに設置する施設においては、透析治療施設併設を図ること。

（回答）

介護老人保健施設は、病状が比較的安定している入所者に対する医療については、施設で対応することとされているため、施設が提供する医療の費用については介護保険の報酬で対応することとなりますが、透析を必要とする入所者の受け入れに当たって、現在の介護報酬等で対応することは困難と思われるため、県では、こうした透析を必要とする入所者に対応できる施設の拡充を図るための、介護報酬上の評価等の対応を国に要望しております。

（要望）

医療従事者（医師・看護師）の往診の活発化推進を行うこと。
地域における中核病院を中心とした、医療機関ネットワークを駆使し、地域主治医（見守

り医)や看護師による往診医療や在宅透析治療の実現が可能になるよう、往診の活発化並びに推進を図ること。

(回答)

県では、広域的な取組として、先行する自治体の取組事例を紹介するなど、市町村の体制づくりを支援するとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、在宅医療の担い手となる医師、看護師等の育成などを行い、市町村の取組を支援してまいります。

(要望)

県は、将来を担う若者の健康意識教育の一環として、全県域で成人病、特に糖尿病に対する重症化予防と啓発活動を行うこと。

(回答)

県では、かながわ健康プラン21の取り組み方針として、「主な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」を掲げておりますが、その一環として平成25年度から3年間、自発的な生活改善につながる効果的な保健指導の構築を目標に「かながわ保健指導モデル事業」を3か所の自治体で実施いたしました。その中で糖尿病の重症化予防に焦点をあてた教室も開催しており、検査データの改善等の成果が少しずつ表れております。平成28年度は、6か所の自治体に保健指導モデルの実施を委託し、より多くの実証データの蓄積を図るとともに、モデル事業で構築した保健指導方法の全県展開に向け、市町村補助事業等も活用して取り組み、糖尿病を含む生活習慣病の発症や重症化予防を推進していく予定です。

また平成27年度は、世界糖尿病デーに本庁舎のブルーライトアップを行い、糖尿病の予防や治療、療養の喚起を呼びかけました。また県内大型ビジョンやバス内のデジタルサイネージにおいて、糖尿病対策として、生活習慣の改善を推進する啓発映像の放映を行いました。今後も、引き続き啓発活動を進めてまいります。

(要望)

県直下地震の発生時における透析患者の移送計画を明確化すること。

保健福祉部保健予防課から見直し発行されたマニュアルに基づき、常日頃から次の事項の施策展開や明確化を行うこと。

ア マニュアルが定めるネットワーク通信訓練への積極的参画すること。

イ 発生時近隣透析施設間連携を図るためのブロック化、ブロック内の通信手段整備すること。

ウ 透析患者を含む『要援護者』登録の県内各市町村での推進すること。

エ 発災時県域外への透析患者移送計画内容の明確化並びに明示すること。

(回答)

県では、平成27年3月に「災害時透析患者支援マニュアル」を改定し、県内市町村及び透析施設に配布するとともに、透析施設の「神奈川県救急医療情報システム」への登録を進めてまいりました。

今後とも県内全透析施設の登録に向けて働きかけるとともに、関係機関と協力しながら、

様々な機会を活用し、マニュアルが十分に浸透するよう努めてまいります。

「神奈川県救急医療情報システム」の通信訓練については、透析施設の参加率を高めるため、平成 26 年度に引き続き、早期に開催予定時期をお知らせした上で、日程確定後に県内の透析施設に対する周知を行いました。

また、災害時の透析施設同士が共助できる環境づくりや、透析可能施設への患者の割り振りなどについては、本県としても課題と認識しておりますので、今後、関係機関と意見交換をする機会を設けるなど、災害時におけるネットワークの構築について検討してまいります。

なお、災害発生時に、停電、断水等により、県内の医療機関の透析患者への治療、収容ができる範囲（キャパシティ）を超えた場合には、神奈川県医療救護計画に基づき、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）を厚木飛行場に設置し、被災地域外の都道府県（治療可能な地域）の医療機関に広域医療搬送を実施することとしております。

災害時要援護者の避難支援プランを作成するのは市町村の役割になりますので、県では、市町村の避難支援プランの作成に向けて「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」に基づく支援や必要な情報提供を行うことにより、市町村の取組を促進しております。

（要望）

4 低所得者、貧困世帯への支援を

（1）生活保護の改善・充実について

翌月払いの給与の収入認定における勤労控除の扱いとして、その収入が入った月に仕事をしていなければ、勤労控除を認定しない、という解釈・運用が神奈川県としてなされ、そのことを県内各市の福祉事務所にも徹底していたことは、国・厚生労働省の見解とも異なっており問題であることから、直ちに改め、勤労控除として認定し、勤労意欲を高めて自立を促進するよう、各市・福祉事務所に徹底すること。

（回答）

離職又は休職等をした以降に受領した就労収入に係る基礎控除の取扱いについて、控除を行う時点の就労状態の如何に関わらず、当該就労に伴う必要経費として、基礎控除を認定して差し支えないものと考え方を整理し、各福祉事務所へ通知いたしました。

（要望）

生活保護費を 2013 年 7 月の引き下げ前の基準に戻すことや老齢加算の復活を国に働きかけること。

（回答）

加算も含めた生活保護基準は、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果等を踏まえ、国が合理性をもって設定しているものと理解しております。

（要望）

住宅扶助、冬季加算の引き下げの実施にあたっては、生活保護利用者の意向を尊重し、

慎重に対応すること。

(回答)

住宅扶助については、個別の事情による配慮措置や経過措置の適用について考慮するよう、国の通知もあり、福祉事務所は、転居によって自立を阻害することなく、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、十分留意した上で適用するものと考えます。また、県としても各福祉事務所に対し、取扱いには十分留意するよう、会議や研修の場を通じて周知しております。

冬季加算については、地区別の冬季加算の水準の適正化や世帯人数別・級地別の格差の是正、光熱費以外の冬季増加需要への対応といった考え方のもとに見直しがされました。また、傷病・障害等による療養のため常時在宅せざるを得ない者又は乳児がいる世帯については、原則として冬季加算額の1.3倍額を特別基準として認定できることになりました。こうした内容について、県は各福祉事務所に会議や研修の場を通じて周知しております。

(要望)

生活保護利用者援護として、県独自の夏季および年末の福祉手当を各1万円支給すること。

(回答)

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対して、国の責任によって最低限度の生活を保障するものですので、手当についても国において一元的に対応すべき事項であると考えております。

(要望)

ケースワーカーの増員を図り、研修の改善・強化により、生活保護利用者及び生活保護を必要とする方々に寄り添った対応の充実を図ること。

(回答)

ケースワーカーの増員については、被保護者の増加や法改正による対応など、事務負担が増大していることから、体制強化と業務改善を国に要望しております。

また、ケースワーカーに対する研修は、県主催で年6回開催しているほか、平成25年度から政令市が行う研修にもお互いに参加できるようにするなど、より多くの研修が受けられるよう、その機会を増やすことでケースワーカーの資質向上を図っております。

(要望)

県として自立支援施設を各保健福祉事務所圏内に設置し、生活保護利用者が「貧困ビジネス」といわれる無料低額宿泊施設を利用しないですむようにすること。

(回答)

県として各福祉事務所管内に自立支援施設を設置する計画はありません。

無料低額宿泊所については、緊急的な対応を要する場合や、直ちに居宅生活を送ることが困難な場合に、一時的な居所として提供されており、引き続き、適正な処遇を図るため、県ガイドラインを遵守するよう指導してまいります。

(要望)

各市福祉事務所とも連携しながら県としてイニシアチブを発揮して、一時的な仮住まいである無料低額宿泊所の入所者について、入所年数、アパート等への転居希望の有無と実現しない理由等について定期的に調査をおこない、居宅設定による自立支援を促進すること。

(回答)

居宅設定による自立支援は、生活保護を実施する福祉事務所が生活保護受給者の生活実態と意向を把握して実施しております。

生活保護受給者への転居を含めた支援の方針は、受給者一人ひとりの状態に応じて各福祉事務所が作成し、取り組んでいるものです。

(要望)

(2)生活困窮者自立支援法について以下の項目を国に働きかけること

地域格差が生じないように、家計相談や子どもへの学習支援も必須事業とすること。

就労訓練の1つである「中間的就労」は、最低賃金以下で働いてよいとするもので、生活困窮者を劣悪な労働環境においてもかまわないとするもので問題であり見直すこと。

「住宅確保給付金」は、対象を離職者に限定せず広げ、使い勝手のいいものに改めること。

生活困窮者支援法には、経済的給付は殆どなく、生活困窮者の支援の実態とかけ離れたものになっており、改善すること。

相談窓口業務は、就労に偏った支援、しかも、就職率をあげるために、再就職ができそうな人にしか給付金の利用を認めないなどの運用はさけること。

生活保護を受けるべき人が自立相談窓口に戻され、生活保護が受けられず帰されることにならないよう運用に配慮すること。

(回答)

生活困窮者自立支援法は、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として制度設計されたものと承知しており、国に働きかけることは考えておりません。

家計相談や子どもの学習支援については、生活困窮者自立支援法第6条の規定に基づき、地域の実情に応じて実施できる事業となっております。

認定就労訓練事業、いわゆる中間的就労については、支援の実施体制が適切に整備されていること、関係法令が遵守されていることを確保するため、法第10条の規定に基づき知事の認定を受けるとともに、事業の対象者は、自治体の支援決定を受けた方に限られ、自立相談支援機関が無料職業紹介としてあっせんすることで労働力の搾取とならないよう措置されております。

住居確保給付金は、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うことが要件とされております。

生活保護が必要な方については、適切に生活保護につなぐことが基本と考えております。

(要望)

(3) 生活困窮者への支援

生活保護受給者、低年金で暮らす高齢者をはじめ、生活困難に直面している県民への県の支援事業を充実させるため、生活実態調査を市町村と協力して行うこと。

(回答)

生活困窮者の状況把握については、庁内の各部局の持つデータを持ち寄り、部局横断的に情報共有を行っており、調査を行うことは考えておりません。

(要望)

低所得者に対する冷・暖房対策を充実し、熱中症予防や福祉灯油・物価手当を支給すること。

(回答)

直接的な給付は困難ですが、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談体制の充実に努めてまいります。

(要望)

市町村と協力して「住まいの確保」に困っている住民に、公営住宅の空き部屋への入居のあっせんに取り組むこと。

(回答)

公営住宅やその他の公的賃貸住宅等の情報を「住まいの確保」に困っている県民に効果的に提供できるよう、市町村等の意見を聞きながら検討してまいります。

(要望)

民間アパートへの入居について、家賃補助をはじめ支援を行うこと。

(回答)

生活困窮者自立支援法に基づき、再就職のために居住の確保が必要な方を対象に、家賃費用について、住居確保給付金が支給されます。また、生活保護受給者に対しては、国の定める基準により、住宅扶助として家賃費用が支給されております。

なお、住宅に困窮している高齢者等への賃貸住宅の供給を図るため、国が「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」を平成 27 年 9 月からスタートさせたため、本県もこの事業の普及啓発に取り組んでおります。

(要望)

県営住宅の新設など低所得者の住まいの確保を進めること。

(回答)

低所得の方も含め、住宅に困窮されている方へのセーフティネット対策については、広く国の社会資本整備審議会の中で検討されていると聞いております。こうした国の動向や地域の実情などを踏まえて取り組む課題であると認識しており、今後、検討を行ってまいります。

また、県営住宅の老朽化及び入居者の高齢化の進行により、既存住宅のバリアフリー化が必要になったこと、さらには、財政状況が逼迫したことなどから県は、平成 13 年度に「神奈川県公営住宅ストック総合活用計画」（現 神奈川県県営住宅ストック総合活用計画）を策定し、それまでの新規供給から、建替工事や改善工事を主体とした既存ストックの有効活用に軸足を移して、事業展開を図っております。

今後も、社会情勢の変化を踏まえて公平かつ的確に住宅を供給できるように、既存の県営住宅を最大限に有効活用しつつ、建替えや長寿命化のための修繕・改善事業を実施し、高齢者向け住戸を含め必要な戸数の確保に努めてまいります。

（要望）

生活困窮者に対する県の生活支援施策を充実強化すること。

（回答）

生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談体制の充実に努めてまいります。

また、生活困窮者へのワンストップ支援を充実させるため、「入口から出口までの切れ目のない支援」として、入口の施策として、「市町村の窓口や各種制度の周知及び情報提供」、「出張相談会による窓口の充実強化」、「専門研修の実施による相談支援員の性質向上」に取り組むとともに、出口までの施策として「民間との連携による生活支援」、「生活困窮者の課題に応じた就労機会の確保」について重点的に取り組んでまいります。

（要望）

ひとり親家庭等医療費助成制度の自己負担、所得制限をなくすこと。

（回答）

ひとり親家庭等医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っており、制度設計については市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものです。

また、一部負担金や所得制限については、制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、市町村とも協議を行ないながら定めたものですが、今後の方向性や、見直しに当たっては、対象者も多く県民への影響が大きいため、慎重に検討してまいります。

（要望）

生活に困窮する高齢者、子育て世代、若者への家賃補助など住宅支援、住居喪失者のための住居と安定就労のための「チャレンジネット」のとりくみを、国とも連携して拡充すること。

（回答）

生活困窮者自立支援法に基づき、再就職のために居住の確保が必要な方を対象に、家賃費用について、住居確保給付金が支給されます。また、生活保護受給者に対しては、国の定める基準により、住宅扶助として家賃費用が支給されております。

なお、住宅に困窮している高齢者等への賃貸住宅の供給を図るため、国が「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」を平成 27 年 9 月からスタートさせたため、本県もこの

事業の普及啓発に取り組んでおります。

雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済振興を促進します

(要望)

1 働くルールの確立を

(1) 労働者保護行政機能の充実と体制の強化をはかること。かながわ労働センター・各支所の体制を強化し、労働相談の体制と機能の充実をはかること。専門的な知識を持った職員を計画的に育成すること。

(回答)

労働相談の機能については、街頭労働相談等相談機会の充実が図られるように努めてまいります。

また、「労働センター人材育成計画」に基づき、職員研修を充実し、専門知識を持った職員の育成を図ってまいります。

(要望)

(2) 神奈川県労働委員会の事務局の人員を増やし、よりの確・迅速な対応が可能な体制とすること。また迅速な審理を保障するために、労働委員会の審問室・控室の拡充をはかること。

(回答)

厳しい財政状況の中、職員の人員増等は困難ではありますが、組織・職員等の質的向上を図るとともに、業務運営を工夫することで、今後とも労働組合法等の関係法令に基づき、適切な事務処理が行えるよう努めてまいります。

(要望)

(3) 安易な解雇・雇止めを行わないよう企業に対し、啓発・はたらきかけを行うこと。雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどの計画については事前公表させ、労働者はもとより下請関連企業・地元自治体等との協議を行うよう要請すること。県としても情報を収集し、必要な対応を図ること。

(回答)

非正規労働者を含む人員整理は、労働者の生活に大きな影響を与えるものですので、日頃から情報の収集に努めておりますが、当事者からの要請があれば、労働条件等に関する事項について労使間の話し合いが円滑に行われるよう助言をしてまいります。

なお、県内の雇用情勢や労働争議に関しましては、様々な手段により事業所からの状況把握に努めております。

また、労働相談や個別中小企業訪問等の機会を通じて、雇用調整のルールについて助言、啓発を行ってまいります。

(要望)

(4) 労働基準法を初めとした労働法規の遵守をはたらきかけること。違法行為を行う企業を把握した際は、労働基準監督署と連携し是正を図ること。パワハラ・セクハラ・マタハラなどの根絶を目指すこと。「ディーセントワーク条例」の制定を図ること。

(回答)

労働関係法規の遵守に関しては、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、かながわ労働センターが実施している事業所訪問や労働相談など様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

また、労働相談の内容で法令違反行為が明らかな場合は、相談者に労働基準監督署に申し出るよう促しております。

そのほか、職場におけるハラスメントの未然防止及び解決促進のため、12月に「ハラスメント相談強化期間」を設定し、かながわ労働センター及び各支所において、通常の労働相談体制に加えて弁護士やカウンセラーを配置した特別労働相談のほか、各種セミナーを実施したところです。

平成28年度も、引き続き、労働法規遵守の啓発及び職場におけるハラスメント対策に取り組んでまいります。

なお、「ディーセントワーク条例」の制定については、現在のところ、検討しておりません。

(要望)

(5) 高校生用の働くルールを学ぶ機会を増やすこと。また、学習副読本を充実させ、私立学校を含む各学校に配布すること。

(回答)

国が作成した労働法等の周知を目的としたハンドブックやリーフレットを各県立高校、各県立中等教育学校及び私立高等学校に配付し、活用を促しております。

また、県教育委員会が作成しているリーフレットには、労働法規に基づいた労働条件や基本的な知識、就職を含めた公的な相談窓口の紹介など、働くに当たって知っておくべきことと併せて、母校にも相談できることも掲載しており、平成28年度も引き続き、各県立高校及び各県立中等教育学校に配付を予定しております。

(要望)

(6) 「インベスト神奈川」で助成した企業が、労働者の大量解雇や重大な法令違反を犯した際には、助成金の支給を凍結すること。また、助成企業が撤退や事業縮小など行った際には、助成金の返還を求めること。

(回答)

施設整備等助成制度では、助成対象施設における一定の常用雇用者の確保を義務付けておりますが、労働者の解雇の有無を助成要件とはしておりませんので、労働者の解雇を行ったことを理由に、助成金の支給を凍結することは考えておりません。

また、助成対象企業からは、産業集積支援事業認定申請時に法令遵守に係る誓約書の提出を受けております。

助成企業が撤退や事業縮小などした場合は、法令及び規則等に基づき、適切に対処してまいります。

（要望）

（ 7 ） 正規雇用を拡大するために県独自の施策を実施すること。また、国に対し、正規雇用拡大を図るよう働きかけること。県職員の定員削減を行わず、正規職員の雇用を確保すること。

（回答）

県では、30歳代までの若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を、40歳以上の中高齢者向けに「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を運営し、一人ひとりの希望に合った就業支援を行っております。

なお、国では、非正規雇用の労働者の正規雇用への転換等に対する助成金などの支援が実施されておりますので、御要望の趣旨を国に伝えてまいります。

県職員の人員の配置に当たっては、業務量に応じて必要な職員数を調整したうえで、適正な配置を行っております。

（要望）

（ 8 ） 労働法制の規制緩和について反対すること。直接雇用・無期雇用を原則とする雇用ルールの確立を国に求めること。

（回答）

県では、安定した雇用の実現に向けた取組を推進するため、いわゆる新しい雇用ルールの検討に当たっては、公労使の議論を十分に行う必要があるとして、国に提案しております。

（要望）

（ 9 ） 学卒者の就職を保障するため、経済団体、企業などに正規雇用の拡大を要請すること。就職も進学もできずに卒業した学卒者について、状況把握とともに生活確立にむけた援助を行うこと。

（回答）

大学・高校等の卒業者の就職内定率を毎年度把握し、高校卒業者の雇用機会の維持・確保については、知事と神奈川労働局長の連名で、県内の経済団体に対し、要請を行っております。

また、県立職業技術校の募集枠として、引き続き「若年者職業能力形成支援枠」を設定し、若年者の正規就労につながる訓練を実施してまいります。

（要望）

（ 10 ） 県の各機関の障害者雇用を促進するとともに、雇用率の低い大企業については、達成のためのはたらきかけを行なうこと。中小企業などが障害者を積極的に雇用できるよう、県としての支援策を拡充すること。

(回答)

県では、身体に障害のある方の雇用を促進するため、「身体に障害のある人を対象とした職員採用選考（行政事務）」を実施し、平成 26 年度からは受験資格の年齢上限を無くすなど、雇用機会の拡大を図っているところです。

また、厚生労働省が毎年 6 月 1 日現在で、全国一律で、障害者の雇用状況に対する調査を実施しており、県でもその結果を踏まえた施策を推進してまいります。

1 神奈川県障害者就労相談センター

当センターにおいて、就労相談、職業能力評価や無料職業紹介など就職を希望する障害者の就労や職場定着の支援を行ってまいります。また、職域拡大担当員を配置して事業所訪問による職場開拓、求人の獲得等を実施いたします。

2 障害者しごとサポート事業

企業の人事労務経験者や福祉施設の障害者支援業務等経験者等による「障害者しごとサポーター」を県内各地域に配置して、障害者の身近な地域において定着支援を含め就労支援を行います。

3 かながわ障害者雇用優良企業の認証

神奈川県内で障害者雇用に積極的に取り組む中小企業等（障害者雇用率 4.0% 以上等）を県が認証し、各企業の取組を広く紹介するなどして、中小企業等の障害者雇用の理解と促進を図ってまいります。

4 かながわ障害者雇用ハート企業

県内で障害者雇用に積極的に取り組む中小企業等（障害者雇用率 3.0% 以上等）をかながわ障害者雇用ハート企業として、県のホームページ等で商品・サービス等を公表します。

5 知的・精神障害者職場指導員設置費補助

知的障害者を 5 名以上又は精神障害者を 2 名以上雇用する中小企業で、雇用管理のため必要な職業相談及び作業指導をする職場指導員を設置する事業主に対して補助を行い、職場定着を図ってまいります。

(要望)

(1 1) 非正規労働者の賃金・労働条件の雇用実態を調査すること。条件を満たしているすべての労働者を、労働保険や社会保険に加入させるようはたらきかけること。正規労働者との均等待遇や正規化についての啓発を強めること。

(回答)

非正規労働者を含む常用労働者の賃金・労働条件については、厚生労働省が賃金構造基本統計調査を実施しておりますが、非正規労働者のみを対象とした調査を実施する予定はありません。

また、非正規労働者の適正な労働条件の確保等が図られるよう、毎年 11 月を「非正規労働者対策強化月間」として位置付け、「街頭労働相談」や「各種セミナー」を開催するなど、非正規労働者対策に積極的に取り組むほか、かながわ労働センター等の職員による事業所訪問など様々な機会をとらえて、引き続き、普及啓発に努めてまいります。

(要望)

(12) すべての労働者の年間総実労働時間を 1800 時間以下にさせるようはたらきかけること。不払い残業をなくし、年次有給休暇取得のとりくみを強めること。県自らが、県職員の不払い残業の根絶と、有給休暇の完全取得を図ること。

(回答)

広報誌への掲載や労働センター等による事業所訪問、労働相談など様々な機会をとらえ、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進によって年間総実労働時間の短縮や不払い残業の解消を図り、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進や労働法の遵守について普及啓発に努めております。

県では、「総労働時間の短縮に関する指針」を定め、時間外勤務の事前命令の徹底を行っており、時間外勤務命令に基づく勤務については、所定の時間外勤務手当を支給しております。

また、同指針において、年次休暇の取得促進についても定めており、取得しやすい職場づくりを推進しております。

(要望)

(13) すべての県民が健康で文化的な生活を実現できるよう、生活保護水準を下回らない最低賃金「時間額 1000 円以上」の実現に向け、国・神奈川労働局に強く働きかけること。県が雇用するすべての労働者の賃金時間額を 1000 円以上にすること。

(回答)

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が地域における労働者の生計費、賃金等を考慮して、労働者の賃金の最低限度を定めるものであると考えておりますが、県では決定された最低賃金が確実に守られるよう、県の広報誌やホームページ等の広報媒体を活用し、広く啓発に努めているところであり、今後とも一層の啓発に努めてまいります。

また、職員の給与については、地方公務員法に基づき、人事委員会勧告制度の下、労使で話し合いながら決定しているところです。

(要望)

(14) 地域経済活性化の観点からも、県内経営者団体などに対し、県知事が賃金の引き上げを要請すること。公務員賃金の引き下げに反対し、県としても新たな賃下げ・労働条件改悪を行わないこと。

(回答)

賃金等の労働条件については、最低賃金法等を踏まえ、労働者と使用者の各当事者により決定されるものと考えております。なお、県内経営者団体等への要請などは、現在のところ考えておりません。

職員の給与の取扱いについては、人事委員会勧告の動向を踏まえ、その時点で判断するものと考えております。

(要望)

(15) 労働契約法や次世代育成支援対策推進法の趣旨からも、一般事業主行動計画を各事業所において策定・周知するよう働きかけること。均等法と育児・介護休業法の主旨に基づき、男性や非正規労働者の育児休業取得保障を企業にはたらきかけること。特に、妊娠・出産などを理由とした解雇・雇止めや不利益扱い禁止の啓発・周知を図ること。県職員の育児・介護休業の取得を促進させること。

(回答)

県では、神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づき、一般事業主行動計画を策定や、育児・介護休業について明確化するなど、従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を「かながわ子育て応援団」として認証しております。

これまでも、ホームページや県のたよりを活用して、認証取得の普及啓発に努めてまいりましたが、引き続き、認証取得を促し、一般事業主行動計画の届出率の改善に努めてまいります。

また、作成した各種リーフレット等に、改正された育児・介護休業法に関する解説を盛り込み、県内中小企業等への周知に活用しております。

さらに、かながわ労働センターの職員による事業所訪問や労働相談により、労働に係る各種法令や制度について助言及び指導を行い、普及・啓発に努めております。

県で働く職員の育児・介護休業の取得等については、職員の仕事と家庭の両立がしやすい環境の整備に向けて、積極的に取り組んでまいります。

(要望)

(16) すべての企業に対し「年金の全額支給まで雇用を継続する」ようはたらきかけること。

(回答)

平成 24 年 8 月に高年齢者雇用安定法が改正され、(1)継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、(2)継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、(3)義務違反の企業に対する公表規定の導入、(4)高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定等が定められ、平成 25 年 4 月から施行されております。

県は個別企業に対する指導、助言等はできませんが、国と連携して、高年齢者雇用安定法の改正趣旨に反して、特定の対象者の継続雇用を排除しようとするののないよう、事業主への啓発等に引き続き取り組んでまいります。

(要望)

(17) 外国人労働者と外国人実習生の実態を調査し、賃金・労働条件等の大幅改善、労働保険や社会保険加入などを促進させること。外国人労働者に対応する通訳体制・相談体制を拡充すること。外国語の労働手帳を発行すること。

(回答)

外国人労働者問題に関しては、県として、使用者や労働者に対して広く労働基準法をはじめとした労働法規を普及、啓発することが役割であると考えており、かながわ労働センターなどに専門相談員と通訳を配置し、労働相談に応じております。

なお、神奈川労働局と共催で外国人を雇用している事業主を対象として、外国人労働者の雇用管理の改善、適正な労働条件や安全衛生の確保を目的とした「外国人雇用管理セミナー」を開催するなど、労働基準法をはじめとした労働関係法規の啓発、周知に努めております。

平成 28 年度も、引き続きこうした事業を実施してまいります。

(要望)

(18) 労働手帳の増刷をはかるとともに、パートタイム、契約社員、派遣労働者など、雇用形態別のハンドブックを発行すること。高校生・大学生にむけた簡易な「労働手帳」を発行し、配布すること。

(回答)

労働手帳については、引き続き必要な部数の作成に努めてまいります。雇用形態別のハンドブックを作成する予定はありませんが、現行の労働手帳の改訂時に労働契約法や労働者派遣法の改正を反映することによって対応をしております。

また、平成 27 年度には、これから社会に出て働こうとしている高校生や大学生、また、働き始めたばかりの若者のために「若者労働ハンドブック」を作成いたしました。今後、かながわ労働センターで実施している、高等学校や大学、職業技術校等において、労働法に関する基礎知識を身に付けていただくための「出前労働講座」や街頭労働相談において活用してまいります。

(要望)

(19) 「公契約条例」を制定すること。委託費の積算基準、特に人件費の積算基準を確立すること。最低制限価格制度の拡充を図ること。最低制限価格制度が導入された委託業務で働く労働者の賃金・労働条件が改善されたか、調査すること。県が発注する公共工事や委託業務で働く労働者の賃金実態調査を行うこと。また、その結果を公表すること。

(回答)

平成 26 年 3 月にまとめられた「公契約に関する協議会」からの報告では、公契約条例の導入について、「必要がある」とする積極的な意見と、「適切ではない」とする両方の意見があり、意見の一致はみられませんでした。

一方、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「賃金実態調査」などの継続を指摘しております。

そこで、入札・契約制度の見直しなどを引き続き進めながら、公契約条例については、その制定も視野に入れ、本県の賃金実態や、既に公契約条例を施行している自治体の運用状況を調査し、検討を続けてまいります。

委託料については、発注案件によって業務内容が異なることから、各執行機関において適切な積算に努めているところですが、上記報告を受けて、一般業務委託の積算等のルール化について、検証し、検討してまいります。

最低制限価格制度については、県では、業務の質の確保や雇用への影響に配慮して、人件費の占める割合の高い業務委託である「庁舎建物等清掃」、「警備・受付」、「建物

設備保守管理」、「総合建物管理」、「消防施設保守管理」、「電気通信設備保守管理」、「エレベーター保守管理」、「汚水処理施設等保守管理」に導入しております。

また、公共工事についても、低価格での入札は、ダンピング受注による手抜き工事の発生や、建設労働者及び下請企業の労働環境へのしわ寄せの原因ともなり、建設業の健全な発達を阻害する要因にもなることから、最低制限価格制度を活用しております。

なお、本県では、工事の最低制限価格率について、平成 27 年 4 月から従来の上限であった 90%の率を撤廃し、個々の算定結果に基づき最低制限価格を設定することといたしました。

県が発注する公共工事や委託業務で働く労働者の賃金については、引き続き賃金実態調査を行い、その結果を公表してまいります。

(要望)

(20) 県の委託業務にかかわり、委託先が変更になった場合、そこで働く労働者の雇用を継続するよう、委託先に要請すること。

(回答)

委託先が変更になった場合、労働者の雇用に関しては、変更後の委託先事業者が決定すべきものであり、発注者である県が関与することは大変難しいものと考えます。

(要望)

(21) すべての県内争議の早期解決のため、はたらきかけを強めること。特に、いすゞ・日産・資生堂など大企業職場での「非正規切り」について、早期解決をめざすこと。県が関与する「神奈川フィル争議」、「緑陽苑争議」について指導性を発揮すること。特に神奈川県労働委員会が「原職復帰」を命じた「神奈川フィル争議」について、県が解決に責任を果たすこと。

(回答)

県内の雇用情勢や労働争議に関しては、様々な手段により事業所からの状況把握に努めております。

また、労働相談や個別中小企業訪問等の機会を通じて、雇用調整のルールについて助言、啓発を行ってまいります。

神奈川フィルの解雇問題については、当該団体の内部管理に関する事項であるため、県が直接関与すべきではないと理解しております。

また、緑陽苑争議については、制度に基づいた不服申立等による係争中の事案であり、現時点での指導は考えておりません。

(要望)

(22) 職業病対策について以下の改善を図ること。

「労働安全衛生支援講座」への補助金を増額すること。

(回答)

県では、労災や職業病の未然防止を推進するため、自主的に労働安全衛生講座を開催

している団体に、講師謝金の一部を助成しておりますが、厳しい財政状況の中、今後も必要な経費を計上してまいります。

(要望)

過労自殺・過労死・うつ病・アスベスト被害等については、相談窓口開設などの対応を図ること。

(回答)

県では、労働者の心身の健康の確保と安心して働ける環境づくりの推進のため、かながわ労働センターにおいて、「働く人のメンタルヘルス相談」を実施するとともに、職場のメンタルヘルス対策講演会を開催しております。

企業に対しても職場における安全や健康確保についての普及啓発を図っており、今後も労働者が健康で安全かつ安心して働くことができるよう努めてまいります。

また、精神保健福祉センター・保健福祉事務所では、「こころの電話相談」(精神保健福祉センター)や「精神保健福祉相談」(保健福祉事務所)で、こころの健康に係る相談を受け付けております。

アスベストに関しては、県民の健康不安に対応するための一般的な健康相談窓口を保健福祉事務所に設置しております。

(要望)

2 中小零細企業の施策を推進し、地域経済の活性化を図る

(1) 消費税 10%増税と、社会保障制度の負担増の撤回を国に強く求めること。消費税の税率を5%に下げ、免税事業者を年間売り上げ3000万円に、簡易課税制度の適用ももとに戻すよう、国に求めること。

(回答)

社会保障関係費の増加へ対応するためには、消費税率の引上げは、確実に実施されるべきと考えております。

この消費税率引上げに合わせて導入される軽減税率制度に関して、平成28年度与党税制改正大綱では、制度の円滑な運用及び適正な課税の確保の観点から、制度導入による簡易課税制度への影響などを検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされております。

また、社会保障制度の負担増については、低所得者への対応など必要な措置を講ずるよう国へ要望しております。

(要望)

(2) 小規模企業振興基本法及び、中小企業・小規模企業活性化推進条例を生かすために以下の改善を図ること。

小規模企業者の経営とくらしの実態調査をおこない、経営実態と要求などを明らかにし、小規模企業振興基本法に基づく基本計画を策定すること。

(回答)

平成 27 年度に行った計画の改定では、小規模企業のみの特化した計画は策定いたしませんでしたが、小規模企業の持続的発展をはじめとした中小企業の活性化を推進する「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」の趣旨を踏まえ、これまでの計画を大きく見直し「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画」として改定いたしましたので、今後は小規模企業の経営実態を把握する調査の実施や、その結果の計画への反映について検討してまいります。

(要望)

神奈川県中小企業活性化推進審議会を地域別に設置すること。

(回答)

神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例により、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めるに当たっては神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会の意見を聴かなければならないとされておりますが、この審議会を地域別に設置することは想定しておりません。

なお、審議会には小規模企業を含む複数の中小企業経営者に委員として参加頂き、御意見の反映に努めております。

策定した計画については、公表のうえ、施策の実施状況を毎年度検証し、その結果を、審議会から御意見を伺いながら、次の施策や事業に反映させてまいります。

また、「中小企業・小規模企業活性化推進モニター制度」などを活用して、随時中小企業・小規模企業の御意見を伺いながら、施策の効果的な実施に努めてまいります。

(要望)

インベスト神奈川は廃止し、県内中小企業・自営業者を育てる政策に転換すること。また、誘致した企業が雇用や地域経済に果たしている役割を明らかにすること。

(回答)

企業誘致施策「インベスト神奈川」は、平成 22 年度からは「企業立地に対する直接支援」から「立地後の成長支援」へと力点を移し、低利融資制度や雇用助成制度など、がんばる中小企業への支援を強化した「インベスト神奈川 2nd ステップ」を展開しております。また、平成 25 年 4 月より「インベスト神奈川 2nd ステップ」を拡充し、中小企業については、最低投資額要件を 1 億円から 7,000 万円へ緩和いたしました。

また、インベスト神奈川及びインベスト神奈川 2nd ステップによる経済的効果等については、立地した企業による設備投資と操業による発注額の累計が、平成 26 年 12 月現在で、4 兆 1,161 億 3,600 万円となっており、うち県内企業への発注額の累計は 1 兆 6,952 億 4,900 万円となっております。

さらに、雇用実績については、助成対象施設に勤務する正社員数は、32,319 人となっております。

今後も経済的インセンティブによる支援などの施策を通じ、がんばる中小企業への支援を行ってまいります。

(要望)

産業技術センターの独立行政法人化はやめ、同センターの事業を充実させること。

(回答)

産業技術センターの地方独立行政法人への移行は、県がこれまで実施してきた中小企業等への技術的支援や研究を継続強化するとともに、基礎研究から事業化までの一貫した支援及び技術面を中心とした企業支援ネットワークの中心的機関の構築などに取り組むことを目的とするものです。

これにより、イノベーションの創出を促進し、県内から競争力の高い製品を生み出すことで、県内経済の活性化を図ってまいります。

(要望)

(3) 地域経済振興と仕事おこしのために以下を行うこと。

仕事起こしと経済対策として、経済波及効果が大きい「住宅リフォーム助成制度」を創設すること。

(回答)

御要望の制度ですが、既に市町村が社会資本整備総合交付金を活用する等して、耐震改修工事やバリアフリー改修工事への助成に取り組んでおります。

また、国では、耐震改修促進税制やバリアフリー・省エネ改修促進税制など、税制面においてリフォームをし易い環境を整えていることから、県では、県内市町村が実施する助成制度の情報提供等を行うとともに、こうした制度がさらに普及するように努めてまいります。

(要望)

店舗・町工場を対象にした「街なか商店リニューアル助成制度」をつくること。

(回答)

県では、人をひきつける魅力あるまちづくりを促進するため、商店街が中心となった地域の取組を引き続き支援してまいります。

具体的には、地域商業ブランド確立に向けた自主的な取組を進めている地域の中から、特に意欲の高い地域を選定し、集中的に支援を行うことで地域商業ブランドを確立し、県内外から人をひきつける魅力ある商店街の創出を図ってまいります。

個店に対する補助ではありませんが、商店街のブランドづくりにつながる内容であれば、商店街が行うハード事業も対象として事業費の3分の1を限度として補助し、支援に取り組んでまいります。

(要望)

県有施設の修繕について「小規模工事登録制度」をつくり、入札参加資格を持たない地元の小規模建設業者に仕事を発注すること。

(回答)

小規模工事であっても発注先の選定に当たっては、品質確保や履行の確実性の観点か

ら、受注者の経営能力や施工能力について、建設業法に基づく許可や経営事項審査を受け、入札参加資格の登録をされている業者からの選定を原則としていることから、小規模工事登録制度の実施は考えておりません。

(要望)

箱根大涌谷周辺の火山被害に対して、観光事業者を応援するための支援基金を創設すること。また、雇用対策の充実、無利子の特別融資制度を創設すること。

(回答)

支援基金の創設は考えておりませんが、国や地域と情報共有し、連携して必要な支援を行うことにより、従業員の雇用の維持に努めてまいります。

「神奈川県中小企業制度融資」において、金利をゼロにすることは考えておりません。

(要望)

中小業者の官公需受注機会を確保するため、分離・分割発注を行う等、零細業者にもアクセスしやすいように改善すること。

(回答)

県では、「中小企業者の官公需の受注機会の確保・増大のための施策の要点」を策定して、「物品等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めること」としております。

(要望)

元請企業や中間企業の下請企業に対する不払いについて、建設業法第41条による積極的な行政指導を行うこと。

(回答)

下請代金の未払いの相談に対しては、建設工事の施工状況、代金の支払い状況、問題が生じた原因などを元請業者から聞き取るとともに、元請業者に救済を要請することなどにより対応しております。

また、建設業法第41条の趣旨を無視する悪質な業者に対しては、適切に指導等を行うとともに、一般の方や建設業者の方などから寄せられる建設工事の紛争相談等の中で特定できた違法行為についても、厳正に対処してまいります。

(要望)

大資本の小規模小売店の出店に際しては、既存の小売店と出店調整をする仕組みを作ること。

(回答)

県が所掌する大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)は、周辺の地域の生活環境の保持のために、大規模小売店舗の設置者に対し、交通や騒音、廃棄物といった観点から、その施設の配置や運営方法への配慮を求めています。その際、地域的な需給状況

を勘案すること等を設置者に求めることはできません。

こうした法の趣旨から、県が、小規模小売店舗の設置者と既存の小売店との出店調整を行うことは困難です。

(要望)

各地域でおこなわれている家賃スライド制度や税金の減免制度などを活用し、小企業者の家賃軽減措置を行うこと。

(回答)

県では、小企業者の家賃を軽減する措置については考えておりませんが、小企業者が多い商店街が、その魅力を高めるために地域商業ブランドづくりを行う中で、例えば空き店舗を活用する場合には、「地域商業ブランド確立総合支援事業」により、家賃の一部を助成するなどの支援を引き続き行ってまいります。

また、県では、地域の商工会・商工会議所等と連携して、厳しい経営環境の中にあっても小企業が事業を持続していけるようサポートしております。

(要望)

(4) 金融制度にかかわり以下の改善を図ること。

コンサルタント機能を発揮し、制度融資を利用しやすいものとし、自治体融資の比重をあげること。

(回答)

中小企業制度融資の多様な融資メニューの中から目的に合ったものが選べるよう、中小企業からの資金繰りの相談を受けることの多い、金融機関や商工会等の担当者向けの説明会を行っているところです。

(要望)

制度融資の審査に際し、制度の趣旨に鑑み、税金滞納、過去の事故・免責、親族の債務、赤字決算などがあることをもって、機械的に申し込みを断らないこと。

(回答)

県では、金融機関の指導監督権限を有する国に対し、中小企業の金融の円滑化に万全を期すよう要望しており、金融庁では、検査・監督を通じて、金融機関に対し、「円滑な資金供給に努めること」や、「借り手の経営課題の解決に取り組むこと」を指導しているところです。

(要望)

新規開業資金の「自己資金」要件を緩和すること。経営が安定するまで返済を猶予する制度に改善すること。

(回答)

創業支援融資において、融資限度額 1,500 万円のうち 1,000 万円までは自己資金要件をなくし、1年以内の据置き期間を設けております。

(要望)

プロパー融資を含む借り換え制度を充実すること。

(回答)

保証付きのプロパー融資については、一定の条件の下で、県制度融資への借換えを可能としております。

(要望)

(5) 徴収行政にかかわり以下の改善を図ること。

税・税外債権の滞納整理については、機械的な差押えなど強権的な徴収はおこなわず、商売やくらしの実情に即した対応をすること。

(回答)

地方税法では、事業の休止や所得の著しい減少等により、県税を一時に納付できないときは、一定の要件の下、納税者の実情に応じ、徴収猶予や換価の猶予といった納税緩和措置が定められております。

県税の滞納整理に当たっては、こうした制度を活用して、納税者の方の実情に応じた滞納整理を行っております。

税外債権においても、納付が滞っている方に対しては、経済的な状況をお伺いして対応するなどの配慮を行っております。

(要望)

納税緩和措置を県民に広く知らせ、積極的な活用を呼びかけること。また、滞納整理の相談が可能となるよう必要な体制をとること。

(回答)

徴収猶予や換価の猶予といった納税緩和措置については、県のホームページ等に掲載し、県民の皆様に広くお知らせしております。

また、納税者の方から、事業の休止や所得の著しい減少等により、県税を一時に納付できないとの相談を受けた場合には、納税者の方の生活状況等をお伺いし、その実情に応じた納税緩和措置の説明をしております。

(要望)

(6) 県道路公社管理の有料道路の料金引き下げや無料化を図るなど、地域活性化にむけて積極的な取り組みを行うこと。

(回答)

三浦縦貫道路及び本町山中有料道路については、開通後の利用交通量は計画を下回るなど、道路公社の経営状況は非常に厳しい状況にあるため、料金の値下げや無料化は困難です。

逗葉新道については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極め、施設の老朽化対策や無料化後の管理をどうするかといった問題についても検討していく必要があります。

す。

そのため、当面、無料化や料金の引き下げは、できる状況にはないと考えておりますが、三浦半島中央道路が県道 24 号(横須賀逗子)まで開通すると、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途に、道路公社や市町との調整に努めてまいります。

真鶴道路は、海面より低い位置のトンネルを含め、橋りょうといった大規模構造物が多く、県が通常維持管理している道路と比べて多額の維持管理費を要することから、維持管理費用を料金で賄うことができる、いわゆる「維持管理有料制度」を活用しており、無料開放することは困難です。

(要望)

3 TPP に反対し農林水産業の振興、食の安全を守る

(1) 国内農業生産と食の安全水準の担保に大きな支障が懸念される TPP の大筋合意から撤退するように国に求めること。

(回答)

TPP に係る国際交渉については、平成 27 年 10 月に大筋合意に至り、11 月には国において「総合的な TPP 関連政策大綱」を策定いたしました。TPP 協定は、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、詳細内容の迅速な説明や影響への対策を国に求めております。

県としては、大綱で示された対策等についても情報収集を行い、国の動向を注視しながら、県としてどのような対策が必要なのか検討してまいります。

(要望)

(2) 都市農業振興のために

都市農業振興基本法の成立に基づく、都市農業振興基本計画の策定に当たっては、宅地並み課税の廃止や相続税評価の減額などの措置を盛り込むよう国に求めること。

(回答)

都市農業振興基本法の制定を受け、国は、施策推進のため、都市農業振興基本計画を今後策定するとしていることから、税制を含む都市農業・都市農地に関わる諸制度の見直しについて、国の動向を注視してまいります。

なお、税制については、都市農業の持続的発展を図るため、相続税納税猶予制度の適用拡大を、「平成 28 年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で国に提案しております。

(要望)

都市農業振興基本法が基本理念とする「都市農地の有効活用、適正な保全」「良好な市街地形成における農との共存」などの点を踏まえ、防災農地協定の推進をはかること。その際、非常用水源としての井戸の掘削、仮設トイレの設置などについて県が助成する仕組みをつくること。

(回答)

防災農地協定の推進については、今後、法に基づき国が定める基本計画の内容を注視しつつ、検討してまいります。

(要望)

(3) 大野山牧場での預託事業を残すとともに、酪農事業のセンター機能の役割を果たすこと。

(回答)

大野山乳牛育成牧場は平成 27 年度末をもって県直営施設としての廃止が決定しております。

乳牛の優良後継牛対策については、生産者や酪農関係者との意見交換を重ねた上で、平成 27 年度から、優良後継牛の確保を中心とした「かながわ酪農活性化対策事業」に取り組んでおります。

(要望)

(4) 新規就農者の多くが志望する、有機農業の本格的指導体制の構築と有機農業を実践するグループへの支援を強化すること。

(回答)

有機農業を目指す新規就農者に対し、農業技術センターでは、展示ほの設置やほ場巡回による技術支援、有機農業の研究者を講師にした研修会を行っているところですが、今後も研究機関や先進的有機農業者と連携し、新規就農者への支援を行ってまいります。

有機農業の実践グループへの支援は、先進的有機農業者のほ場見学会の開催や環境保全型農業直接支払交付金による支援の他、環境保全型農業に関する国や県の施策やイベントなどの情報提供を行っているところですが、今後も有機農業の実践グループの意見を参考に支援内容の充実について検討してまいります。

(要望)

(5) 地場農産物と学校給食等との結合を強めるため、地場産を取り入れた給食の実例とそのシステムを広く紹介し、地産地消型給食の普及を図ること。

(回答)

学校給食での地場産物の利用拡大に向けて、引き続き、「かながわ産品学校給食デー」や「学校給食地場産物利用促進運動」を推進し、ホームページで地場産物を使用したメニュー等を紹介しております。

(要望)

(6) ミツバチの大量失踪の原因とされる「ネオニコチノイド系農薬」について、研究すること。

(回答)

国は、平成 25 年度から 3 年計画で、ミツバチの減少事例のうち農薬の関与が疑われる

ものについて調査を実施しており、本県もこの調査に協力しております。

平成 27 年 6 月には、水稻開花期にカメムシ防除に使用する殺虫剤の直接暴露が原因とみられるミツバチの減少事例が報告されましたが、殺虫剤の特定はされておられません。

県は、調査結果を参考に農薬との因果関係などの情報収集に取り組んでまいります。

(要望)

(7) 畜産振興のため、飼料の自給生産の推進と価格安定基金の拡充をすすめること。

(回答)

飼料の自給生産の推進については、国・県ともに畜産振興の基幹として推進しているところです。また、価格安定対策事業を含めた総合的な経営安定対策事業について、「平成 28 年度国の施策・制度・予算に関する提案」において国に要望しております。

(要望)

(8) 林業・漁業について

公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用を一層促進するとともに、一般住宅の新築やリフォームなどへの利用を広げるため、補助事業の再開を国に求めつつ、県独自の補助制度を創設すること。

(回答)

県産木材を使用した住宅建設への補助金については、国の森林整備加速化・林業再生補助金を財源として平成 23 年度に限り実施しましたが、現在は、より普及効果が高い公共施設の木造・木質化整備に対する支援に重点を置くこととしており、個人の住宅建築に係る県独自の支援制度を新たに設ける等の制度拡大は考えておりません。

(要望)

森林所有者の土地境界が明確にできない状況は、森林整備など事業をすすめるうえでの障害になっている。地籍調査・境界確認を促進するための支援と体制の強化を図ること。

(回答)

地籍調査の調査箇所は、実施主体である市町村において、それぞれの実情にもとづき判断することとしておりますが、進捗率が低い本県においては、地籍の整備効果を最大限発揮させるためにも、まずは都市部から調査を行う必要があると考えております。

国では、「森林整備地域活動支援交付金」や「森林整備加速化・林業再生交付金」等、林業の成長産業化に向け効率的な森林施業や路網整備等を行う必要がある場合に、支援を行う制度がありますので、引き続き機会をとらえて情報提供してまいります。

(要望)

鳥獣被害防止のための予算を拡充し、鳥獣被害防止が有効に行える措置を講ずること。また、捕獲を担う人材の育成・確保のための対策を強化すること。

(回答)

野生鳥獣による被害への対策は、被害が発生している地域の実情に応じて、個体数調

整と追払いや防護柵の設置、誘引要因の排除などを適切に組み合わせて、総合的に実施することが必要であり、地域関係者などによる主体的な取組があってこそ効果的な対策が可能と考えております。

このため、県としては、市町村が実施する個体数調整や防護柵の設置などの鳥獣被害対策事業をはじめ、農協が行う狩猟免許を取得するための講習会の開催、免許取得経費に対する財政的支援及び鳥獣被害防除対策専門員による技術的支援を行っているところであり、平成 27 年度に引き続き平成 28 年度予算においても措置してまいります。

また、狩猟の魅力や楽しさを伝え、狩猟のイメージアップを図り鳥獣被害対策の捕獲の担い手を勧誘育成するため、「かながわハンター塾」は、平成 27 年度に引き続き平成 28 年度予算でも開催するため措置してまいります。引き続き担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

(要望)

森林の手入れ、保全システムを拡充し、鳥獣被害防止対策を強化するとともに、木材の円滑な供給に向けたストックヤードの確保を支援するなど、県産木材の利用拡大に県として積極的に取り組むこと。

(回答)

シカの生息密度が高い状況下では、間伐等の森林整備を進めても、シカの採食により下層植生が生育しない等、森林整備の効果が十分に得られないことが分かっております。

このため、森林整備の効果が十分発揮されるよう、水源林整備箇所及びその周辺域でシカ管理捕獲を実施する等、森林整備と連携したシカ管理の取組を行っており、今後も継続してまいります。

また、ストックヤード等の整備は、これまで、国の「森林整備加速化・林業再生事業」等を活用して事業を実施しております。

平成 27 年度においても事業者の要望を受け、「森林・林業再生基盤づくり交付金事業」及び「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用し、「県森連林業センター」の拡張工事や林業事業体が行う貯木場整備に対して支援をしております。

今後も、こうした事業を最大限に活用し、県産木材の利用拡大を進めてまいります。

(要望)

沿岸漁業の振興をはかるため、施設整備や種苗放流事業などの支援を強めること。

(回答)

荷さばき施設や加工施設などの施設整備については地元からの要望などを踏まえて、国の交付金事業を有効に利用するなど、事業が円滑に進むよう指導・助言など支援をしてまいります。

漁業協同組合等が行う種苗の放流事業については、調査により放流に適した場所を明らかにして漁業者へ助言するなど、放流技術の改良や普及に向けた支援に努めます。

(要望)

現在、漁業用軽油取引税の免税措置が継続されているが、漁業者が安心して操業できるよう免税措置の恒久化を国に求めるとともに、県としても漁業操業の効率化や漁業経営の改善につながる施策の推進を図ること。

(回答)

免税措置の恒久化については、国に対して機会をとらえて要望してまいります。また、漁業操業の効率化や漁業経営の改善のため、情報提供や技術指導を行ってまいります。

防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生エネルギー普及を

(要望)

1 防災対策の強化を

(1) 県下7千カ所以上の急傾斜地、盛土および液状化危険個所の再調査と対策を早急に強化すること。

(回答)

県では、宅地造成等規制法の改正に伴い、大規模盛土造成地の調査を実施し、概ねの位置と規模を明らかにしたマップを作成のうえ、ホームページや窓口で周知しております。

急傾斜地崩壊防止施設の整備には、多大な事業費と日時を要することから、ハード対策とあわせて、県は土砂災害警戒区域等を指定し、市町村には、ハザードマップの作成等のソフト対策を推進していただいております。

急傾斜地崩壊防止施設の整備に当たっては、被害想定区域内に人家が多い箇所や、福祉施設が立地する箇所などを優先して整備を行っております。

今後も、市町村に地元調整などへの御協力をいただきながら、着実に施設の整備を進めてまいります。

(要望)

(2) 豪雨などによる土砂災害の特別警戒区域、同警戒区域の対策を強化すること。また、現在順次おこなわれている土砂災害警戒区域の設定を早期に行うこと。

(回答)

県では、土砂災害防止施設の整備に当たり、人家が多い箇所や福祉施設が立地する箇所などを優先して、整備を行っております。

今後も、市町村に地元調整などへの御協力をいただきながら、着実に施設の整備を進めてまいります。

また、土砂災害警戒区域の指定については、平成27年度中に基礎調査を完了させる見込みとなっており、市町村の御協力をいただきながら、出来るだけ早期の区域指定を目指してまいります。

(要望)

(3) 土砂災害防止法により指定された土砂災害警戒区域等について、計画的なハード面の防災工事の推進を行うこと。

(回答)

県では、土砂災害防止施設の整備に当たり、人家が多い箇所や福祉施設が立地する箇所などを優先して、整備を行っております。

今後も、市町村に地元調整などへの御協力をいただきながら、着実に施設の整備を進めてまいります。

(要望)

(4) 長周期地震動や地盤液状化などへの対策を強化すること。

(回答)

県は、地震動予測結果や液状化予測結果などを含む神奈川県地震被害想定調査の結果を平成 27 年度に公表するなど、情報提供に努めております。

今後も、地震災害対策推進条例や地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）、さらに平成 28 年 3 月改定の地震防災戦略に基づき、必要な施策を着実に推進してまいります。

(要望)

(5) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、相模湾沖でも海底水圧計の運用、GPS 波浪計の設置とあわせて、多種多様な沖合観測網の整備をすすめるよう、国に働きかけること。

(回答)

相模湾沖の GPS 波浪計の設置及び観測情報の即時公表については、平成 27 年度も、国の施策・制度・予算に関する提案の中で要望したところであり、今後も国に対する働きかけを継続的に行ってまいります。

(要望)

(6) 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波対策について、沿岸市町村と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力を行うこと。

(回答)

津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画の策定に当たっては、津波浸水想定に関するデータの提供など、必要な技術的支援を行ってまいります。

(要望)

(7) 交通やガス、上下水道などライフライン施設の点検を急ぎ、必要な補強、補修を優先して実施すること。

(回答)

県が管理する下水道施設については、円滑な施設運営や地震への対応の観点から、点検に取り組んでいるところであり、補修等が必要な場合には、優先度、緊急度を考慮しながら、順次、実施しております。

また、県営水道では、地震災害や漏水防止の観点から、従前から給水区域内の水道施

設の点検、調査を実施し、不具合等が発見された場合は、その都度補修、修理を行っております。

(要望)

(8) 減災推進事業について、防災対策に係る経常的な経費、常備消防の資機材及び消防団車両等への補助対象の拡大並びに補助率を引き上げること。

(回答)

大規模災害発生時における人的被害や経済被害を軽減するため、市町村が実施する減災の取組に対して重点的な支援を行い、新たな地震防災戦略等の減災対策を推進することを目的に、「市町村消防防災力強化支援事業」と「市町村減災推進事業」を統合し、新たに「市町村地域防災力強化事業」を創設することといたしました。この事業において、県内の広域応援に資する常備消防の車両、消防団車両等を新たに補助対象とするとともに、耐震化、消防力強化等の重点事業の一部については、補助率を2分の1にすることといたしました。

(要望)

(9) 住民参加のもとで地域防災計画を見直し、広域避難所の整備など高齢者や障がい者、住民が安全に避難できるようにするなど、地域の防災対策を強化すること。

(回答)

県は、地震災害対策推進条例や地域防災計画(地震災害対策計画・風水害等災害対策計画)、さらに平成28年3月改定の地震防災戦略に基づき、必要な施策を着実に推進してまいります。

(要望)

(10) 地方自治体の避難情報の伝達が的確に行えるようにするため、気象現象などの相談窓口として地域の実態をふまえた防災センターの強化・確立をはかること。

(回答)

県は、災害時の情報受伝達手段の確保を目的として防災行政通信網を、また、被害状況の収集・共有を目的として災害情報管理システムを整備、運用しております。

また、気象情報をはじめ災害関連情報を入手した場合には、各市町村や関係機関へ速やかに情報を伝達し、市町村の対策が早期に行われるよう努めております。

平成28年度は、大規模災害発生時に、迅速かつ的確な応急対応を行うため、第二分庁舎に災害対策本部統制部の活動拠点を新設するとともに、情報通信システムの再構築を行うなど、速やかな災害情報受伝達のための整備を推進してまいります。

(要望)

(11) 耐震診断・補強工事助成について、新耐震基準以降に建築された建物の中にも、倒壊する恐れがあるものがある。そのため2000年5月31日までの建物について、市町村が取り組む耐震診断助成と耐震補強工事助成に対し、財政支援を行うこと。

(回答)

建築物の耐震診断・補強工事助成については、これまでの大規模地震においても、新耐震基準が導入される以前の昭和 56 年 5 月までに着工された建築物に大きな被害がみられることから、それら旧耐震基準で建築された建築物の耐震化事業に取り組む市町村への財政支援に努めてまいります。

(要望)

(1 2) 家庭における回転備蓄の考え方を普及し、10 日以上の水・食料品の準備、トイレ対策及び非常持ち出し袋の準備などとともに、家具転倒防止対策など、まず自らの身を守る事の徹底を様々な団体と連携して推進すること。

(回答)

県では、災害時の非常持ち出し品など、自助のために必要な備えについて、「地震防災チェックシート」による啓発などを実施するとともに、市町村の避難所運営を支援するため、食糧の卸売業者や小売業者などと応急物資の取り扱いに関する協定を締結しております。

今後とも、様々な機会をとらえて、様々な団体と連携し、県民への啓発活動を実施してまいります。

(要望)

(1 3) 県民に対する啓発活動や実践的な訓練、応急生活物資の調達や情報の受発信などに関しては、関係機関・団体との連携した訓練を引き続き進めること。訓練においては各地域災害ボランティアネットワークとも必ず連携すること。

(回答)

県では、毎年、市町村と合同で総合防災訓練を実施しており、その訓練会場に関係機関・団体の展示・体験コーナーを設け、県民の皆様に対し、地震等への普段の備え等について、普及啓発を行うとともに、救出救助訓練等の実践的な訓練も関係機関と連携して行っております。

また、大規模地震対応図上訓練において、関係機関等に参加いただき、応急生活物資の調達や情報受伝達の訓練を行っております。

さらに、NPO 法人神奈川災害ボランティアネットワークや関係団体と連携し、「災害救援ボランティア支援センター」の開設運営訓練等も実施しております。

(要望)

(1 4) 災害発生時、「災害ボランティアセンター」が素早く立ち上がるように、普段より NPO 法人神奈川災害ボランティアネットワークなど、災害ボランティア団体との連携を行い、防災ボランティアや防災リーダーを積極的に育成するとともに県域・市町村域の災害ボランティアネットワーク活動への支援を行うこと。

(回答)

県では、地域の防災行動力を高めるために、自主防災組織リーダー等への研修会や、

災害救援ボランティアの養成支援を実施しております。災害ボランティアや防災リーダーの育成については、かながわコミュニティカレッジによる講座開催、かながわボランティア活動推進基金 21 による財政的支援、県内ボランティア団体が実施する研修等に対する場の提供、講師の派遣、さらに広報等の支援により、災害ボランティアに係る人材育成に取り組んでおります。

こうした取組等を通じて、今後とも、災害ボランティアネットワーク活動への支援に取り組んでまいります。

(要望)

(15) 社会福祉協議会の規模が小さい町においては、連携活動訓練を強化すること。

(回答)

県は、災害救援ボランティア支援センターの立ち上げ等の訓練を特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク等と連携して実施しており、今後も、県内市町村及び市町村社会福祉協議会に広く積極的な参加を呼びかけ、実施してまいります。

(要望)

(16) 障がい者の避難について

「大規模災害と障がい者」という観点から、「東日本大震災と障がい者」に関する検証(死亡者・行方不明者の正確な把握、発生直後からの生活実態(避難、避難所、仮設住宅の有効性など)をすすめて、公表し、県の災害対策に生かすこと。

災害時に、一般の避難所で健康な人と同じ環境で生活するのが困難な認知症患者や障がい者、妊婦らを受け入れる福祉避難所の指定を、すべての自治体で小学校区に1つの指定となるよう設置すること。また、広域的な応援体制の確立や、介護ボランティア養成などに積極的に取り組むこと。

(回答)

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者に係る名簿の作成が義務付けられるとともに、支援実施に必要な限度で、当該名簿の情報を、市町村内部で目的外に利用できることが規定されました。

これを受けて、県では、県内市町村を集めた会議(県・市町村地震災害対策検討会議)等において、法改正の趣旨を説明しており、市町村が地域防災計画を改定する際には、法改正の趣旨が反映されるように努めております。

現在、市町村では、取組の進捗に差異はあるものの、名簿の整備が進められていると承知しております。

なお、「神奈川県医療救護計画」において、県は、障害者等の特に支援を要する方の健康を確保するための体制を整備し、市町村の要援護者対策に協力することとしております。

(要望)

(17) 境川の河川内にある大木等により狭隘となり、川の流れの妨げになっている箇所

の早急な整備を行うこと。

(回答)

県では、これまでも、河川内の樹木の撤去を実施しておりますが、現地の状況を確認した上で、順次実施してまいります。

(要望)

(18)地震が多発する中で、木造住宅密集地の防災対策や住宅耐震補強への支援を強化すること。

(回答)

住宅耐震補強への支援については、平成26年度に神奈川県耐震改修促進計画を改定し、第1次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・耐震改修に対して、市町村と連携した補助制度を平成27年度に創設して支援の強化を図ったところであり、引き続き住宅の耐震化促進に努めてまいります。

また、木造住宅密集地等の再整備については、市街地再開発事業により、市町と協調して、土地の高度利用、建築物の耐震化等を推進してまいります。その際に必要となる調査費や共同施設の整備等に係る社会資本整備総合交付金の活用などについて、技術的な支援を行ってまいります。

一方、大規模災害発生時における人的被害や経済被害を軽減するため、市町村が実施する減災の取組に対して重点的な支援を行い、新たな地震防災戦略等の減災対策を推進することを目的に、「市町村消防防災力強化支援事業」と「市町村減災推進事業」を統合し、新たに「市町村地域防災力強化事業」を創設することといたしました。

この事業において、木造住宅の耐震化促進事業のうち耐震診断事業の一部の補助上限額を引き上げるとともに、分譲マンションの耐震診断についても補助対象とすることといたしました。

(要望)

2 県営住宅など公共住宅改善、住宅政策の充実

(1) 県営住宅の応募倍率が高い状態が続いていることから、県営住宅の大量建設を行うこと。また、老朽化対策を早急に実施すること。

(回答)

県営住宅の老朽化及び入居者の高齢化の進行により、既存住宅のバリアフリー化が必要になったこと、さらには、財政状況が逼迫したことなどから県は、平成13年度に「神奈川県公営住宅ストック総合活用計画」(現 神奈川県県営住宅ストック総合活用計画)を策定し、それまでの新規供給から、建替工事や改善工事を主体とした既存ストックの有効活用に軸足を移して、事業展開を図っております。

今後も、社会情勢の変化を踏まえて公平かつ的確に住宅を供給できるように、既存の県営住宅を最大限に有効活用しつつ、建替えや長寿命化のための修繕・改善事業を実施し、高齢者向け住戸を含め必要な戸数の確保に努めてまいります。

(要望)

(2) 家賃減免制度の周知徹底を図り、滞納による安易な追い出しをしないこと。

(回答)

家賃減免制度については、家賃の減免制度について記載した「県営住宅 入居のしおり」を入居の際に配布しております。また、平成 27 年 12 月に全世帯に配布した「けんえいじゅうたく」第 20 号において、減免制度についてお知らせしております。

滞納が発生した場合については、明渡し請求に至る前段階で督促状の発送、電話により支払案内を行うとともに、非常勤料金徴収員が滞納者宅の臨戸訪問による家賃徴収、納入指導等を実施しております。

(要望)

(3) 分譲マンション維持・管理などを県の住宅政策に位置付け、支援の仕組みをつくること。

(回答)

県では、『神奈川県住生活基本計画』に「マンションの適正な維持管理に対する支援」を位置付けるとともに、平成 27 年度にはマンション管理組合の支援活動を行う団体を登録する制度を創設し、県ホームページで制度周知を行うとともに、当該登録団体の協力を得て「マンションの適正な維持管理に資するセミナー」を開催しております。

引き続きこうした取組により、管理組合などの支援を行ってまいります。

(要望)

3 水道事業の改善

(1) 県企業庁として水道事業の広域化を志向するのをやめ、神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすることに、県がイニシアチブを発揮すること。

(回答)

県民に対して将来にわたり継続して安定的に水を供給するために、今後も神奈川県内広域水道企業団を含めた県内の各水道事業者間で連携・協力してまいります。

(要望)

(2) 神奈川県企業庁箱根水道営業所の民間包括業務委託は中止すること。

(回答)

包括委託後も、これまでどおりのサービスをお客さまに提供し、企業庁が責任を持って安全で安心してご利用いただける水道水を安定的に供給してまいります。

(要望)

(3) 県営水道料金の減免制度

保育所、生活保護世帯などに対する減免制度を継続すること。

障害者就労施設・障害者グループホーム等への減免率引き下げを中止すること

(回答)

水道料金の減免制度の見直しについては、近年、県内の他水道事業者において、見直しが進み、事業者間での水道料金減免の実施に差異が生じていることなどを踏まえ、負担の公平性の観点から、平成 27 年 4 月から実施しているものです。

なお、障害者就労施設では、クリーニングなど生産活動にかかる経費は施設運営費とは別の会計であるため、減免の廃止が工賃の減に直接繋がること、また、障害者グループホーム等では、利用者が個人減免の対象である在宅障害者の方と同様であることを考慮して、その他の民間社会福祉施設と分けし、減免率の引き下げをより緩やかにしております。

(要望)

(4) 防災の観点から、県内全ての水道事業者の配管など水道施設の調査・点検を行い、改修を行うこと。要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保するよう、国に働きかけること。

(回答)

県営水道では、地震災害や漏水防止の観点から、従前から給水区域内の水道施設の点検、調査を実施し、不具合等が発見された場合は、その都度補修、修理を行っております。

また、水道施設の更新等に係る財政支援措置については、国に対し、公益社団法人日本水道協会を通じて拡充を要望しており、今後も機会をとらえて要望してまいります。

(要望)

(5) 座間市と県企業庁との間で締結した 1978 (昭和 53) 年 10 月 12 日の配分水量に関する「基本協定書」、1993 (平成 5) 年の分水に関する「契約書」の見直しを行うこと。

(回答)

現時点で、県企業庁として見直しを行う考えはありません。

(要望)

4 都市環境行政の推進

(1) 羽田へのアクセスを 10 分しか短縮しない羽田 川崎連絡、カジノ誘致を含む総合型リゾート開発、住民合意のないツインシティ 計画 (寒川 平塚市域) などの中止・根本的な見直しをすること。

(回答)

カジノを含む総合型リゾートについては、推進法案が国会で継続審議となっており、治安の悪化・青少年への悪影響といったデメリット対策について、施行後 1 年をかけて議論をしていくとされていることから、今後どのような対策が講じられるのかを、慎重に見定めてまいります。

また、県では、国際戦略総合特区の制度を活用して、京浜臨海部にライフサイエンス分野等のグローバル企業を集積し、国際戦略拠点の整備を図るなど、羽田空港の国際化を活かしたまちづくりを進めております。

平成 26 年 5 月には、国家戦略特別区域の東京圏に本県全域と東京都の一部などが指定されましたが、特に羽田空港跡地と川崎市殿町地区は、世界とつながる成長戦略拠点として両地域間の連携をより強化していく必要があると考えております。

羽田連絡道路の整備については、これらの取組を一層加速させるためにも大変重要であることから、国や川崎市、関係機関等と連携しながら検討を進めているところです。

一方、ツインシティのまちづくりについて、平塚市側では、地域住民の合意の下、平成 27 年 9 月に土地区画整理組合が設立され、事業に着手しております。また、寒川町側でも地元説明会が開催されるなど取組が進められております。今後ともツインシティの実現に取り組んでまいります。

(要望)

(2) 廃棄物処理対策について

循環型社会形成推進計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額の予算を確保するよう国に働きかけること。

(回答)

平成 27 年度の循環型社会形成推進交付金の当初内示は、市町村要望額の約 9 割となっておりますが、国によると、今後も当分厳しい財政状況が続くとのことです。

こうした状況は、市町村における施設整備の進捗に支障を及ぼすおそれがありますので、「平成 28 年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、市町村の事業量に応じた予算額を確保することを国に要望しております。

(要望)

ごみ処理広域化により中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけること。

(回答)

循環型社会形成推進交付金制度では、交付対象となる中継施設（サテライトセンター）は、ごみ焼却施設の跡地を利用して整備するものに限られておりますが、ごみ処理広域化の推進に当たり重要な施設であることから、ごみ焼却施設の跡地に整備するものでなくても交付対象とすることを、「平成 28 年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で国に要望しております。

(要望)

3%以上の二酸化炭素排出削減を伴わない基幹改良についても、交付金制度の対象とするよう国に働きかけること。

(回答)

平成 27 年度から、一定条件の下、二酸化炭素排出削減率が 1.5%以上の基幹改良については、交付金の対象となっております。

なお、元々地球温暖化対策の推進を目的として設置されたメニューであるため、二酸

化炭素削減の交付要件の除外を国に働きかけることは、難しいと考えております。

(要望)

(3) 海岸の保全について

早急に砂浜の浸食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じるとともに、かながわ海岸美化財団による清掃を強化すること。

(回答)

逗子海岸では、沿岸流により西側から東側に砂が移動する傾向があり、これまで西側において養浜を行ってきましたが、実施した養浜による効果を検証したところ、海岸中央部で侵食傾向が確認されたため、西側に加えて中央部も含めて養浜を行うこととしており、今後も養浜の効果を検証しながら、対策に取り組んでまいります。

なお、利用する養浜砂については、土砂の検査を実施しながら、良質な養浜材の確保に努めてまいります。

また、海岸清掃の充実については、関係市町村と連携を図りつつ、公益財団法人かながわ海岸美化財団への負担金の確保及び国補助金の活用に取り組んでまいります。

(要望)

バーベキュー等の無秩序な海岸利用について、県の条例において規制するなどの適正管理対策を講じること。

(回答)

有識者等で構成された「海岸利用に関するあり方検討会」からの提言等を踏まえ、平成27年1月に県が取りまとめた今後の取組方針では、バーベキューや水上オートバイの課題に対して、市町は「海・浜ルール」の周知・啓発により利用者の認識を高め、県はキャンペーンの実施など必要な支援を行うこととしております。

(要望)

5 まちづくり

(1) リニア中央新幹線について

リニア中央新幹線の建設は、そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性が見通しが甘く国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものであることから、中止を求めること。

(回答)

リニア中央新幹線については、国の交通政策審議会等において、様々な観点から審議がされた結果、国が妥当と認め、JR東海に工事实計画を認可したものと承知しております。

リニアが実現すれば、本県においても、ビジネスや観光に新たな交流が生まれるなど、神奈川の経済に及ぼす効果は、非常に大きいものと認識しており、JR東海に事業の中止を求めることは、考えておりません。

(要望)

水源地や相模川等の河川の環境保全、大量の建設残土発生にともなう諸問題について、関係する地元自治体とともに県として対応すること。

(回答)

環境問題など、地域の不安や懸念については、ＪＲ東海に、事業の進捗状況に応じて、地元へのきめ細かい説明など、より丁寧な対応を求めているところです。

県としては、地元相模原市と連携して、ＪＲ東海に対して、周辺への環境影響を可能な限り低減するなど必要な措置を講ずるよう、引き続き求めてまいります。

(要望)

建設工事にかかわる事業地やその周辺地域の住民に対するＪＲ東海の不誠実な対応が問題となっていることから、ＪＲ東海に対して県として、住民にたいする説明責任を果たし、住民合意がないまま工事を進めないよう求めるとともに、必要に応じて県としても対応すること。

(回答)

リニア中央新幹線の建設には、地元住民の方々の理解と協力を得ることが大変重要だと認識しております。

ＪＲ東海には、地域の方々に十分な情報提供や、適切な説明を行うなど、丁寧な対応に努めることを働きかけてきたところであり、今後も働きかけを続けてまいります。

(要望)

環境影響評価書で評価されていなかった誘導集電設備の建設計画が突然計画され発表された小倉変電所（相模原市緑区）について、住民合意のないまま建設を進めないよう、県としても対応すること。

(回答)

リニア中央新幹線の建設には、地元住民の方々の理解と協力を得ることが大変重要だと認識しております。

ＪＲ東海には、事業の進捗状況に応じて、地元へのきめ細かい説明など、より丁寧な対応を求めているところです。

平成 25 年 9 月に公表された環境影響評価準備書において、事業者（ＪＲ東海）は、超電導磁石の冷凍機、車内の空調、照明等を稼動するため、誘導集電方式を採用すること及び相模原市緑区小倉に変電所を計画していることを明らかにしております。県は、環境影響評価審査会における審議を経て、平成 26 年 3 月に事業者に知事意見を手渡しており、その中で誘導集電コイルや推進コイルにより発生するおそれがある電磁誘導障害について、リニアで用いる相当な電流の影響もあることを認識し、基準等に基づいて測定することを求めています。

(要望)

県立相原高校敷地内でのリニア関連工事をＪＲ東海が要請してきていることについて

は、教育活動や生徒の学校生活に支障を来さないよう、県として毅然と対応すること。

(回答)

県としては、工事に当たって、教育環境への影響が及ばないように、ＪＲ東海に要請しているところです。

(要望)

ＪＲ東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま、おこなわないこと。

(回答)

用地取得に当たっては、地元住民の方々の理解と協力を得ることが大変重要だと認識しております。

ＪＲ東海も事業説明会の中で、理解いただけるまで丁寧に説明していくとしております。

(要望)

リニア中央新幹線建設にともなう神奈川県内の財政負担の見通しについて、県民に明らかにすること。

(回答)

県全体の財政負担については、リニア事業の進捗状況や、相模原市が進めている、まちづくり計画などを検討し、関係者間で調整を進めているところであり、今後、調整が整っていくなかで、明らかにできるものと考えております。

(要望)

リニア中央新幹線橋本新駅設置のための県立相原高校の移転予定地・旧職業能力開発総合大学校相模原キャンパスの既存建物除却工事については、建物所有者である独立行政法人・高齢障害求職者雇用支援機構の責任でおこなうことが当然であり、県の財政負担によってはおこなわないこと。

(回答)

県が取得する前に、施設を除却することについては、リニアの早期開業と、円滑に高校移転を進めるため、県が、先行して工事を進めるものです。

また、県にとって過大な費用負担にならないよう、除却費用を県が負担することを前提に、適正な不動産鑑定を行うことで、移転先の財産を所有している、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と調整しているところです。

(要望)

(2) 城ヶ島大橋の利用実態は、漁港施設よりむしろ地域住民の生活道路として、そして観光上も重要な幹線道路としての役割を担っている。このことから、漁港施設から一般道路として位置づけ直し、無料化とすること。

また、大橋の竣工から50年以上が経ち、今後の老朽化対策に必要な予算を計上すること。

(回答)

城ヶ島大橋は漁港施設のうち輸送施設として建設されたものであり、現在も輸送機能を確保するために水産庁の補助を得て施設の長寿命化対策を実施していることから、現時点で一般道路として位置付け直すことは困難です。

無料化については、地元の皆様や三浦市、県による「魅力ある城ヶ島創造プラン」等が具体的に示され、その中で城ヶ島大橋の位置づけや無料化による効果について検証させていただくことが重要と考えております。

(要望)

(3) 障がい者、高齢者が安心して外出できるように、ホームドアの設置、電車とホームとの段差解消や、ノンステップバスの増車、およびバス停の改良を交通事業者と連携して推進すること。

(回答)

鉄道駅のバリアフリー化については、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、今後も鉄道事業者に要望してまいります。

また、県は、ホームドアの設置について、国及び地元市と協調して補助制度を創設しております。

なお、ノンステップバスの増車については、県内の導入状況等を注視しながら、その必要性を含めて、検討してまいります。

一方、県では「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、県管理道路のバリアフリー化に取り組んでおり、バス停においては、バスの乗降がスムーズになるよう歩道の高さを改善するなどのバリアフリー化に取り組んでおります。

今後もバス事業者等と情報交換をしながら、ノンステップバスに対応したバス停の整備に取り組んでまいります。

(要望)

(4) 三浦半島中央道路の長柄～桜山間について、当初、県が説明していた周辺の道路拡幅（県道と池子踏切の歩道設置）も進まず、桜山出口部分の周辺住民も長年にわたり反対し、十分な合意が得られていない。そのため工事の着工はせず、計画を白紙に戻すこと。

(回答)

三浦半島中央道路は、三浦半島の骨格的役割を担うなど、大変重要な路線と認識しており、「改定・かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置づけております。

事業着手には、何より、地元との合意形成を図る必要があるため、地元市町の協力をいただきながら、丁寧に地元説明を行った上で、平成 26 年度は、交通状況を把握する調査を実施し、平成 27 年度は、引き続き、地質調査を実施しております。

(要望)

(5) 逗子市内の生活道路に逗葉新道の有料区間を避ける車両が流入し、市内交通の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。

(回答)

逗葉新道の無料化については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極め、施設の老朽化対策や無料化後の管理をどうするかといった問題についても検討していく必要があります。

そのため、当面、逗葉新道を無料化できる状況にはないと考えておりますが、三浦半島中央道路が県道 24 号(横須賀逗子)まで開通すると、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途に、道路公社や市町との調整に努めてまいります。

(要望)

(6) 警察関係

信号機整備

ア 歩道安全施設等整備事業費道路標示予算を増額し、信号設置要望等に早期に対応すること。

(回答)

交通安全施設の整備については、厳しい県の財政状況を踏まえ、国の各省庁が所管する交付金の活用を図るなど、財源確保に向けた取組に努めてまいります。

また、設置要望等に対しては、道路状況、歩行者を含めた交通量、沿道環境及び交通事故の発生状況等を総合的に検討し、必要性の高い箇所から順次整備・更新してまいります。

特に道路標示の補修を重点的に実施し、とりわけ横断歩道については、平成 27 年までに把握している著しく摩耗し視認性が低下している箇所を、2 か年で集中的に補修するよう実施してまいります。

(要望)

イ 都心部の交差点での手押し信号装置を設置するなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。

(回答)

交通安全施設の整備・更新については、交通の安全と円滑を図るため、道路状況、歩行者を含めた交通量、沿道環境及び交通事故の発生状況等を総合的に検討し、必要性の高い箇所から順次整備・更新しております。

また、交通弱者向けの対策については、視覚障害者用付加装置、高齢者感应式信号機等の整備を推進してまいります。

(要望)

横断歩道の改善

ア 高齢者・視覚障害者用 L E D 付き音響装置の信号機を大幅に増やすこと。

(回答)

県においては、「高齢者・視覚障害者用 L E D 付き音響装置」については導入しておりません。

高齢者、視覚障害者の利用が多い場所における交通弱者向けの対策については、視覚障害者用付加装置、高齢者感应式信号機等の整備を推進してまいります。

(要望)

イ 騒音の多い広い交差点の音響信号機は、視覚障害者用付加装置の物とし、あわせてエスコートゾーンを設置すること。

(回答)

視覚障害者用付加装置については、視覚障害者の利用実態、交差点周辺の環境、車両の交通量等を総合的に検討した上で、必要性が高いと判断される交差点から順次整備しております。

また、エスコートゾーンについては視覚障害者の安全を特に確保する必要がある横断歩道への設置について、道路管理者と連携して検討してまいります。

(要望)

ウ 福祉施設のある交差点には、視覚障害者用付加装置のついた音響式信号機とエスコートゾーンを優先的に設置すること。

(回答)

視覚障害者用付加装置については、視覚障害者の利用実態、交差点周辺の環境、車両の交通量等を総合的に検討した上で、必要性が高いと判断される交差点から順次整備しております。

また、エスコートゾーンについては視覚障害者の安全を特に確保する必要がある横断歩道への設置について、道路管理者と連携して検討してまいります。

(要望)

エ 音響式信号機の音のなっている時間を早朝、夜間まで延長すること。(住宅地は7時前から21時まで、繁華街は23時まで)

(回答)

視覚障害者用付加装置の夜間運用については、設置する交差点付近の環境等を勘案し、周辺施設の営業時間帯や、歩行者の利用実態を踏まえた上で、運用時間の延長について検討してまいります。

(要望)

オ 交差点を歩車分離式に変更する場合には、音響式信号機(視覚障害者用付加装置)を必ず設置し、歩車分離式であることを音声で知らせる装置をつけること。また、既存の歩車分離式信号機にも優先的に設置すること。

(回答)

視覚障害者用付加装置の設置については、視覚障害者の利用実態、交差点周辺の環境、車両の交通量等を総合的に検討した上で、必要性が高いと判断される交差点から順次整備しております。

(要望)

カ 音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。特に、歩車分離式信号機では必ず全方向に設置すること。

(回答)

視覚障害者用付加装置のスピーカーの設置方法については、各交差点の周辺環境及び利用方法に合わせた整備をしております。

(要望)

停止線等の路面標示等の修繕予算の拡充および早急な修繕を実施すること。

(回答)

道路標示の補修に必要な予算の確保に努めるとともに、優先順位の高い箇所から補修を実施しております。

特に道路標示の補修を重点的に実施し、とりわけ横断歩道については、平成 27 年までに把握している著しく摩耗し視認性が低下している箇所を、2 か年で集中的に補修するよう実施してまいります。

(要望)

静音車対策

ア 静音車につける車両接近通報装置について、国のガイドラインを待たず県としても視覚障害者や高齢者をはじめとする県民から要望を聞き、道路上での安全を確保するための対策を積極的に行うこと。

(回答)

県警察では、既に国土交通省が「ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドライン」を公表していると承知しておりますが、視覚障害者の方をはじめとした歩行者の道路上での安全を確保するため、交差点における歩行者の保護・誘導活動や、歩行者保護を主眼とした交通指導取締りを実施しております。

(要望)

イ 国が策定中のガイドラインが既存の静音車にも適応されるよう国に働きかけること。

(回答)

県警察では、現在、国内自動車メーカーが販売するすべての静音車に、車両接近通報装置が標準装備されていると伺っており、また、前記ガイドライン中には、使用過程車等への普及方策も明記されており、当該施策を所管する国土交通省が、国際統一基準の策定に取り組んでいると伺っております。

(要望)

ウ 県の所有する静音車には率先して車両接近通報装置を設置すること。

(回答)

公用車については、静音車の扱いを含め、日頃から歩行者等に対する安全運転を心掛けております。

なお、今後静音車を購入する場合は、車両接近通報装置が装備された車両を購入してまいります。

(要望)

(7) 津久井湖および相模湖での護岸崩落予算の確保と早急な対応を講じること。

(回答)

御要望については、県央地域総合センター主催の「相模湖・津久井湖湖岸崩落に関する神奈川県・相模原市行政連絡会議」での協議及び、現地の状況や緊急度を勘案し、対応を図っております。今後も連絡会議での協議等を踏まえ、対応を検討してまいります。

(要望)

(8) 里山や斜面緑地など開発の抑制や緑地の公有化などで、神奈川の貴重な自然を守ること。また、地域活性化、産業創出を目的とした、林業等の里山事業を実施すること。

(回答)

地域制緑地の指定や買入れ等について、市町と連携した緑地保全に努めてまいります。また、本県の林業は、スギ、ヒノキなどの人工林が多い標高 300~800mの山地で実施されているため、地域活性化等を目的とした県の事業は、主にこの地域で実施しております。

(要望)

(9) 葛川と不動川の浚渫工事を実施すること。

(回答)

これまでも、河床に堆積した土砂の撤去を実施しておりますが、現地の状況を確認した上で、順次実施してまいります。

(要望)

(10) 県道 63 号線小田原厚木道路入口付近の慢性的な渋滞解消策を実施すること。

(回答)

県道 63 号(相模原大磯)の大磯インター入口の交差点改良については、交通管理者との協議が完了し、平成 27 年度、用地測量を進めております。

今後も引き続き、大磯町の協力をいただきながら、事業に取り組んでまいります。

(要望)

(11) 県道 7 1 号線沿いの西友二宮店前のバリアフリー化を実施すること。

(回答)

横断歩道橋については、高度経済成長期に集中的に整備され、歩行者の安全確保に大きな役割を果たしてきましたが、時代とともに、その使われ方が変化してきております。

小学校の統廃合等に伴う通学路の変更や、周辺の土地利用の変化により、利用者が極めて減少したところでは、横断歩道橋を撤去して横断歩道などに変更した場所もあります。

御要望のありました県道 71 号の横断歩道橋は、通学路であることから、通学児童の安全を確保するうえで必要な施設であると認識しております。

この箇所のバリアフリー化対策については、御要望の趣旨を踏まえ、現在交通管理者と道路管理者で、横断歩道の設置に向けた調整を進めているところです。

今後も引き続き調整を図りながら、交通管理者、道路管理者それぞれの役割分担のもと、バリアフリー化整備を進めてまいります。

(要望)

6 原発ゼロをめざし、再生可能エネルギーの普及促進

(1) 再生可能エネルギーの普及拡大を図ること。また、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む市町村の取り組みを把握し、支援するとともに、民間事業者・団体・NPO 法人などとも連携した施策を講じること。

(回答)

県では、平成 25 年 7 月に制定した「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づき、「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、再生可能エネルギーの普及拡大等に努めております。

市町村に対しては、国からの補助金を財源として造成した「再生可能エネルギー等導入推進基金」を活用し、災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設等への再生可能エネルギー発電設備などの導入支援を図っております。

また、経済団体及び県民団体等で構成する「かながわスマートエネルギー計画協議会」において、情報交換・意見交換を行い、連携した取組を効果的に推進してまいります。

県では、環境、エネルギー等に豊富な知識・経験を有する県内企業、NPO 等を講師として、小・中・高等学校及び特別支援学校に派遣し、環境、エネルギーについての体験型授業を実施しております。

引き続き、市町村の取組の把握に努めるとともに、企業、NPO との協働による取組を、実施してまいります。

(要望)

(2) 原発の即時撤退を国と東京電力に求めること。また、全国の原発の再稼働の中止を求めること。

(回答)

県では、将来にわたり安全・安心なエネルギーを安定的に確保していくためには、「原子力に過度に依存しない」、「環境に配慮する」、「地産地消を推進する」という 3 つの原則に基づき取組を進めていくことが必要と考えており、国等への要請は考えておりません。

(要望)

(3) 小水力、バイオマス、太陽光、風力、波力等の再生可能エネルギーを積極的に導入すること。

(回答)

再生可能エネルギーの導入拡大については、「かながわソーラーバンクシステム」の運営や市民ファンドを活用した「屋根貸し」太陽光発電事業の事業者募集、薄膜太陽電池普及拡大プロジェクト等を実施しており、今後も再生可能エネルギー等の導入加速化を推進してまいります。

また、その他の再生可能エネルギーについても、国の補助メニューの活用を周知するなどして、地域特性に応じた導入促進などに取り組んでまいります。

(要望)

(4) 自然エネルギーの開発・流通に挑戦する中小企業、NPO に補助金や融資、技術や経営指導などの支援を強めること。

(回答)

県では、平成 26 年 4 月に策定した「かながわスマートエネルギー計画」に基づき、エネルギー産業の育成と振興に努めております。

「神奈川県中小企業制度融資」では「フロンティア資金（環境・エネルギー対策）」において、太陽光や風力等の自然エネルギーの研究開発に関する施設・設備を導入する方を支援しております。

また、エネルギー関連ベンチャーへの支援や、「神奈川 R & D 推進協議会」と連携したスマート・エネルギー・システムの構築に必要な技術についての実証試験や性能評価を行っているところであり、今後もこうした取組により、成長産業の育成・支援を図ってまいります。

青年・学生を支援、女性の地位向上、文化・スポーツの充実へ

(要望)

1 青年・学生の支援

(1) 「ブラック企業」「ブラックバイト」を見分けるポイントや労働法制の要点がまとまったパンフレットを、駅前のコンビニなどにフリーペーパーとして置くこととあわせ、県内の大学、高校の生徒に配布すること。高校や大学の授業で、労働法制を実践的に学べる機会をつくること。

(回答)

県では、平成 26 年 11 月に、神奈川労働局、経済団体、労働団体との連名により、「『若者の使い捨て』撲滅かながわ宣言」を公表し、啓発に取り組んでいるところです。

平成 26 年度は、「ブラック企業」と呼ばれる会社の典型的な事例や、関連する労働法規等を掲載したリーフレットを作成し広く配布し、平成 27 年度は、労働関係法令の基礎をわかりやすく解説した「若者労働ハンドブック」を作成したほか、若者を対象に「ブラック企業」及び「ブラックバイト」をテーマとしたセミナーを開催するなど、普及啓発を

図っております。

また、労働関係法規を学ぶ機会として、各種労働講座やセミナーのほか、労働センターの職員が高等学校や大学、職業技術校等に出向いて労働法の知識を学ぶ機会を提供する「出前労働講座」を行っております。

平成 28 年度も、こうした啓発事業や労働相談等を通じ、一人でも多くの若者が、将来に希望を持ち、安心して働けるよう取り組んでまいります。

県教育委員会では、これからの社会を担う自立した社会人を育成するために、積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育をシチズンシップ教育として位置づけ、すべての県立高校で取り組んでおります。

シチズンシップ教育は、政治参加教育、司法参加教育、消費者教育、道徳教育の 4 本柱で取り組むこととしております。

生徒の実態等に応じ、学校ごとに具体的な取組を検討し、シチズンシップ教育を進めるなかで、柱のひとつである消費者教育の取組として、社会保険労務士を学校に招いた出前授業により、雇用社会の仕組みとルール等の実社会の生きた知識を学ぶ学校もあります。今後も引き続き、こうした取組の充実を進めてまいります。

(要望)

(2) 高校生のための就職指導支援員・相談支援員を配置・増強すること。

(回答)

平成 27 年度から、国の補助金を活用し、「かながわハイスクール人材バンク」事業を新たに開始いたしました。その中の、学校が非常勤講師として雇用するサポートティーチャーは、学習支援、進路支援、キャリア教育支援等、各校の課題に応じ、それぞれの分野で、学校の教育活動を支援していただいております。

(要望)

(3) 現在 6 カ所ある「若者サポートステーション」を拡充すること。

(回答)

「地域若者サポートステーション」は厚生労働省の委託事業で、県又は市町村が推薦した団体が事業を行っております。平成 26 年度に県央地域に新たに開設し、職業的自立に困難を抱えている若者に対する相談・支援体制を充実したところであり、今後も市町村の意向も踏まえながら、職業的自立の支援に取り組んでまいります。

(要望)

(4) 若者に対する家賃補助制度を創設すること。

(回答)

家賃補助制度については、国で検討を行っているという聞いておりますが、財政負担が際限なく増大するのではないか、市場家賃の上昇を招くのではないか、賃貸住宅の質の向上に繋がらないのではないか、適正な運営のための大規模な事務処理体制が必要ではないか、など整理すべき課題があるとしております。

県としては、国の検討の動向を注視してまいります。

(要望)

(5) 若者が文化を創造し発信していく土壌を作るため、世田谷区の児童館などで行われている若者がバンドの練習やダンスの練習ができる場所を、県有施設を利用して作ること。そのために、県有施設の整備や市町村施設の整備を促進・支援すること。

(回答)

県民が学習・文化・スポーツ活動を行うに当たり、地域住民の身近な活動の場として県立学校を開放しており、学校運営に支障がない範囲で可能な限り利用に資するようしております。

また、マグカルの一環として、県立青少年センターで実施している「マグカル劇場」で、青少年自らが企画したイベントでの舞踊や歌唱を行う場を提供しております。特に「マグカル・フライデー」では、音楽やダンス、演劇、パフォーマンスなど舞台芸術に関する発表を行う高校生から39歳程度までの方々に、毎週金曜日、多目的プラザを無料で使用いただくこととしております。

なお、青少年の余暇活動のために設置した青少年会館などの施設は、市町村に移譲し、市町村がその役割を担っており、県では、広域性、専門性の観点から指導者人材の育成等に取り組んでおります。

(要望)

(6) 県内の大学で期日前投票ができるようにすること。

(回答)

期日前投票所の設置は市区町村選挙管理委員会の事務になりますが、県選挙管理委員会においても、他都道府県における大学への期日前投票所の設置事例について検討し、会議の場などを通じて市区町村選挙管理委員会に情報提供をしてまいります。

(要望)

2 男女平等・女性の地位向上へ

(1) 各審議会の女性委員登用率は、2011年をピークに年々下がり続けている。その原因と対策を明らかにすること。「審議会等の女性委員の登用計画」の内容を明らかにすること。

(回答)

各審議会の女性委員の登用率が下がった原因としては、女性の団体役員や研究者・有識者が少ない分野があることから、審議会等委員に女性が登用されにくいことにつながっていると考えております。女性登用の努力に加え、法令の規定によるあて職等、女性登用の努力が実績に結びつかない委員を計画対象から除外したこともあり、女性委員登用率は、平成26年度は前年度から上昇しております。

今後とも、審議会等委員を選出する関係団体や企業に対し、男女共同参画の重要性の理解の促進を図り、女性の積極的登用への協力を求めていくとともに、幅広い人材の発掘

に取り組みます。

「審議会等の女性委員の登用計画」では、平成 29 年度までに女性委員登用率 40% を目標とし、これを踏まえて「かながわグランドデザイン第 2 期実施計画」で県及び市町村の審議会などにおける女性委員の登用率を 2018 年に 40.0% とすることを数値目標としております。

(要望)

(2) 政治・政策決定への女性の参画を促進すること。

(回答)

かなテラスでは、あらゆる分野における女性の活躍をめざし、政策・方針決定過程等を学ぶ「女性のための社会参画セミナー」を実施しております。

なお、県の女性幹部の登用について、知事部局における課長級以上の女性職員の割合は、平成 21 年度の約 10% から、現在は約 15% と増加してきましたが、引き続き、目標としている 20% の達成に向けて取組を進めてまいります。

(要望)

(3) 男女共同参画推進プランの実行ある実施のため、男女別統計を充実させること。

(回答)

男女別に統計を収集することについては、男女共同参画を推進するために現状を把握するなど、重要であると認識しており、毎年、神奈川県男女共同参画の推進状況をデータに基づき明らかにする、年次報告書を作成しております。

また、かなテラスでは、県・市町村の施策や事業に反映ができる調査・研究や、女性を取り巻く課題解決に向けた専門的な調査・研究を行っており、平成 24 年度には、神奈川県人口と世帯や労働をはじめとした様々な統計から男女の状況をまとめてみることができる「かながわの女性と男性のデータブック - 男女共同参画の視点から - 」を作成し、分野ごとに男女の状況を数量的にまとめ分析しております。

(要望)

(4) 女性労働者の約 6 割をしめる非正規労働者の雇用実態調査を行い、賃金の均等待遇・改善・向上を行うこと。調査内容に、労働契約書の交付や有休休暇の付与、雇用期間、賃金、雇用保険や社会保険の適用、妊娠中の保護や出産休暇、育児・介護休暇の取得及びワーク・ライフ・バランスに関する項目を入れること。また、調査で明らかになった問題について、改善すべき具体策を講じること。

(回答)

県では、平成 21 年度に「働く環境に関する従業員調査」を実施いたしましたが、現時点では、次回実施予定はありません。平成 25 年度に実施した「働く環境に関する事業所調査」の調査結果をもとに、引き続き関係する各機関と連携を図りながら、労働者全体の働き方の見直しにかかる施策立案に反映できるよう調査を実施してまいります。

(要望)

(5) 男女賃金の格差、昇任・昇格、結婚・妊娠・出産などでの差別を是正させる取り組みを強化すること。また、介護・育児休業法にもとづいて転勤・配転・出向・転籍などの配慮義務、残業規制などの履行状況について改善策を講じること。

(回答)

平成 25 年度に実施した「働く環境に関する事業所調査」の調査結果をもとに、引き続き関係する各機関と連携を図りながら、労働者全体の働き方の見直しにかかる施策立案に反映できるよう調査を実施してまいります。

また、かながわ労働センターの職員による事業所訪問や労働相談により、介護・育児休業法等労働に係る各種法令や制度について助言及び指導を行い、普及・啓発に努めております。

(要望)

(6) 男女機会均等法の社会通達が国から出されている主旨をふまえ、妊娠出産などを理由とする不利益取扱いを行わないよう、県内事業所に啓発指導を強めること。

(回答)

男女雇用機会均等法など労働関係法規の遵守に関しては、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、かながわ労働センターが実施している事業所訪問や労働相談など様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

(要望)

(7) 「深夜業に従事する女性労働者の就業環境等の整備に関する指針」に基づき、深夜業職場の女性労働者の労働実態と生活実態調査を行い、安全で働きやすい職場環境のための改善を図ること。

(回答)

平成 25 年度に実施した「働く環境に関する事業所調査」をもとに、業種毎に育児・介護休業の規定及び取得状況やワーク・ライフ・バランスに関する取組状況など、労働者の就労環境の実態を分析し、男性を含めた労働者全体の働き方の見直しにかかる施策立案に反映させてまいります。なお、今回は平成 29 年度に同趣旨の調査を実施する予定です。

(要望)

(8) 女性のための就労支援策を強化、拡大すること。また、高等職業訓練促進給付制度のように生活保障付きの職業訓練の抜本的強化を国などと連携して行うこと。

(回答)

県では、利便性の高い横浜駅西口のマザーズハローワーク横浜において、就労前から就労後までの女性の幅広い相談に応じるため、キャリアカウンセリングや労働相談を実施するなど、女性のライフステージや希望に応じた就業促進に向けた取組を進めてまいります。

また、職業訓練受講期間中の生活保障として、国が行う雇用保険の求職者給付や、八

ローワークの支援指示を受けて訓練を受講される方を対象とした職業訓練受講給付金の制度等がありますが、引き続きこれら制度の周知に努めてまいります。

(要望)

(9) 高齢者の貧困率は高く、中でも未婚の女性、離別女性が経済的に厳しい状況にある。無年金、低年金の女性の生活実態を調査し、県独自の施策を確立すること。

(回答)

県では、高齢者保健福祉施策の推進に当たっては、市町村との適切な役割分担のもと、国が実施している高齢者に関する各種調査結果、県の人口統計や、介護保険事業状況報告等による高齢者等の実態把握を行っているところです。この際、「無年金、低年金の女性」を直接の対象とする調査については行っておりませんが、計画策定から具体的施策の展開までの一連の過程においては、これらの方に配慮する視点が包含されているものであり、現時点での新たな調査を実施することは考えておりません。

(要望)

(10) 婦人科検診の公費負担を増やすよう国に求めるとともに、補助回数を減らさないこと。

(回答)

妊婦健康診査は、母子保健法により市町村が実施しており、厚生労働省より「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)」において、その実施時期、回数及び内容等が示されております。

妊婦健康診査にかかる公費負担については、平成25年度から、安心・安全な出産のために必要とされる受診回数(14回程度)に係る検査費用について、地方財政措置が講じられているところであり、県としても国と同様の考えであることから、改めて公費負担を増やすよう国に要望することは考えておりません。

(要望)

(11) 女性相談所、女性相談員の機能を強化するため、非常勤職員の専門性の向上のために十分な研修、ゆとりある相談体制をつくること。

(回答)

県の女性相談所(配偶者暴力相談支援センターを含む)の体制については、女性相談員や非常勤福祉職の配置、夜間緊急対応など、必要に応じて充実強化を図っております。

また、県の女性相談所や市町村に配置されている女性相談員等の専門性を高めるため、研修や連絡会等を実施しております。

(要望)

(12) 民間シェルターへの補助金を充実すること。原則2週間の保護を延長し、無料のシェルターを増やすこと。あわせて、職員の研修等の支援も行うこと。

(回答)

民間シェルターに対しては、運営上の課題について連携して調整を図るとともに、配偶者暴力防止法に基づく一時保護委託を適切に行ってまいります。

また、被害者の自立支援活動を行う民間団体の取組を支援するため、平成 18 年度から配偶者暴力被害者自立支援活動事業費補助を実施しており、平成 21 年度からは、補助対象事業を拡大し、民間団体の取組への支援の充実を図っております。

さらに、県・市町村の担当職員や女性相談員等に対する研修や民間団体スタッフ等への研修を実施するほか、県配偶者暴力相談支援センターによる関係機関等への専門的助言を実施するなど、支援者の資質向上に努めております。

(要望)

(13) かなテラス(県立かながわ男女共同参画センター)が藤沢合同庁舎にオープンしたが、藤沢合同庁舎への移転は、あくまでもつなぎ施設とすること。また将来、新たに女性問題の総合的な解決がはかれる、かながわ女性センターとしての規模・機能をもった施設を建設すること。

(回答)

かながわ女性センターについては、神奈川県緊急財政対策で示した県民利用施設の見直しの方向性に基づき、設置目的である「女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進するための施設」として必要な機能に特化した上で、必要なスペースを確保できる藤沢合同庁舎に移転、開設いたしました。

今後も、県域全体の男女共同参画推進拠点として様々な事業に取り組んでまいります。

(要望)

(14) かなテラスの自主的な調査研究として、県条例の届出で把握されない300人以下の事業所で働く非正規を含む女性労働者の実態をつかむこと。また、あらゆる階層の女性(自営業者・農林水産業従事者などを含む)の男女共同参画に対する調査・研究を行い、県内女性の地位向上に役立てること。

(回答)

かなテラスでは、施策や事業に反映できる調査研究や、女性を取り巻く課題解決に向けた調査研究を行っております。平成 27 年度はクォータ制に関する調査研究を行っており、今後も効果的な施策の展開に役立つ調査研究を行ってまいります。

(要望)

(15) 旧女性センター図書館で収集された出版物および資料は県立図書館に移管されたが、今後も更に県内の女性史研究や女性労働など、あらゆる女性問題にアプローチするのに役立つ図書館として資料の収集や保存、情報の発信を推進するため、予算は図書館事業として括るのではなく、女性行政推進のための予算として確保すること。

(回答)

平成 26 年度、かながわ女性センターから移転された蔵書については、今後も、県立図書館で管理してまいります。資料の収集については、県立図書館の資料収集要綱に基づい

て収集・保存し、利用者へ提供してまいります。

なお、女性関連資料室について、資料等の充実に取り組んでまいります。

(要望)

(16) 国に対し次のことをはたらきかけること

男女の賃金格差を是正し、同一労働同一賃金原則を労働基準法に明記すること

(回答)

御要望の趣旨は、国に伝えてまいります。

(要望)

ILOパート労働条約を批准し、パート労働者の賃金・労働条件を早期に批准し、パート労働者の賃金・労働条件を正規の労働者と均等待遇になるようパート労働法の実効ある改正を行うこと。

(回答)

仕事と家庭生活が両立できる労働環境の整備のため、ILOパート労働条約の実効性の確保及び制度の充実が図られるよう、国に伝えてまいります。

(要望)

課税最低限(基礎控除)の大幅な引き上げなしに、配偶者控除、第3号被保険者制度の廃止、縮小は行わないこと。

(回答)

所得税や個人住民税における配偶者控除など各種控除制度のあり方などについては、それぞれの制度の趣旨等を踏まえて国において検討されるべき問題と考えます。

(要望)

中小工業、農林水産業家族従業者の働き分を平等に評価し、自家労賃を認め、正当な社会的評価を行うこと。同時に人権尊重や男女平等の是正に向けて、「自営業者が家族従事者に支払った給与は認めない」所得税法56条を廃止すること。

(回答)

県では、「かながわ人権施策推進指針」や「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、人権が尊重され、かつ、男女が共同して参画できる社会の実現に向けて、取組を進めております。

なお、家族従業者の自家労賃(働き分)の取扱いや事業専従者控除の在り方については、家族従業者の労働の実態等も踏まえ、所得課税制度全体を通じた議論の中で、国において検討されるべき問題と考えます。

(要望)

3 文化・芸術、スポーツの環境整備

(1) 県民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができるよう、スポーツ政策

の充実、環境整備をはかること。県のスポーツ振興ビジョンにうたう受益者負担等の導入は行わないこと。

(回答)

スポーツ政策については、平成 27 年 7 月に策定した「かながわグランドデザイン第 2 期実施計画」の中で、プロジェクト 16「スポーツ」として位置付け、推進していくこととしております。

また、県民のスポーツ環境の整備については、学校体育施設の有効活用や、利用者にも応分の負担をいただきながら、県立スポーツ施設などの整備と活用の促進を引き続き図ってまいります。

(要望)

(2) 県立体育センターの施設改修・整備とバリアフリー化をすすめること。PFI 方式は導入しないこと。また、施設の改修にあたっては、障害者団体の要望が十分反映されるようにすること。

(回答)

老朽化が著しい県立体育センターについては、障害者も含めて全ての県民のスポーツ振興拠点として、また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプにも対応できるよう、2020 年 3 月の完成を目途に再整備を進めてまいります。

そのため、PFI 方式と県直営方式を活用し、効率的な整備に努めてまいります。

(要望)

(3) 県民が文化・芸術を自由に創造し、楽しむことができるよう、その条件整備と文化施設で働く職員の待遇を改善し、アーティスト・団体への助成、芸術鑑賞の機会を拡充すること。

(回答)

県民が行う自主的な文化芸術活動の活性化や芸術鑑賞機会の充実を図るため、文化芸術団体が実施する事業に対して補助を行っております。

(要望)

(4) すべての子どもたちに鑑賞機会を保障するため、学校での芸術鑑賞教室などの事業を実施し充実させること。

(回答)

県では、「相模人形芝居学校交流ワークショップ」や「子どもたちの音楽芸術体験事業」など、実演指導や演奏体験などを取り入れて、子どもたちの鑑賞機会の充実を図っております。

学校行事の中の文化的行事については、学習指導要領に基づき、特別活動の一環として教育課程の中に位置付けるものとされ、各学校において、地域や学校の実態に応じて適切に実施しております。

(要望)

(5) フラワーセンター大船植物園の指定管理者制度の導入をやめ、県有施設として充実させること。

(回答)

フラワーセンター大船植物園については、緊急財政対策に基づく県有施設の見直しとして、民間ノウハウの活用によるサービスの向上、効率的・効果的な管理運営を図るため、指定管理者制度導入について調整することとしております。

(要望)

(6) 県立図書館、川崎図書館の充実を

県立図書館の施設、設備の改善や資料購入費を大幅に増額し、県民が閲覧・貸出し、研究をはじめ充実した知的サービスを受けられるようにすること。

(回答)

県立図書館の施設、設備については、建て替え・改修も含めて検討を行っているところです。資料費については増額は困難であります。県内の公立図書館間の相互貸借システムの運用など、広域的サービスを充実してまいります。

(要望)

県立図書館は直営で運営し、将来を見越し、県内図書館の専門職員の確保と育成支援という役割を十分に踏まえ、県内市町村図書館の良い範例となる方向を示すこと。

(回答)

県立図書館がこれまで果たしてきた、専門的・広域的図書館としての機能は、今後も継続して発揮してまいります。

(要望)

県立川崎図書館は、県民・研究者に開かれた施設として充実させること。

(回答)

川崎図書館は、これまでも利用者のビジネス支援や科学技術の調査研究支援などの機能を果たしており、今後さらにこうした機能に特化して、かながわサイエンスパークに移転する計画です。

(要望)

川崎図書館の KSP への移転など、一部企業のための資料センターへの特化は川崎市民の要求ではない。抜本的に見直すこと。そのために、川崎市と「県立川崎図書館についての協議」を直ちにすすめて、建設候補地の選定なども共に進めること。

(回答)

川崎図書館は、これまでも利用者のビジネス支援や科学技術の調査研究支援などの機能を果たしており、今後さらにこうした機能に特化して、かながわサイエンスパークに移転する計画です。

(要望)

県立川崎図書館について、今年度、紅葉坂の県立図書館を旧職業訓練校跡地に増設する場合の調査費を計上したが、その結果を県民に公表することはもとより、県立図書館内部で検討された新たな将来の方向性について、最終の結論を出す前に中間報告を公開し、県民、市町村図書館の意見を十分に反映させること。

(回答)

予備調査で出された結果や、図書館との検討会での意見を集約し、図書館全体の規模や機能をまとめた、基本的なプランをとりまとめ、それを基に県民の方々から意見をいただく場を設けていきたいと考えております。

(要望)

(7) 旧女性センター図書館の役割を引き継ぐために

県内の女性史研究や女性労働など、あらゆる女性問題にアプローチするのに役立つ図書館として、各研究者が研究途上で集めた資料やさまざまな県内のグループ・各機関の出版物・一枚もの等の原資料などの資料も積極的に収集・保存し、活用する方向性を付加すること。

(回答)

女性センターから移転された蔵書については、今後も、県立図書館で管理してまいります。資料の収集については、引き続き県立図書館の資料収集要綱に基づいて収集・保存し、利用者へ提供してまいります。

(要望)

県立図書館に移管したメリットを生かし、市町村図書館への支援策として、女性問題に関する資料情報を定期的に配信するなどの積極策を考慮すること。

(回答)

県内の公立図書館間の相互貸借システム(K L - N E T)などを通じて、県立図書館の蔵書について市町村立図書館への情報提供を行っております。

(要望)

(8) 県立鎌倉近代美術館は存続させること。

(回答)

県立近代美術館鎌倉館については、国の史跡に指定されている鶴岡八幡宮境内に立地しており、鎌倉市教育委員会が策定した史跡保存管理計画で、史跡にそぐうもの以外の現状変更は認めないとされております。

そのため、美術館として改修を行うことは難しいこと、また、平成 28 年 3 月末に鶴岡八幡宮との借地契約期間が満了することから、鎌倉館における美術館活動は終了いたします。

消費者行政の充実・強化を図る

(要望)

1 消費者行政の充実

(1) 消費生活条例の改定または消費生活センター条例の制定について

消費生活行政は、公共性が高いので消費生活センターを民間委託することなく、県、市町村が行政責任の一環として行うこと。

(回答)

県では、消費生活センターを民営化する予定はありません。

(要望)

消費生活条例改正は消費者の権利の拡大・充実の方向で行うこと。

(回答)

本県の消費生活センターの位置付け及び消費生活相談の体制を明確化し、消費者被害の未然防止と救済をより一層進めるため、消費生活条例の改正ではなく、新たな条例を制定することといたしました。

(要望)

消費生活条例改正、消費生活センター条例の制定に当たっては、県民(消費者)、消費者団体等に十分情報を公開し、その意見を聞きながら行うこと。

(回答)

消費生活センター条例の制定に当たっては、消費者団体の方や県民公募の委員の方等で構成される、消費生活審議会で御意見をお聞きしながら、作業を進めました。

(要望)

(2) 相談場所、相談時間の拡大等消費者相談窓口の充実が、消費者被害の顕在化と相談数増加や問題解消につながるため今後も引き続き充実をすすめること。

(回答)

県では、消費生活相談は住民に身近な市町村で行われることが望ましいと考え、消費者行政推進交付金を活用して、市町村の消費生活相談窓口の充実などを支援することにより、地域格差が生じないよう努めてまいります。

併せて、市町村の消費生活相談体制が充実するよう、引き続き市町村へ働きかけてまいります。

(要望)

(3) 被害の複雑化・高度化により相談対応負担が増大しています。かながわ中央消費生活センターが、常に神奈川県内の消費者相談窓口担当者から高く信頼されるように専門性の向上に努めること。また、消費生活センター相談員の処遇改善を図り、安定して働き続けられるようにすること。

(回答)

県では、相談分野毎に消費生活相談員と行政職員が一体となった研究グループを作り、新手や対応困難な相談事例について検討を行い、その結果を市町村の消費生活相談窓口の情報提供する取組を行っております。

複雑化、高度化する相談へ対応するため、これらの取組や相談員、行政職員を対象とする研修を実施することにより、かながわ中央消費生活センターの専門性の向上に努めてまいります。

また、平成 26 年 6 月の消費者安全法の改正に伴い、都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、内閣府令で定める基準を参酌し、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項について条例で定めることとされました。その内閣府令では、消費生活相談員の「人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること」と規定されており、県ではその基準を参酌し、条例にこの規定を盛り込んだところです。

(要望)

2 消費者教育・啓発

(1) 振り込み詐欺や還付金詐欺など高齢者の被害は増大・拡大している。高齢者及び関係者への啓発を関係部局や市民団体等と連携してすすめること。また「地域見守り」を課題毎ではなく包括的に推進すること。

(回答)

県では、被害者の多くを高齢者が占める「オレオレ詐欺」をはじめとする「振り込み詐欺」を防止するため、県民総ぐるみによる安全・安心まちづくりの推進母体である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を中心に、県内各地域で防犯キャンペーンを行うなど、県民、特に高齢者への啓発活動に取り組んでおります。

また、こうした啓発活動とあわせて、ソフトバンクテレコム株式会社など3社の協力を得て、振り込み詐欺防止に有効な「迷惑電話チェッカー」という機器を県民の皆様へ、平成 28 年 11 月まで無償貸与する事業にも取り組んでおります。

一方、県警察では、自治体等と連携し、振り込み詐欺被害防止に向けた広報・啓発を推進しているほか、高齢者世帯への戸別訪問や振り込み詐欺被害防止コールセンターによる注意喚起、金融機関と連携した声掛け等の被害防止対策を推進しております。

今後とも、県警察、市町村、関係機関・団体と連携し、県民総ぐるみで振り込み詐欺の被害防止に取り組んでいきます。

また、「地域見守り」の体制については、国より示されたガイドラインを踏まえ、市町村の動向を把握しつつ、県の役割について、検討してまいります。

(要望)

(2) 消費者教育の推進を積極的に取り組むこと。消費者教育推進の一方の柱となる消費者団体・リーダーの育成に力を入れること。

(回答)

県では、啓発資料や教材の作成・配布、各種講座の実施などにより、今後も若者から高齢者までを対象として幅広い消費者教育に積極的に取り組んでまいります。

また、これまでも、地域で活躍する講師養成のための講座開催や、消費者団体等の活動や連携・協働のための場づくりを行っており、今後も、消費者団体等と連携し、消費者団体・リーダー育成を図ってまいります。

なお、県では、これからの社会を担う自立した社会人を育成するために、積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育をシチズンシップ教育として位置づけ、すべての県立高校で取り組んでおり、その柱の一つとして、消費者教育に取り組んでおります。

(要望)

3 食の安全について

(1) フードディフェンス(食品への意図的異物等の混入に対する防止対策)について、食品テロに対するガイドライン等の徹底と事業者の意識向上に努め、生産から流通全体にわたる対策がすすむように、業界団体等における取り組み事例の紹介や交流を促進すること。

(回答)

平成 25 年末に発生した冷凍食品への農薬混入事案を受けた政府の取組に沿い、農林水産省において「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会」が開催され、当該事案の教訓と参考となる事項が平成 26 年 6 月に報告書としてまとめられました。この報告書について、食品関係団体や保健福祉事務所等を通じて食品関連事業者へ情報提供し、フードディフェンスに対する意識向上を図っております。今後も他自治体の対応など情報収集等に努め、関係団体や関係機関で情報共有し、対策が進むように努めてまいります。

また、当該事案発生時には、食品関係団体に速やかに情報提供するとともに保健福祉事務所に県民と食品関連事業者からの相談窓口を設置いたしました。今後も食品による重大な健康被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急時には、県が他自治体や警察等関係機関と連携し、食品関連事業者等への情報の伝達など、迅速かつ的確に対応し健康被害の発生又は拡大の防止を図ってまいります。

(要望)

(2) 食品表示法の施行に対応して

2015 年 4 月、食品の表示について定めた、新しい法律「食品表示法」が施行された。新たに「機能性表示食品」制度も始まっている。消費者が食品表示を理解し、表示の活用がすすむように、積極的なとりくみを消費者団体と連携してすすめること。

(回答)

県では、食品表示法の施行にあわせ平成 27 年 4 月 1 日から法の相談のほか、食品表示の疑義情報を受け付けるため、相談窓口を一本化し、消費者や事業者からの相談等にワンストップサービスとして対応しております。

また、県内食品事業者を対象に食品表示法など食品表示に関する講習会を年 4 回行っております。

さらに、消費者が「自立した主体」として行動できるよう、教育現場とも連携した消費者教育などに取り組んでおりますが、食品表示についても、消費者が表示を理解し表示の活用が進むよう、出前講座を実施してまいります。

今後とも、消費者や事業者の方々が食品表示を理解し表示の活用が進むよう、積極的に取り組んでまいります。

(要望)

機能性表示食品について、特定保健用食品では「却下」された製品が受理されていたりしている。消費者庁は書式さえ揃っていれば受理するようなやり方など、制度の見直しを国に求めること。

(回答)

消費者庁では、本制度の適正な運用を図るため、機能性を表示する場合、食品表示法に基づく食品表示基準や「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」などに基づいて、届出を行い、食品の容器包装への表示を行うこととしております。また、届出された内容を消費者庁のウェブサイトで公開するとともに、販売後の監視を行うとともに、事業者向け、消費者向けのリーフレットを作成し普及に努めております。

県でも、独自に機能性表示食品を含む機能性食品についてのリーフレットを作成し、消費者の方がそれぞれの制度の違い、特徴などについて理解を深められるよう、機会をとらえ普及しております。

(要望)

トランス脂肪酸の過剰摂取は動脈硬化や心臓病のリスクを高めることが明らかとなっており、アレルギー疾患や免疫力の低下とも関係しているとの指摘も多くある。そのため多くの国で表示は義務化されており、使用制限や使用禁止へと向かっている。神奈川県として、トランス脂肪酸の表示の推奨と国に表示の義務化を行うよう求めること。

(回答)

国の食品安全委員会では、トランス脂肪酸について既に検討を行っており、日本人の大多数の摂取量は、トランス脂肪酸に関するWHOの目標を下回っているため、通常の食生活では健康への影響は小さいものと考えられていることから、現時点で表示の実施を営業者に求めることは難しいと考えます。

今後も引き続き国の動向を注視してまいります。

(要望)

(3) 安全・安心の確保のため、食の相談ダイヤルや県のホームページ等の充実はもちろん、「かながわ食の安全・安心キャラバン」や「食の安全・安心基礎講座」などの取り組みについて、さらに市町村連携をすすめ、新たな開催地域において認知や関心、参加が高まる工夫と内容の改善を行うこと。

(回答)

「かながわ食の安全・安心キャラバン」や「かながわ食の安全・安心基礎講座」など

の開催については、県のたより、県民の窓、ホームページへの掲載、ツイッターの活用、リーフレットの配布など、様々な媒体を活用し広報を実施しており、市町村と共催する場合には、市町村の広報も活用しております。

また、事業の企画に当たっては、県民の関心の高いテーマ設定にも心がけております。今後も、更にテーマや開催方法などについて工夫し、内容を改善しながら、食の安全・安心に係る情報の共有化と意見交換を推進してまいります。

原子力空母母港、オスプレイ拠点化の撤回、核も基地もない平和な神奈川を

(要望)

1 核も基地もない平和なかながわを目指す

(1) 強行採決された「安全保障関連法」は、限定的であっても集団的自衛権の行使を認めるものであり、明白に憲法違反である。同法の廃止を国に求めること。

(回答)

安全保障の問題は国の専権事項であり、県はその判断、決定に直接関与する立場にありません。

(要望)

(2) 国民保護計画に関する予算措置を行わないこと。

(回答)

県は、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、テロ災害等への対応力の強化が必要であり、国民保護訓練の実施等により対応力強化と県民への意識啓発を図っております。

なお、国が地方公共団体と連携して行う訓練については、国の負担により実施しております。

(要望)

(3) 核持ち込みを容認した核密約が存在していたことが明らかとなり、横須賀に核が持ち込まれていたことが否定できない。国是である非核三原則を堅持するためにも核密約の廃棄を要求するとともに、非核三原則の法制化を国に強く要請すること。

(回答)

政府は、従来から非核三原則を国是としており、歴代内閣も非核三原則の堅持を明言しております。

県では、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて、これまでに、「神奈川非核兵器県宣言」の趣旨の普及・啓発に努めるとともに、恒久平和を希求し、核兵器廃絶に向けた自治体宣言や議会決議を行った自治体約 300 団体で構成される「日本非核宣言自治体協議会」に都道府県で唯一加入し、他の自治体と連携して非核・平和事業に取り組んでいます。

非核三原則が堅持されるよう、今後も、こうした核兵器廃絶に向けた地域からの取組を続けていくことが大切だと考えております。

(要望)

(4) 「核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、世界唯一の核被爆国日本の国民共通の悲願であり、神奈川県民の心からの希求である。…私たち神奈川県民は、国是である「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を県是とすることを宣言する。」と核兵器廃絶や恒久平和への願いを表明した『神奈川県非核兵器県宣言』にもとづき、被爆の実相を伝えるなど、非核・平和意識の普及に取り組むこと。

(回答)

県では、「神奈川県非核兵器県宣言」を県議会が議決し、これを受け、宣言パネルの掲出や県のたより等の広報などにより、非核・平和の考え方を県民に普及・浸透させるよう努めております。

戦後 70 年、被爆 70 年の節目を迎えた平成 27 年、本県では、県民の皆さんに戦争の悲惨さや平和の尊さを改めて考えていただくため、終戦記念日である 8 月 15 日に被爆体験者の講演と映画上映会を実施いたしました。当日は 300 人を超える多くの県民にご来場いただきました。

今後も、こうした非核・平和に向けた取組を行い、非核・平和推進事業を推進してまいります。

(要望)

(5) 相模湾の原潜行動(訓練)区域の解消を国に要求すること。

(回答)

県は、県と基地関係 9 市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会(県市協)」や、米軍基地が所在する 14 都道県で構成する「渉外関係主要都道県知事連絡協議会(渉外知事会)」等を通じて、艦船の安全航行の徹底を図るため、万全の措置を講じ細心の注意を払って行動することについて国に要望しており、引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

(要望)

2 米原子力空母の横須賀母港撤回と米軍基地撤去

(1) 原子力空母ジョージ・ワシントンに代わり、原子力空母ロナルド・レーガンが横須賀基地に配備された。これは、横須賀基地が原子力空母の母港化が恒久化・永久化につながるものである。原子力空母の横須賀母港をやめるよう米軍及び日本政府に強く求めること。

(回答)

2008 年の通常艦から原子力空母の交替に際しては、通常艦配備の可能性が皆無であるという状況の中、様々な検討を経て、内閣府、文部科学省等の関係省庁を含めた我が国政府全体として原子力艦の安全性の保障、今後の安全対策に対する真摯な姿勢を確認したところ です。

県としては、安全航行確認体制、防災対策等の確実な実施と空母艦載機移駐の確実な

実施を条件として、通常艦から原子力空母への交替はやむを得ない、と判断いたしました。

原子力空母の交替については、2014年1月に外務省から通報がありましたが、安全航行確認体制や防災対策等の確実な実施、一日でも早い空母艦載機の移駐の実施を求めており、引き続き、これらが確実に履行されるよう強く求めてまいります。

なお、県としては、空母の横須賀配備は、日米安全保障条約に基づくものと考えております。

(要望)

(2) アメリカの「戦略的リバランス」政策により、今年から2017年までに「ミサイル防衛」能力を持つミサイル駆逐艦2隻と最新鋭のミサイル巡洋艦1隻の追加配備、誘導ミサイル駆逐艦の交代も計画されている。このような横須賀基地の強化には反対し、政府に対して中止するよう求めること。

(回答)

御要望の件は、国が日米安全保障条約に基づき判断すべきことと考えております。

(要望)

3 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し

(1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」の早期改訂を求め、少なくとも国内の原子力発電所の防災対策と同等以上のものにするよう国に要求するとともに、地域防災計画原子力災害対策計画編の改訂を早急にすすめること。

(回答)

県は、国主導による実効性ある原子力災害対策が実施されるよう、国に対して、原子力艦に係る応急対応範囲の設定や、防災資機材の整備など、防災体制の整備を図るよう提案してありましたところ、国は、平成27年11月20日に、原子力艦に係るに何を判断する放射線量を原子力発電所と同じ基準とし、避難の範囲などについて今後検討していくとしております。

県は、今後の検討結果を反映した国のマニュアル改訂に応じ、災害時の応急体制などの対策の充実をはかってまいります。

(要望)

(2) 巨大地震が起こった際の原子力災害として、原子力艦船の原子炉事故について、どのように想定し、どのような対策をとっているのか明らかにすること。また、予想される巨大地震について、県として米軍に対してどのような対策を要求し、また、米軍がどのような対策を講じているのか明らかにすること。

(回答)

県の原子力災害対策については、原子力艦に関する対策を含め、「神奈川県地域防災計画 原子力災害対策計画」の中に位置づけております。この計画は、国の防災基本計画と原子力災害対策指針に基づき策定するものです。

原子力艦については、現在、原子炉の規模や構造等の情報が示されておらず、その事

故の規模や影響範囲は、原子力発電所の場合と異なる可能性があります。

今後も、国の防災基本計画等の修正を踏まえ、対策の見直し及び計画の修正を行ってまいります。

また、米原子力軍艦については、様々な事態を想定した十分な安全対策が確保されている旨、米側から平成 23 年 4 月 18 日付けで口上書文が外務省を通じて改めて提供されております。県としては、県民の安全・安心のため、引き続き、米原子力軍艦の安全性の確保についての国の考え方や取組等に関する情報提供を国に求めてまいります。

(要望)

(3) 横須賀に入港中の原子力艦船が巨大地震の被害によって外部電力が喪失したことを想定し、横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は、横須賀市が想定している津波 3 . 5 メートルで水没する場所にある。この点についての安全対策について明らかにすること。

(回答)

県では、国主導による実効性ある原子力災害対策が実施されるよう、国に対して、原子力艦に係る応急対応範囲の設定や、防災資機材の整備など、防災体制の整備を図るよう提案しております。

(要望)

4 厚木基地に関わって

(1) MV22 オスプレイが、沖縄県普天間基地に配備され、日米間で取り決めたルールを守らない無謀な飛行訓練等により、沖縄県民の強い怒りをかっている。そのオスプレイが、沖縄だけでなく「沖縄の負担軽減」の名のもとに横田基地に配備され、本土の米軍基地や自衛隊基地を飛来・使用しようとしている。その一つが厚木基地である。飛行場周辺を住宅地に囲まれた厚木基地では、ただでさえ空母艦載機の爆音被害を被っているのに加え、事故をくり返す欠陥機オスプレイが飛来しないよう、オスプレイの厚木基地飛来・使用、飛行訓練はやめるよう、日本政府と米軍に強く求めること。

(回答)

県としては、オスプレイについては、国の責任において引き続き丁寧な説明や適時適切な情報提供を行うよう、基地関係市と連携し国に対し求めてまいります。

(要望)

(2) 爆音被害の根絶のために

厚木基地でのいっさいの離着陸訓練をやめるよう、日米両政府と米軍に強く求めること。とりわけ、空母が作戦任務で出港する間に、洋上で実施される資格取得訓練 (CQ) では、終了後の深夜に艦載機が厚木基地に戻ることが多い。洋上での CQ 実施後は、厚木基地に戻らず、そのまま作戦任務につくよう米軍に求めること。

(回答)

県では、厚木基地において空母艦載機着陸訓練を行うことのないよう、基地周辺市と

ともに、日米両国政府に対して強く働きかけております。

また、訓練終了後の深夜飛行により、厚木基地周辺住民は睡眠を妨害されるなど多大な被害を受けていることから、「厚木基地飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」を遵守し、深夜の飛行を行わないよう、日米両国政府に対し要請しております。

今後とも、抜本的騒音解消を求めて基地周辺各市とともに取り組んでまいります。

(要望)

空母艦載機の爆音被害の元凶は、原子力空母の横須賀母港化である。平和で静かな街を取り戻すためにも、原子力空母の横須賀母港を撤回するよう日米両政府と米軍に求めること。

(回答)

県としては、空母の横須賀配備は、日米安全保障条約に基づくものと考えております。

(要望)

米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定2条1項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練をただちに中止するよう、国と米軍に求めること。

(回答)

県では、県と基地関係9市で構成する「神奈川県基地関係市連絡協議会(県市協)」の要請の中で、指定された訓練区域外での訓練飛行を禁止するよう、国へ求めております。

(要望)

厚木基地での航空機爆音が県民に与える「生活被害」と「健康被害」の実態調査は、国に任せるのではなく県民のくらしと健康を守る立場から、神奈川県の責任で実施すること。

(回答)

御提案の実態調査については、国の責任において実施すべきと考えており、引き続き県と基地関係9市で構成する「神奈川県基地関係市連絡協議会(県市協)」を通じ、航空機騒音が与える影響の調査の実施を国に働きかけているところです。

(要望)

5 空母艦載機の着艦訓練・日常訓練・基地周辺の生活環境の安全確保等

(1) 住宅防音工事の第一種区域を拡大し、国の負担で施工後の維持管理をすることを国に要求すること。

(回答)

県は、これまでも住宅防音工事助成対象区域の拡大及び住宅等の防音施設に係る維持管理費の全額国庫負担について、県と基地関係9市で構成する「神奈川県基地関係市連絡協議会(県市協)」を通じて、国に対して求めてまいりました。

引き続き、更なる基地周辺対策の充実を国に対し働きかけてまいります。

(要望)

(2) キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定(夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行についてなど)の締結について、基地周辺自治体と共同し、米軍と国へ要望すること。

(回答)

県と基地関係9市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会(県市協)」を通じて、キャンプ座間のヘリコプターの飛行活動について、夜間等は活動を禁止するとともに、低空での旋回訓練等激しい騒音を伴う訓練を行わないよう、また、住宅地の上空については、極力飛行をさけるなど、必要な騒音対策を講ずることを国へ求めております。

(要望)

(3) キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置のうえ、周辺住民の日常生活被害及び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について県独自に調査すること。

(回答)

県では、厚木基地周辺の関係各市と連携し、県や市が厚木基地周辺34箇所に設置している騒音計のデータを収集し、環境基準の適合状況等について毎年度把握しております。

一方、国は低周波音の問題に適切に対応するため、2004年6月に「低周波音問題対応の手引書」をとりまとめておりますが、対象はあくまで固定発生源であり、ヘリコプターを含む航空機から発生する低周波音は手引書の対象外となっており、その評価方法も確立されていないのが現状です。

現在、防衛省において、航空機騒音による低周波の影響について基礎的な論点を整理しているとのことですので、県としてはその動向を注視するとともに、引き続き測定事例等を収集してまいります。

なお、キャンプ座間周辺で発生するヘリコプター騒音については、相模原市が独自に騒音計を設置し計測するとともに、苦情件数を集計しております。

また、ヘリコプター騒音に限らず、健康に関する相談があれば、保健福祉事務所等で適切に対応してまいります。

(要望)

(4) キャンプ座間への陸上自衛隊「陸上総隊」司令部の創設は絶対認めないよう強く求めること。また、キャンプ座間に建設予定の官舎は、ただちに中止し、跡地は地元で全面・無償利用できるよう、関係地元自治体とともに国と話し合うこと。

(回答)

陸上総隊司令部については、国から2017年を目途に陸上自衛隊朝霞駐屯地に新編することを予定している旨、説明を受けております。

また、陸上自衛隊宿舎については、座間市が策定した「キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用構想」の中において、その建設が盛り込まれており、2014年6月

に本体工事が着工されております。

(要望)

6 遊休化した県内提供施設の早期返還

(1) 横須賀基地関係の米軍家族住宅の住宅建設計画は中止し、撤回するよう国と米軍に求めること。

(回答)

本件について、2014 年 6 月、南関東防衛局は、横浜市に対して、「基本配置計画案」の提示・意見照会を行いました。その中で、横浜市域の住宅整備戸数をできるだけ減らして欲しいとの地元の要望等を踏まえ、住宅整備戸数を見直し、171 戸に減らした旨の説明がされております。

それを受け、2015 年 9 月に、横浜市が国へ、周辺の緑や自然環境の保全等について要請いたしました。

県としては、これまでも地元市の意向を尊重して、基地対策を推進しておりますので、今般の横浜市域での住宅建設につきましても、横浜市の考えを尊重してまいります。

(要望)

(2) 米軍人の基地外の居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求すること。また、米軍がすすめている民間住宅提携プログラム(RPP)は実質的な基地の拡張である。民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、反対の意思をハッキリと示すこと。

(回答)

日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税分については、全額補てんするよう措置すること、また、米軍人等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度について、早急に是正することを「神奈川県基地関係県市連絡協議会」及び「渉外関係主要都道県知事連絡協議会」を通じて国に求めており、引き続き国に対して要望してまいります。

なお、賃貸住宅提携プログラム(RPP)は、基本的には、私的契約に関するものであり、県としてコメントする立場にありません。

(要望)

(3) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだ返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は、日米地位協定に基づいてただちに返還するよう、県として強く日本政府及び米軍に求めること。

(回答)

池子住宅地区の「飛び地」については、2004 年度に、日米両国政府間で返還方針が合意されていることを踏まえ、県では横浜市とともに国に対し、早期返還を実現することを引き続き求めてまいります。

(要望)

(4) 座間市内に存在するキャンプ座間の水源地、とりわけ県立谷戸山公園内の配水池は、米軍がすでに県営水道を使用していることから使用されていない。直ちに返還をするよう、強く日本政府及び米軍に求めること。

(回答)

県では、遊休化している基地の整理・縮小・返還について強く米側に働きかけるよう、県と基地関係9市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会(県市協)」を通じて、国に求めております。引き続き、これらが実現されるよう求めてまいります。

(要望)

(5) 厚木基地に相模鉄道線から引き込んでいる鉄道敷は、基地内では鉄道敷上は舗装しており、全く使われていない。これらの遊休地はただちに返還するよう求めること。

(回答)

県では、遊休化している基地の整理・縮小・返還について強く米側に働きかけるよう、県と基地関係9市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会(県市協)」を通じて、国に求めております。引き続き、これらが実現されるよう求めてまいります。

(要望)

7 日米地位協定の抜本的改定など

(1) 米兵の犯罪や事故は、依然として根絶されない。管理者である米軍当局と、基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本改定を強く日本政府に求めること。

(回答)

県は、県と基地関係9市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会(県市協)」や、米軍基地が所在する14都道県で構成する「渉外関係主要都道県知事連絡協議会(渉外知事会)」等を通じて、米軍構成員による犯罪の再発防止等のほか、事件・事故時の措置の充実など、日米地位協定の抜本的な見直しについて国に要望しており、引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

(要望)

(2) 日米地位協定の改定について

「日本が第1次裁判権をもつ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しない」という密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」はただちに破棄すること。

(回答)

県は、県と基地関係9市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会(県市協)」や、米軍基地が所在する14都道県で構成する「渉外関係主要都道県知事連絡協議会(渉外知事会)」等を通じて、締結後50年以上も見直しが行われていない日米地位協定の抜本的な見直しについて国に要望しており、引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

(要望)

相模総合補給廠の爆発事故が発生し、危険物の保管状況などの情報がなく市民の不安が高まっている。基地内に保有する危険物の情報提供を求めること。また、日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本的見直しを国に要求すること。

(回答)

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えております。特に平成 27 年 8 月 24 日に発生した相模総合補給廠の火災は、住民の安全に直結する情報が事前に共有されていなかったことは課題であると認識しております。

現在、県では、日米間の合意事項も含め、できる限り基地の実情等が見えるようにすることについて、米軍基地が所在する 14 都道県で構成する「渉外関係主要都道県知事連絡協議会（渉外知事会）」を通じて、国に要望しており、今後も引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

(要望)

三浦市でのヘリ墜落事故も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置を止めさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。

(回答)

県は、県と基地関係 9 市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」や、米軍基地が所在する 14 都道県で構成する「渉外関係主要都道県知事連絡協議会（渉外知事会）」等を通じて、締結後 50 年以上も見直しが行われていない日米地位協定の抜本的な見直しについて国に要望しており、引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

県民本位の行財政運営を

(要望)

1 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて

(1) 予算編成時に財源不足を強調するが、現実には黒字が続いている。県民要望を抑えるためのこのような予算編成方式を改め、県民要望を実現する立場で財政運営を行うこと。

(回答)

翌年度の財政収支見通しの作成に当たっては、歳入はその時点で見込める財源を目一杯見込み、歳出は義務的経費や政策的経費の事業量を把握した上で推計しております。

その結果として、例年、巨額の財源不足が生じておりますが、国への働きかけや民間資金の導入、事務事業の見直しなどにより財源を確保するとともに、事業の構築に際して、優先度の明確化や重点化に取り組み、県民生活を最優先に考えた予算編成を行っております。

(要望)

(2) 臨時財政対策債による地方交付税の代替措置を廃止し、本来の地方交付税制度を厳守するよう国に求めること。

(回答)

市町村が自立かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするため、地方交付税総額を法定率の引き上げ等により確保するとともに、臨時財政対策債を本来の地方交付税に復元するよう、国に強く要望しております。また、今後も継続して要望してまいります。

(要望)

(3) 法人 2 税の超過課税については、福祉や教育施策にも活用すること。

(回答)

法人二税の超過課税については、緊急かつ重要な課題である「災害に強い県土づくりの推進」と「東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備」に対応するための財源として活用するとともに、教育施設の耐震化にも活用することとしており、県民の安全・安心の確保や経済の活性化に努めてまいります。

(要望)

(4) 消費税増税など、国民生活に負担増を求める国政に対して神奈川県が県民生活を守る防波堤の役割を果たせるように各種料金などの値上げを行わないこと。

(回答)

使用料・手数料については、受益者負担の原則の観点から、物価水準や人件費の動向、類似施設の実態などを踏まえ、適切に設定しております。

(要望)

(5) 未利用県有地は、市町村等による保育所等福祉施設など公共利用を推進し、県民福祉の向上をはかること。また、地元住民の意向にそって公共の施設整備又は市に用地提供を図ること。

(回答)

県機関等の再編整備で生じる跡地等については、まず、県自らの活用を検討し、次に県自らの活用ができない場合には、早い段階で地元市町村に取得意向の有無を照会し、必要な情報を提供しており、地元市町村において公的・公共的な活用を図りたいとの希望があれば優先して譲渡することとしております。そして、こうした公的・公共的な活用が見込まれない場合は、民間事業者による活用を図るということを基本的な考え方としております。

県有地の利活用に関する地元からの御意見や御要望は、県と市町村との役割分担の下に、地元市町村において、必要性を判断いただいた上で、適切な対応を図っていくべきものと考えており、地元市町村から利活用の意向が示された場合には、御意見や御要望の実現に向け、協力してまいります。

(要望)

(6) 米軍関係者の自動車税は、県民が納める納税額と比較して最大75%の免除となっている。日米地位協定第13条3項で「私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない」とあることから、自動車税の特例を廃止すること。

(回答)

自動車税は、財産税と道路損傷負担金の性格を併せ持つものと解されておりませんが、米軍構成員等の私有車両については、日米地位協定第13条第3項又は第14条第6項の規定により、道路損傷負担金に相当する部分のみが課税されております。

県では、この優遇制度を早急に是正するよう「神奈川県基地関係県市連絡協議会」及び「渉外関係主要都道県知事連絡協議会」を通じて国に求めており、今後も引き続き働きかけてまいります。

(要望)

2 県職員の人員削減をやめ、働きやすい職場環境をつくるために

(1) 職員を適正に配置し、長時間残業を解消すること。

(回答)

人員の配置に当たっては、業務量に応じて必要な職員数を調整したうえで、適正な配置を行っております。

(要望)

(2) 図書館の司書や児童相談所、福祉施設の専門職員は再任用や非常勤ではなく、常勤の正規職員を増員して配置すること。

(回答)

図書館の司書については、業務の実態を考慮して職員を配置しており、今後も適切な職員配置に努めてまいります。

児童相談所の専門職員の配置については、実情を踏まえ、検討してまいります。

県立障害福祉施設では、今後も適切な職員配置に努めてまいります。

(要望)

(3) 不安定雇用の拡大となる非常勤・臨時的任用職員・任期付公務員・行政補助員などを常勤職員の代替としないこと。

(回答)

効率的、効果的な執行体制を確保するため、職員の退職見込みや将来の必要人員を踏まえた上で、常勤職員の採用を計画的に実施しており、多様な任用形態については、その補完等、最低限必要な範囲に限って行うように努めております。

(要望)

(4) 出先機関の事務職員を増員すること。

(回答)

人員の配置に当たっては、業務量に応じて必要な職員数を調整したうえで、適正な配置を行っております。

(要望)

(5) 公用車の故障、老朽化の対策・更新を急ぐこと。

(回答)

車両の更新は、使用年数及び走行距離を基に定めた更新要求基準を満たしたものと及び重大な故障など特別の事情により更新を必要とするものという基準を定めております。

公用車については、基準に基づき、適切に対応しております。

(要望)

(6) 職員の福利厚生、県民サービス向上の視点から、県庁本庁舎に障がい者団体等が運営する食堂・喫茶室を設けること。

(回答)

県庁内に食堂や喫茶室があることは職員の福利厚生や県民サービスの向上の観点から有用であると考えます。

なお、県庁新庁舎では「ともしびショップ県庁店」が運営されておりましたが、現在、地震・津波対策工事のため休止しており、工事終了後には再開する予定です。

(要望)

3 指定管理者制度、PFI など民間活力の導入について

(1) 指定管理者制度の運用について、2010年12月の総務省通知「指定管理者制度の運用について」を踏まえ、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるべきことなど、徹底し改善をはかること。

(回答)

指定管理者の募集に当たっては、募集要項に労働関係法規の遵守を明記しており、指定管理者と県とが締結する基本協定書でも、募集要項等の記載に従って管理業務を実施することを規定しております。

また、指定期間中に法令違反等が発生した場合には、随時モニタリングを行い、改善勧告、改善指示、業務停止命令、指定の取消しといった手続きを段階的に進める仕組みとしております。

今後は、指定管理者候補の選定に当たり、「労働環境の確保のための方針の有無」を評価の視点に加えるとともに、弁護士等の外部有識者で構成する指定管理者制度モニタリング会議において、労働環境の確保の取組を確認することとしております。

(要望)

(2) 公共施設の建設、維持管理、運営などにPFI方式を導入しないこと。

(回答)

P F I は、民間の資金や経営能力、技術力を活用することにより、事業コストの縮減や、より質の高い公共サービスの提供等が可能となるなど、県が直接事業を実施する従来方式と比べて、効率的かつ効果的に実施できると認めた事業のみ推進してまいります。

(要望)

4 個人情報保護と情報公開の充実について

(1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から非公開とされる状況があることから、見直して改善をはかり、情報公開を促進すること。

(回答)

情報公開請求に対し、県情報公開条例においては、原則として行政文書を公開することとしておりますが、その例外として、法人等に関する情報のうち、公開することで当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、非公開情報と定めております。

どの情報が非公開となるかは「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」に基づいて個別具体的に判断することとなりますが、その判断が適切に行われるよう、職員研修や説明会などを通じて条例の趣旨等を周知徹底してまいります。

(要望)

(2) マイナンバー制度の中止・凍結を国に求めること。

(回答)

マイナンバー制度は、法律で個人番号が利用できる範囲を定め、その範囲においてのみ、個人番号の利用を可能としており、違反した場合には罰則が課されております。

また、個人番号の利用により、行政機関では、必要な情報をより正確かつ効率的に把握することが可能となり、県民が行政手続き等の際に窓口で提出する書類が簡素化され、利便性が向上するとともに、行政事務の効率化を図ることができます。

県としては、円滑にマイナンバー制度が運用されるよう、制度の周知、情報漏えい対策の強化等を国へ要請してまいります。